かながわ青年期サポートブック

分野を越えて

自立の難しさを抱えた若者を支え合う

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

はじめに

10代後半から20代の子ども・若者が自立の困難さを抱えています。

多くの子どもたちは、高校卒業後に進学や就職など、自立に向けて少しずつ歩んでいき、家庭や学校等の協力を得ながら生活しています。

しかし、貧困や虐待・暴力といった家庭環境の課題、発達障害や精神疾患などがあって、不登校やひきこもりとなったり、対人関係や社会生活がうまくいかず、思うように就学できない、働くことができない、場合によっては住む場所すらないなど、生活に困難を抱える若者が増えているように思います。児童福祉施設や里親の元から巣立っていく方たちも、多くの苦悩を抱えて生活していることが懸念されます。

本会が政策提言をまとめるにあたり、平成23年度に会員に向けて行った課題把握調査では、こうした子ども・若者への支援の必要性が挙げられたことから、本会では、この課題を深めるシンポジウムを開催しました。このシンポジウムでは、彼らを支える制度や支援が年齢や対象で途切れてしまい、支援機関同士の連携が進みにくく、また、支援機関は増えてきていても地域に偏在し、その情報の共有も難しいといったことが課題として見えてきました。

こうした課題に対して、継続した情報交換を痛感した参加者有志にて、平成24年４月に、任意団体「わかもの互立（支えあい）ネットワーク」（以下、互立ネットワーク）が結成され、定例で勉強会が行われてきました。本会としては、互立ネットワークの活動に対して、「地域福祉（ともしび）推進助成金」による支援等に取り組んできたところです。

本冊子は、定例の勉強会を開く中で広く関係機関同士が顔の見えるつながりを作る必要性を強く感じ、子ども・若者に関わる関係機関同士が各現場での課題と社会資源を共有することを目的として、発行に至りました。作成にあたっては、本会と互立ネットワークの両者合同で編集を進めてきました。

本冊子が、関係機関同士がお互いを知る機会となり、困難さを抱えた子ども・若者を中心においた支援を進めるに当たって、連携を深める一歩となれば幸いです。

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

冊子発行の想い

わかもの互立（支えあい）ネットワーク
代表　鈴木　力（関東学院大学）

今から40年ほど前、「少年棄民－施設収容少年の人権」（菊田幸一著）という本が出されました。養護施設（現・児童養護施設）から中卒後に就職していく子どもたちが安価な労働力として搾取され、ひいては社会の底辺に組み入れられていく姿など、当時の子どもや若者が強いられた理不尽ともいえる現実を描き出したこの本に学生時代の私は出会い、少しでもこれに抗しようと自分の仕事を児童養護施設の指導員から始めました。そこから月日は大分経過しました。しかし残念なことに、この「少年棄民」で描かれた子どもや若者の現実は、少し姿を変えながらも未だに大きな問題がそのまま残されています。

戦後の日本は豊かで便利な社会を築いてきました。いたるところにコンビニエンスストアや深夜営業しているスーパーがあり、さらにネットを使えばあらゆる物がすぐ手に入り、人間関係にしても携帯電話・スマホを手にすればすぐ誰とでもつながっている気分に浸れるというように、私たちは物質的には大変豊かで便利な社会に生きています。

その一方、人と人とのつながりは希薄化し、人の心の闇はさらに深く広がっているように思われます。こうした社会の影響をダイレクトに受ける子どもや若者の現状は、一層厳しさが増しています。子どもの貧困は拡大し（子どもの約６人に１人は相対的貧困下にあり、義務教育にある子どもは同じ程度就学補助を受けています）、若者人口の2.3％はニート・ひきこもりといわれる人たちです。凄惨な子ども虐待が増え続けている一方で社会的養護経験者に対する支援は未だ十分とはいえませんし、また発達の遅れや偏りのある若者の中には支援が少なく困窮している人もいます。そしてこれまでは子ども・若者支援は障害福祉、社会的養護、教育、医療・保健などの分野毎に分類され、ケアを担う人たちもお互いをよく知らないまま実践を続けてきました。この現状を打ち破り、子ども・若者支援を実践しているさまざまな分野の人たちが横断的なつながりを深め、理解し合い、共有化を進めていくことで、子ども・

若者支援の一層の充実を目指す「わかもの互立（支えあい）ネットワーク」が生まれ、こうした私たちの想いが結実した一つの成果としてこのサポートブックができました。

この冊子が、子ども・若者を支援する大人同士の垣根を越えたつながりのための素材として、また子どもや若者の生きる勇気を支える手助けの一つとして機能することを願っています。ご執筆いただいた皆様をはじめ、「わかもの互立（支えあい）ネットワーク」メンバー各位、特に事務局の役割を担っていただいた県鎌倉三浦地域児童相談所の寺田所長と本冊子製作の実務を支えていただいた神奈川県社会福祉協議会の皆様の多大なご尽力により素敵なサポートブックが出来上がりました。本当にありがとうございました。

わかもの互立（支えあい）ネットワークの名称となった『互立（ごりつ）』の由来

さまざまな困難を抱えた若者に、支援者や関係者・市民が途切れることなく寄り添い、お互いに支えあい、成長しあうためのあり方・関係性を意識するため、『互立』（interdependence；京都府立大学教授　津崎哲雄氏訳）という言葉を、ネットワークの名称に選びました。

目　次

第１部
青年期を取り巻く概況

１．15歳から29歳までの人口数と総人口に占める割合 ―― 2

２．進学状況・就労環境 ―― 2

○公立中学校等卒業者の進路状況 …… 2

○年齢階層別雇用職員の非正規雇用職員の占める割合 …… 3

○若年無業者（ニート）数 …… 3

３．ひきこもり数 ―― 4

４．生活保護　年齢階級別被保護人員 ―― 5

５．社会的養護措置児童数 ―― 6

６．精神科病院通院者数（自立支援医療） ―― 7

７．少年鑑別所への送致児童数 ―― 7

８．自殺者数 ―― 8

９．相談機関における相談内容 ―― 8

○児童相談所における内容別虐待相談受付件数 …… 8

○県内の配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談件数・9

○かながわ子ども・若者総合相談センター及び
ひきこもり地域支援センターにおける相談実績 …… 9

第１部　まとめ ―― 10

第2部

現場からみた子ども・若者－青年期サポートの最前線－

1．生活基盤の不安定な状況での課題 14

❖家族の複合的な課題の中にいる子どもの現状と支援の課題 …… 14

❖児童養護施設やファミリーホームにおける措置終了後におけるアフターケアの現状と課題 …… 21

❖子どもとの共同生活を通じた、生活と働くことを支えていく援助の現状と課題 …… 24

❖虐待・DV（家庭内暴力）・生活困窮等で緊急的な支援が必要な子ども・若者への支援の現状と課題 …… 27

2．教育現場での課題 35

❖普通高校、定時制高校、特別支援学校それぞれの教育現場での取り組みの現状と課題 …… 35

3．働く・地域参加に向けた課題 43

❖若者サポートステーションからみえる進路や働くことに不安のある若者たちの現状と課題 …… 43

❖不登校・ひきこもり状態だった子ども・若者の居場所から見える社会参加に向けた現状と課題 …… 46

❖児童養護施設等を出た子どもが就労できる機会を広げ、施設にいる時からの就労準備と、就労後の仲間づくりの取り組みの現状と課題 …… 49

4．心の回復に向けた課題 54

❖暴力、ネグレクト体験が深く心の傷としてのこり、人との信頼関係づくりに不安を抱える子どもの心の回復に向けた、医療機関や相談機関での現状と課題 …… 54

5．矯正施設退所後の課題 64

❖刑務所や少年院などの矯正施設退所者への福祉機関との連携した取り組みの現状と課題 …… 64

6．サポートブックからの提案 74

第3部
社会資源情報

1．代表的な相談窓口 80
2．生活困難なときの支援機関を知りたい 84
3．仕事を探したい・職業訓練を受けたい 94
4．学びたい 98
5．ひきこもり等の相談・居場所について知りたい 109
6．障害福祉サービスを利用したい 112
7．精神保健関連の相談機関を知りたい 119
8．ボランティア・セルフヘルプグループに参加したい 122
9．地域で活動する民生委員児童委員 125
10．要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会 126
11．市区町村福祉事務所、市町村社会福祉協議会一覧 128

編集後記・編集会議の経過 133

第１部

青年期を取り巻く概況

第１部では、子ども・若者の置かれた状況について統計データから概観します。

１．15歳から29歳までの人口数と総人口に占める割合 2

２．進学状況・就労環境 2

○公立中学校等卒業者の進路状況 2

○年齢階層別雇用職員の非正規雇用職員の占める割合 3

○若年無業者（ニート）数 3

３．ひきこもり数 4

４．生活保護　年齢階級別被保護人員 5

５．社会的養護措置児童数 6

６．精神科病院通院者数（自立支援医療） 7

７．少年鑑別所への送致児童数 7

８．自殺者数 8

９．相談機関における相談内容 8

○児童相談所における内容別虐待相談受付件数 8

○県内の配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談件数 9

○かながわ子ども・若者総合相談センター及び

○ひきこもり地域支援センターにおける相談実績 9

第１部　まとめ 10

1 15歳から29歳までの人口数と総人口に占める割合

本県の総人口は約907万2,000人（平成25年１月１日現在）であり、15歳から29歳の人口は約143万4,000人で総人口の15.8%となります。12年前（平成14年）と比べると約37万9,000人（約５％）減少しています。

本県における15歳から29歳の人口数及び総人口数に占める割合

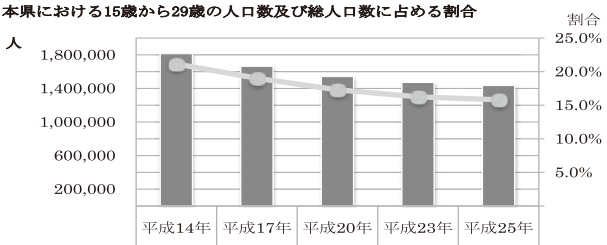

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成25年
15歳から29歳の人口数	1,813,147	1,663,185	1,541,042	1,470,623	1,434,485
総人口に占める15歳から29歳の割合	21.1%	19.0%	17.3%	16.2%	15.8%

（「神奈川県年齢別人口統計調査」（各年１月１日時点）より本会作成）

2 進学状況・就労環境

公立中学校等卒業者の進路状況

本県の公立中学校等卒業者の進路状況をみると、卒業者総数は約６万9,000人で、約2,500人（約３％）が定時制高校、約2,900人（約４％）が通信制高校です。特別支援学校高等部への進学者は、平成24年度は約980人で、10年前（平成15年度）と比べると約1.9倍となります。

公立中学校等卒業者の進学状況

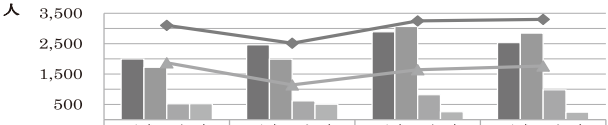

	平成15年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度
定時制	1,994	2,460	2,888	2,532
通信制	1,720	1,989	3,064	2,845
特別支援学校高等部	518	614	818	979
就職者	521	505	257	243
全日制	61,615	57,876	60,443	61,076
総数	67,958	64,933	68,711	68,969

（「公立中学校等卒業者の進路の状況」（各年度末時点）より本会作成）

年齢階層別雇用職員の非正規雇用職員の占める割合

南関東地区の年齢別雇用職員数（15～44歳）のうち「15～24歳のうち在学中を除く」非正規職員・従業員の占める割合は、平成24年に32.3%となり、「25～34歳」「35歳～44歳」が占める割合よりも高くなっています。

年齢別雇用職員数の非正規職員・従業員に占める割合（南関東地域）

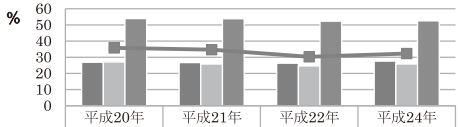

	平成20年	平成21年	平成22年	平成24年
35～44歳	26.9	26.7	26.3	27.6
25～34歳	27.1	25.8	24.6	25.8
15～24歳	53.9	53.8	52.3	52.5
15～24歳のうち在学中を除く	35.8	34.7	30.3	32.3

※「非正規職員・従業員」は「パート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他」をさす。
※「南関東地域」は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県をさす。
（総務省「労働力調査」（各年平均値）より本会作成）

若年無業者（ニート）数

南関東地域の若年無業者（ニート）の数は15万～18万で推移しています。

若年無業者数（ニート）の推移（南関東地域）

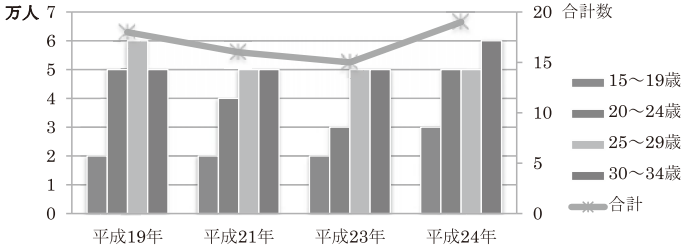

※若年無業者とは「15～34歳の非労働力人口のうち、家事、通学を行っていない者」（ニート）をいう。
※「南関東地域」は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県をさす。
（総務省「労働力調査」（各年平均値）より本会作成）

3 ひきこもり数

内閣府が平成22年２月に全国5,000人の若者（15歳以上39歳以下）を対象に実施した調査「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する調査）報告書」（平成22年７月）によると、ひきこもり群は全国で約69万6,000人と推計され、その割合を基に推計した県内のひきこもりは、約５万3,000人になります。（「神奈川県青少年白書（平成24年版）」より）

また、ひきこもり群について上記調査と同様の定義を用いて調査を実施した「横浜市子ども・若者実態調査（報告書）」（平成25年３月）によると、横浜市内のひきこもり群の数は、約8,000人となっています。この割合を基に推計した県内のひきこもりは、約２万1,000人になります。

横浜市と内閣府調査との比較

項　　目	横浜市	内閣府
標本数	3,000人	5,000人
回収数 （率＝回収数/標本数）	1,386人（46.2%）	3,287（65.7%）
ひきこもり群の出現率	0.72%	1.79%

（「横浜市子ども・若者実態調査（報告書）」（平成25年3月）より本会作成）

ひきこもり群の推計数（全国）

	有効回収数に占める割合（%）	全国の推計数（万人）	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	15.3	狭義のひきこもり 23.6万人
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	3.5	
自室からほとんど出ない	0.12	4.7	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	1.19	準ひきこもり46.0万人	
計	1.79	広義のひきこもり 69.7万人	

（注）・15～39歳の5,000人を対象として、3,287人（65.7%）から回答を得た。
・上記ひきこもり群に該当する状態となって６カ月以上の者のみを集計。「現在の状態のきっかけ」で統合失調症または身体的な病気と答えた者、自宅で仕事をしていると回答した者、「ふだん自宅にいるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。
・全国の推計数は有効回収数に占める割合に総務省「人口統計」（2009年）における15～39歳人口3,880万人を乗じたもの。

（内閣府「子ども・若者白書」（平成25年）より本会作成）

4　生活保護　年齢階級別被保護人員

本県の平成23年の０歳から29歳の生活保護被保護人員数は、約２万8,000人であり、平成21年からの増加率をみると、「18～19歳」が約160％、「20～29歳」が140％と他の年齢階級の増加率に比べて高くなっています。

年齢階級別被保護人員

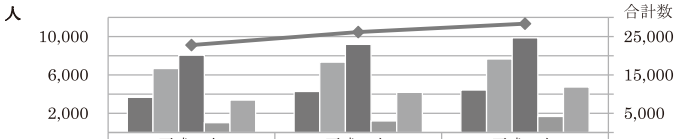

	平成21年	平成22年	平成23年
0～5歳	3,664	4,275	4,424
6～11歳	6,669	7,332	7,663
12～17歳	8,058	9,186	9,866
18～19歳	1,020	1,202	1,672
20～29歳	3,379	4,187	4,741
合計	22,790	26,182	28,366

（「神奈川福祉統計」（各年７月 末 日時点）より本会作成）

5 社会的養護措置児童数

本県における乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親等に措置されている児童数は2,090人となります。平成24年度でみると、措置委託先としては、児童養護施設が73%、里親等が13%となります。

社会的養護措置児童数 推移

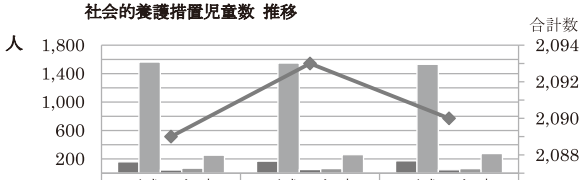

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
乳児院	159	169	173
児童養護施設	1,563	1,549	1,531
情緒障害児短期治療施設	44	51	47
児童自立支援施設	70	64	63
里親等（ファミリーホーム含む）	253	260	276
合計	2,089	2,093	2,090

（厚生労働省「福祉行政報告例」（各年度末時点）より本会作成）

平成24年度末 社会的養護措置児童数 割合（n=2090）

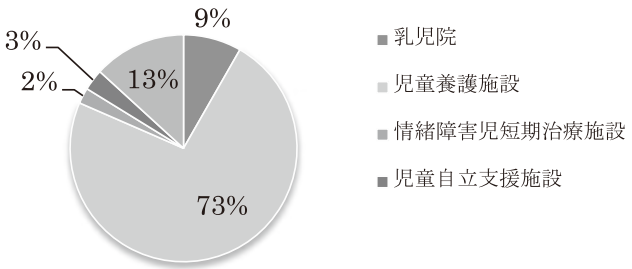

（厚生労働省「福祉行政報告例」（平成 25 年 3 月末日時点）より本会作成）

6 精神科病院通院者数（自立支援医療）

本県における平成23年度精神通院医療（自立支援医療）適用者のうち、「０歳から29歳」は約１万5,000人となります。平成21年度から1,776人増加しており、年齢階層別の増加率をみると、「20～29歳」が110％、「10～19歳」が123％となっています。

年齢別 精神通院医療適用者数 推移

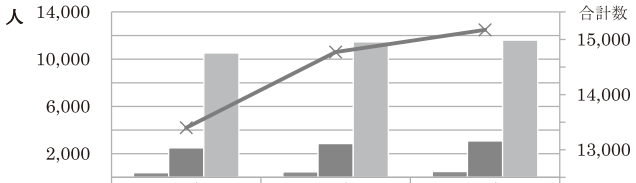

	21年度末	22年度末	23年度末
0～9歳	385	454	484
10～19歳	2,489	2,855	3,077
20～29歳	10,525	11,463	11,614
合　計	13,399	14,772	15,175

（「精神保健福祉の現状」（各年度末時点）より本会作成）

7 少年鑑別所への送致児童数

横浜少年鑑別所における平成24年の新収容者は1,033名であり、「15歳から17歳」が67％を占めています。

平成24年横浜少年鑑別所 新収容者の年齢の割合（n=1,033）

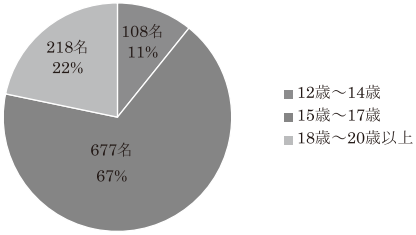

※少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を最高８週間収容し、専門的な調査や診断を行う施設です。

（「法務省少年矯正統計」（平成25年７月公表）より本会作成）

8 自殺者数

本県の平成24年の自殺者数は1,659人（人口動態統計）であり、自殺者の年齢別でみると、「20代」11.7%、「30代」11.9%となっています。

県の自殺者の年齢別（平成24年）（n=1,659）

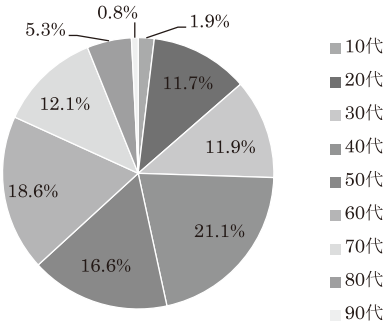

（「自殺の現状、統計」（平成24年12月末時点）より本会作成）

9 相談機関における相談内容

児童相談所における内容別虐待相談受付件数

本県の児童相談所における虐待相談受付件数は、平成24年度5,571件で、３年前（平成21年度）と比べると約1.65倍となります。相談内訳では、受付件数のうち心理的虐待45.6%、ネグレクトが26.7%を占めます。

児童相談所における内容別虐待相談受付件数

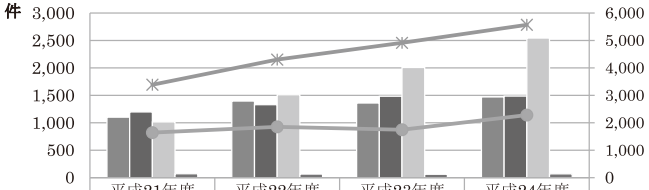

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
身体的	1,102	1,396	1,360	1,471
ネグレクト	1,198	1,330	1,484	1,487
心理的	1,016	1,511	2,008	2,544
性的	71	66	62	69
県全体合計	3,387	4,303	4,914	5,571
県所管小計	1,642	1,853	1,747	2,282

（「神奈川県福祉統計」等（各年度末時点）より本会作成）

県内の配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談件数

県内の「配偶者暴力相談支援センター」で受け付けたDV被害者本人からの相談は、平成24年度は、5,481件で、そのうち20歳未満から30歳代の数は、1,345で、24.5%となります。

ＤＶ相談件数（年齢別抜粋）

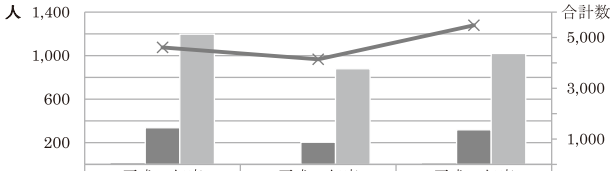

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
20歳未満	9	1	7
20歳代	337	204	318
30歳代	1,197	879	1,020
合計	4,609	4,140	5,481

（「県内のＤＶ相談等の件数について」（各年度末時点）より本会作成）

かながわ子ども・若者総合相談センター及び ひきこもり地域支援センターにおける相談実績

本県のかながわ子ども・若者総合センターとひきこもり地域支援センターで受けた平成24年度電話相談件数は2,803件で、その内「ひきこもり」19.7%、「不登校」18.7%、「学校関係」15.9%と割合が高くなっています。

平成24年度 かながわ子ども・若者総合センターとひきこもり地域支援センターでの電話相談件数内訳（n=2, 803）

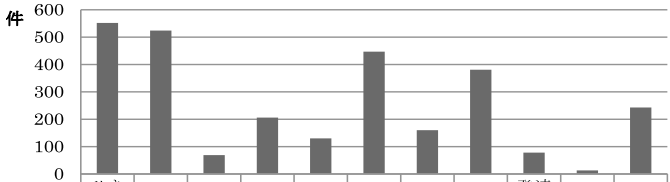

	ひきこもり	不登校	非行	精神保健	仕事関係	学校関係	対人関係	家庭問題	発達障害等	犯罪被害	その他
件	552	524	69	206	130	447	160	381	78	13	243

（「平成24年度事業実績」（平成25年３月末時点）より本会作成）

第１部　まとめ

第１部　青年期を取り巻く概況では、県内の子ども・若者の状況を客観的に知るために、公表された統計データを主に掲載しました。

本県の15から29歳の人口は、平成25年に約1,434,000人となり総人口の15.8％を占めています。平成14年から比べると、５％減少していることがわかります。

義務教育である中学校を卒業した後の進路状況は、定時制・通信制高校、特別支援学校高等部への進学者数は増加しています。就業状況では、非正規職員・従業員の中で、他の年齢区分よりも10代後半から20代前半の割合が高いことがうかがえます。

また、生活保護を利用する人（０～29歳）は約28,000人います。３年間（平成21年度から23年度）の増加率をみると、「18から19歳」の階層では60ポイント増（1,600人）、「20から29歳」の階層では40ポイント増（4,700人）と、その数値は高くなっています。そして、児童養護施設・里親等で暮らす子どもは約2,000人います。

相談機関の相談内容では、児童相談所の虐待相談受付件数が、約5,600件〔４年間（平成21年度から24年度）で1.65倍増加〕に上ります。かながわ子ども・若者総合相談センター及びひきこもり地域支援センターの相談は約2,800件（平成24年度）であり、その内訳は、「ひきこもりに関すること」19.7％、「不登校」18.7％を占めています。

これらの統計からは、子ども・若者の人口が減少している一方で、子ども・若者の育つ家庭環境や社会の中での生活環境の厳しさをうかがい知ることができます。

統計の先に見える子ども・若者はどんな環境に置かれているのでしょうか。第２部では、青年期をサポートするさまざまな現場から、子ども・若者の実態を探ります。

第２部

現場からみた子ども・若者

－青年期サポートの最前線－

第２部では、10代後半から20代の子ども・若者の現状について、「1. 生活基盤の不安定な状況での課題」「2. 教育現場での課題」「3. 働く・地域参加に向けた課題」「4.心の回復に向けた課題」「5. 矯正施設退所後の課題」の５テーマを設定し、各分野での実践を現場からの寄稿としてまとめました。

１．生活基盤の不安定な状況での課題 14

❖家族の複合的な課題の中にいる子どもの現状と支援の課題

・綾瀬市青少年相談室　永野 順子 氏 …… 14

・小田原市福祉政策課保護係　小倉　哲 氏 …… 17

コラム 生活保護世帯の子どもの自立支援に関するアンケート調査

❖児童養護施設やファミリーホームにおける措置終了後におけるアフターケアの現状と課題

・児童養護施設 旭児童ホーム 分園F.G.H 鈴木ホーム　鈴木　力 氏 …… 21

コラム 神奈川県児童養護施設等退所者追跡調査

❖子どもとの共同生活を通じた、生活と働くことを支えていく援助の現状と課題
・自立援助ホーム湘南つばさの家　前川 礼彦 氏 …… 24
❖虐待・DV（家庭内暴力）・生活困窮等で緊急的な支援が必要な子ども・若者への支援の現状と課題
・（特非）子どもセンターてんぽ　影山 秀人 氏 …… 27
・県立女性相談所　会津久仁子 氏 …… 30
・（特非）湘南ライフサポート・きずな　酒井 博子 氏 …… 33

2．教育現場での課題 35
❖普通高校、定時制高校、特別支援学校それぞれの教育現場での取り組みの現状と課題
・神奈川県立田奈高等学校　岩井 葉子 氏 …… 35
・神奈川県立舞岡高等学校　飯島 正彦 氏 …… 38
・横浜市立日野中央高等特別支援学校　小島 明 氏 …… 40

3．働く・地域参加に向けた課題 43
❖若者サポートステーションからみえる進路や働くことに不安のある若者たちの現状と課題
・よこはま若者サポートステーション　綿引 幸代 氏 …… 43
❖不登校・ひきこもり状態だった子ども・若者の居場所から見える社会参加に向けた現状と課題
・（特非）アンガージュマン・よこすか　島田 徳隆 氏 …… 46
❖児童養護施設等を出た子どもが就労できる機会を広げ、施設にいる時からの就労準備と、就労後の仲間づくりの取り組みの現状と課題
・（株）フェアスタート　永岡 鉄平 氏 …… 49

コラム 中学生から退所者まで継続して関わる自立支援
（特非）ブリッジフォースマイル　林　恵子 氏

4．心の回復に向けた課題 54

❖暴力、ネグレクト体験が深く心の傷としてのこり、人との信頼関係づくりに不安を抱える子どもの心の回復に向けた、医療機関や相談機関での現状と課題

・湘南病院思春期精神科　大森　武 氏 …… 54

・新泉こころのクリニック　朝倉 新 氏・九法 真優子 氏 …… 57

・（一社）インクルージョンネットよこはま　鈴木 晶子 氏 …… 60

5．矯正施設退所後の課題 64

❖刑務所や少年院などの矯正施設退所者への福祉機関との連携した取り組みの現状と課題

・セリエコーポレーション　岡本 昌宏 氏 …… 64

・神奈川県地域生活定着支援センター　中西 一郎 氏 …… 68

コラム　できるだけ早い福祉的支援をするために
横浜弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会　千木良 正 氏

・秦野精華園　髙澤 哲矢 氏 …… 71

6．サポートブックからの提案 74

1 生活基盤の不安定な状況での課題

❖家族の複合的な課題の中にいる子どもの現状と支援の課題

生きる力を取り戻すまで…

綾瀬市青少年相談室 相談員 **永野 順子**

1．はじめに

当室は心理カウンセラーと元警察官の相談員２名体制で、働くことが難しい、高校・大学に行けなくなった等、本人・家族からのさまざまな分野の相談に応じています。原則として中学卒業後から29歳までが対象で、安心して話して頂けるように静かな明るい相談室を用意しています。相談は、面接中心ですが、下記のような事例で家族からの支援が難しい場合は、カウンセリングの後に同行支援も行い、次の機関に慣れるまで重なりながら支援することもあります。若者たちが心を回復し、それぞれのスタイルで社会復帰して行くとき、市内の機関のみではステップがなく、特に困難な状況にいる場合は、ネットワークを生かして他自治体や他機関との連携が大切であることを痛切に感じています。

2．養育不十分だった青年の自立の困難例

父親の生活保護受給に伴い、本人のひきこもりが明るみに出て、生活保護ケースワーカーからつながった方です。最初の関わりは本人が18歳、父親は60代後半でした。本人が４歳の時から、父親が一人で仕事をしながら育てていました。小学校では父親が仕事に出た後に登校、夜一人で留守番をする事もあり次第に登校が難くなりました。中学校では、いじめを受けて不登校になり、その後は、不登校児のための適応教室に通いました。中学校からの説明では「家庭訪問をするとゴミ屋敷のような所で暮らし、時には食べ物も無い生活。学習面は低く、コミュニケーションにも問題があり、高校はサポート校に入学した」とのことでした。しかしすぐ不登校となって退学し、以来、ひきこもりの生活となりました。

当室に初めて来たとき、本人は、鋭く睨み付けてくる目つき、強い警戒心、汚れた服装と体臭、肥満、普通の会話が成り立たないという状態でした。面接では、自分自身や人生を全否定し、自信の無さを人への攻撃、恨みとしてぶつけてきましたが、面接回数を重ねるうちに笑顔もみせるようになってきました。父親からは、早く働けと言われ続けますが、全く自信はなく、就労支援にも至らない本人の状態でした。

本人と話し合い、生活環境を変えるため、県外の若者自立塾（当時の制度）を利用しました。リズムある生活、洗濯された衣類、三度の食事、会話のある日々、趣味、働くという経験の中で明るくなってきました。しかし半年後、継続的な支援が必要という見解はありましたが、利用期限になり終了しました。自宅に帰ると又以前と同じような生活となりました。この間に、困難さを判別するため、発達障がい支援センター、さらに総合療育相談センターで検査を行うと、困難さはあるものの障害にあたるものは無いことが分かりました。

手帳を取得していなくとも利用できる障がい者就労支援センターで職能検査等を受けますが、本人に合う次へのステップはみつかりません。ハローワークも適合しません。そこで本人の希望もあり職業訓練校に挑戦してみますが不合格となりました。本人はさまざまな機関を拒否する事なく通いましたが、就労の方向が定まりませんでした。

その後庁内の福祉相談の助言を得て精神科へ行きました。病院の計らいがあり、福祉作業所で就労の経験をさせてもらうことになりました。そこでは真面目な働きが認められ、いつのまにか忍耐力もつき本人の中に自信という芽が育ってきました。１年を経過し次へのステップとして再度ハローワークに行きましたが、まだ無理のようでした。その後、他市ですが、これも計らいを得て今は、若者サポートステーションの就労支援を受けています。いつのまにか５年が経過していますが、まだ道の途中…いつの日か就労と親からの自立を目指しているところです。

３．振り返って

最初に本人から感じた困難さは、人との関わりと経験の中で少しずつ変化を見せるようになりました。不十分な養育環境がこれほどまでに人の育ちに影響を与えるという事を強く感じさせられました。相談室だけでは、見通しも立てられない状態の中、色々な助言を得ながら、本人と

共に多くの支援機関を巡りましたが、一般就労することも難しく、障害福祉サービスは利用できず、本人に適した機関はどこなのか、途方に暮れることもありました。それでも、生きていてもいい事は何もないと言い切っていた18歳が、数年にわたりさまざまな機関で体験し親以外の大人と出会いながら育ち直しができていったのかもしれません。見捨てられ不安から攻撃してくる事もありましたが、継続して関わる人間がいることも大切のようでした。人間不信も少しずつ解消されてきて、心から働こうとするようになったと思います。

4．おわりに

不十分な養育環境で育った子どもは、孤独な生活を送っています。コミュニケーション能力が落ち人と関わることが難しかったり、身の回りのことができなかったりと長く影響が続きます。支援を受けて成長する部分はありますが、短期間で取り戻すことはできません。さらに15歳、18歳、20歳と区切られる暦年齢が、支援体制を阻むことがあります。そうだとしても子どもの人生は続きます。子どもの心は、心細い思いをしながらも切り替えざるを得ず、諦めることを覚え、他者を頼ることをしてはいけないと思うかもしれません。家族の支援や家族が無かったりする子どもは特に、機関の支援が終わっても見守ってくれる人や仲間や友達が必要となります。人には人が必要ということを強く思います。子ども達が関係を作っていく力を身に付け、生きることを楽しめるように…願わずにはいられません。

上記事例を通じて、私自身が関係機関を知り人脈を得ることができました。機関を超えて“ネットワークで支えあう”…助け合い、重なり合い、バトンタッチもありながら複数で継続して支えあう。連携はエネルギーを必要とする面もありますが、私達自らがつながり、諦めず、顔の見える関係を広げる…それが子ども達だけではなく私達をも支えてくれることだと実感しています。

❖家族の複合的な課題の中にいる子どもの現状と支援の課題

生活保護世帯の子どもを取り巻く環境

包括的な途切れのない支援策を福祉の現場から模索する

小田原市福祉政策課保護係　**小倉　哲**

1．小田原市における生活保護の現状

小田原市は神奈川県西部にある、人口約195,000人の特例市です。海と山と川に囲まれ、温暖な気候であり、かつては城下町、宿場町として栄えた伝統と文化のある街です。

平成25年９月時点で本市の生活保護受給者数は約2,800人、人口の約1.4％が生活保護を受給しています。本市福祉事務所の体制は、指導監督を行う査察指導員が４名、受給者への相談業務を行うケースワーカー（以下、「CW」）が23名、その他受給者への支援を行う非常勤職員11名います。１人のCW当たり約90世帯を担当しており、生活保護受給者に対し自立に向けた支援を行っています。

2．生活保護が抱える問題～貧困の連鎖～

生活保護受給世帯はさまざまな問題を抱えています。その中でもここ数年で問題となっているのが「貧困の連鎖」です。生活保護受給世帯で育った子どもが大人になって再び生活保護を受けるようになる。その原因は生活保護受給世帯やその子ども達が抱える多様な問題に対し、適切な支援を行えていないこと、そしてその支援を行うだけの体制が整えられていないからではないでしょうか。

本市では10代から20代の生活保護受給者は約220人います。そのほとんどは学校を卒業し、就職するなどして生活保護から自立していきますが、中には30代、40代と継続して保護を受け続ける方や、一度保護から抜け出したものの、再び保護を受給する方もいます。その原因は生活保護受給世帯やその子どもたちが抱える多様な問題に対し、適切な支援を行えていないこと、そしてその支援を行うだけの体制が整えられていないことが考えられます。

3．生活保護受給世帯の子どもとその家庭

あるCWは母、定時制高校２年生の長男、中学３年生の二男の母子家庭世帯を担当しています。母はうつ病を抱えており、二男は不登校状態で昼夜は逆転し、中学３年の８月時点で進路は全く決まっていない状態です。担任の定期的な訪問はあるものの、具体的な進路相談や不登校の問題解消には取り組めておらず、母も二男の現状を問題視していないため、その他の関係機関とのつながりもない状況です。

福祉事務所としても、担当CWが定期的に訪問し、日常生活の状況や進路の確認はするものの、さらに踏み込んだ支援は行えていません。その理由はCWに時間的な余裕ないこと、知識不足、そして他の関係機関との連携がないことが挙げられます。この状況が継続すると、高校に進学することができず、学校とのつながりも消え、どこからの支援を受けることがなく、保護が長期化する可能性があります。

同じような事例が他の世帯でもみられます。父と長男21歳の二人世帯です。長男は高校卒業後、就職はせず社会とも疎遠となり、ニート・ひきこもり状態にあります。病院受診もないため、病状的に就労が不可能なのかも不明です。父は傷病を訴え、就労ができない状況です。この世帯の問題は、私達が長男の支援を行うことに父が反発的であることです。父に対し長男の社会復帰にあたり、ひきこもり支援を行うNPO法人が開催する、ひきこもりの子を持つ親を対象とするセミナーへの参加を促しました。しかし、出席しても途中退席をしてしまうなど、積極的な姿勢は見られません。まず、父と良好的な関係を築いていく方向も考えましたが、やはりCWが支援にかけられる時間には限界があり、関係作りができずにいます。

このように生活保護受給世帯の子どもの問題点は、子ども自身の問題もさることながら、その家族も問題を抱えている、家族が非協力的であるといったことが多々あります。これらの問題を一つひとつ解決していかなければ、「貧困の連鎖」が断ち切られることはないでしょう。

4．自立支援員の導入へ

厚生労働省でもセーフティネット支援対策等事業が立ち上がり、地方自治体に対し社会的居場所づくり支援事業、つまり若年期の生活保護受

給者に対し支援を行うよう求めました。そのような中、本市では自立支援員を導入し、これらの問題点の改善に乗り出しました。自立支援員は不登校児童等への訪問支援及び進学、就職の相談、保護受給中のニート・ひきこもり状態にある方への訪問、支援機関との連絡調整を行うことにより、問題を抱える保護受給者への専門的な支援を目的に導入されました。

自立支援員を導入したことにより、一つ目の事例で紹介した母子家庭に対しては、本市の教育担当課に設置されている、教育と福祉のつながりを目的としたスクールソーシャルワーク・サポーターとの連携が始まりました。教育機関と共に、一つの問題として取り上げ、現在では高校進学のため出席日数を増やせるよう、適応指導教室の案内や進路相談を行っています。また、母に対しては、自立支援員が母に対してどういった支援を行うべきか、母の担当医から病状に関する話を聞き、支援に活かしています。

二つ目の事例についても、時間的に余裕のないCWに代わり、短い期間での訪問を繰り返し、父との関係を築くよう支援を続けています。また精神科医師と同行訪問し、長男のひきこもりには精神医学的な要因はないかの検討を行う予定です。

さらに、生活保護受給世帯の中学３年生全員を対象とし、進路確認、相談のため一斉訪問を行いました。世帯の中には、生活保護を受給していると私立の高校には進学できない、高校卒業後も大学や専門学校に進学することはできず、仕事をしなければいけないと思っていたと話す親も多く、生活保護制度の正しい情報や奨学金の制度を知らせるためにも、一斉訪問は有効です。

その甲斐もあり、平成24年度に本市で生活保護を受けている中学３年生27人のうち25人が高校に進学しました。今後は、さらなる進学率の向上や学力の向上、そして不登校傾向にある子ども達の居場所をつくるため、学習支援も視野に入れています。

自立支援員との面談風景

5．生活保護の枠を超えた支援を

最後に、自立支援員を導入したとしても、すべての問題解決には至りません。一つの家庭にかかる支援の時間は膨大でその内容も複雑であるため、他の関係機関の助けが必要です。そのためにどこの組織がどんな支援をしてくれるかを把握しなければならず、日ごろから連携を密にし、情報共有をすることが必要になります。子ども達だけでなく、支援が必要とされるその家族に対して、福祉事務所のみならず、他の関係機関が手を差しのべることができる状態を作り、将来に向けた自立を支援することが、今後の福祉事務所の課題になりそうです。

コ■■ラ■■ム

生活保護世帯の子どもの自立支援に関するアンケート調査

県では、平成24年度に生活保護世帯の「子どもの自立支援推進についての調査」の結果をまとめています。

ここでは、その一部を紹介します。

○この調査のうち、福祉事務所のケースワーカーへの調査（県内生活保護担当ケースワーカーを対象に福祉事務所を通じて実施。709名回答）において、「親の世代の貧困が子どもの生活等に影響を与えていると感じることはあるか」という設問に対し、感じる、または感じるときがあるとの回答は94％にのぼりました。

○また、子どもと同居している生活保護世帯への調査（県所管域（町村）の生活保護世帯96人回答）において、回答した世帯の家族構成は、母子家庭69.8％、父子家庭6.3％となりました。「子どもの頃に親が生活保護を受けていたことがあるか」という設問に対し、「受けていたことがある」と回答は15.6％となりました。「祖父母や親族、友人等が子育てを手伝ってくれることはあるか」という設問では、「いずれもない」と回答が43.8％にのぼりました。

※また、県では生活保護世帯の子どもへの支援を行う上で活用する「子どもの健全育成プログラム」を作成しています。プログラムの内容は下記URLからご覧いただけます。

URL　http：//www.pref.kanagawa.jp/cnt/f152/p463703.html

（「アンケート調査結果」より本会作成）

❖児童養護施設やファミリーホームにおける措置終了後におけるアフターケアの現状と課題

社会的養護(児童養護施設、里親やファミリーホームなど）における措置終了後のアフターケアの現状と課題

児童養護施設 旭児童ホーム 分園F.G.H 鈴木ホーム ホーム長
関東学院大学 人間環境学部 准教授 **鈴木 力**

1．今日の社会的養護

社会的養護は、家庭のなかで起こるさまざまな養護ニーズによって親子分離を必要となった子どもたちの生活の場です。特に近年、子どもや家庭の措置を行う児童相談所に寄せられた児童虐待相談処理件数が66,807件（2012年度）に達することが示すように「子ども虐待」を経験した子どもたち、また子どもの相対的貧困率は15%を超えたように「子どもの貧困」下にある子どもたち、さらには発達障害の疑いのある子どもが小中学校の児童・生徒の6.5%といわれる現状から「発達障害（やその疑いのある)」の子どもたちなど、社会的養護の下には丁寧に寄り添いながら専門的な援助・支援を必要とする子どもたちが多く生活しています。また2009年国連で「子どもの代替養育に関するガイドライン」が採択されて以来、日本も国策として社会的養護の見直しが始まり、従来の施設養護中心の養護から里親やファミリーホームなどの家庭養護を重視し推進する社会的養護システムへ変わっていこうとしています。

2．ホームを巣立った人たちのことから

M君は小学生の頃に継母から虐待を受け、情緒障害児短期治療施設での生活を経験します。高校進学を控えた時点で家庭に戻りましたが、母からの虐待が再発し、自分から一時保護を申し出、親との分離を決意し、16歳（高校２年生）で私たちのホームでの生活が始まりました。ホームでの生活でM君と約束したことは「朝は高校に間に合う時間に起き、夕食は用がない限り一緒に食べる」ことぐらいで、まず彼がゆっくりと「養生」できるような生活を提供し、時には深夜までゲームに興じたり話をしたりなど、楽しみを共有する機会を多く持つように努めました。大

学進学を果たしたＭ君は児童相談所一時保護所での夜間指導員のアルバイト（大学４年間続けます）を行い、私たちのホームで１年ほど生活した後、２年生から私の友人が提供してくれたマンションで他のホーム出身者と共同生活をしました。大学卒業後都内の児童養護施設に就職したＭ君は、現在は結婚し一児の父となっています。社会的養護にある子どもの自立に最も大切なこととして生い立ちの整理があり、Ｍ君は鈴木ホームでの３年間の生活から生い立ちの整理ができ、今の自分の生活へとつながっているといっています。

Ｍ君のように安定した生活をしている人だけでなく、障害者雇用を目指して職業訓練を受けている人、発達障害の疑いがあり現時点での就労が難しい人など、ホームを巣立っていった子どもたちの現状はさまざまです。ここでいえることは、社会的養護を必要とした人たちは家族との関係などの人と人との関係や社会資源が乏しいことが多いため、その人に応じた自立支援の必要があります。

３．社会的養護におけるアフターケアの現状からこれからに向けて

社会的養護の下で生活する子どもたちは家庭とのつながりが脆弱であったり、社会的な関係が希薄になりやすく、義務教育や高校終了後安定した生活基盤の確立が難しいことも珍しくはありません。例えば2012年の児童養護施設入所児童の高校進学率は93.9％であり、一般家庭との格差は小さくなりましたが、大学等進学率は大きく隔たり（全高卒者77.0％、児童養護施設児21.9％）、子どもたちの多くが高卒後「就労自立」を余儀なくされる現状にあります。さらには中卒後、あるいは高校中退後に「就労自立」することが求められる子どもたちも多く、十分に精神的な自立をするだけの余裕もないまま「強いられた自立」をせざるを得ない、「フェアスタート（公平な旅立ち）」することができない子どもたちは未だ少なくありません。

これまで児童養護施設では、自分のことは自分でするという「自立」のための生活技術を早くから習得する「自立」支援の中心に置くことが一般的でした。例えば、小学生のうちから布団を出し入れし自分の衣類を洗濯する、などのように。確かに子どもの生活技術を高めることは自立に必要な要素の一つですが、それだけでは十分ではありません。さら

に重要なことは、安定した生活環境のなかで適切な愛着を育むことができる関係を通して、精神的な自立を遂げられるための支援を十分受けられることでしょう。さらに親など家族からの支援が受けにくい状況にあることから、社会の責任として個々の子どもに応じた高等教育や職業訓練、資格取得の機会を持てるよう、「フェアスタート」のための支援策を広げることが求められています。人は他者とのかかわりのなかで自立して生きていくことを考えれば、社会的養護が必要な子どもの自立にはそれぞれの子どもと長期的につながっていく絆が必要であり、支え・支え合うことを通しての自立（互立、interdependence）を重視するアフターケアの広がりが危急の課題となっています。

コ■■ラ■■ム

神奈川県児童養護施設等退所者追跡調査

神奈川県児童福祉施設職員研究会（通称、神児研）調査研究委員会では、児童養護施設等を平成18年度から平成22年度に退所した方を対象（369ケース）に、施設退所者の現状を把握することを目的に、標記調査を実施しています。

ここでは、調査結果の一部を紹介します。

○生活環境について、退所先の居住地と現在の居住先を比較し、居住先として減少するのは「会社寮・住み込み・職員寮」でした（141人→87人）。居住先不明は26人にのぼりました。

○職業については、退所後すぐに就く職業として多いのは「飲食」「工場関係」「販売」「建築関係」でした。

○しかし一方で、現在の職業では「職業不明」が最多となり、退所直後と現在の職業を比較したところ、退所後に減少する（離職する）傾向としては「飲食」「サービス」が多いことが把握されました。また、退所後に増加した職業では「無職」「生活保護」「水商売」「専業主婦・結婚」が割合として高いことがわかりました。

（「調査結果」より本会作成）

❖子どもとの共同生活を通じた、生活と働くことを支えていく援助の現状と課題

自立援助ホームにおける青年期支援

自立援助ホーム湘南つばさの家 ホーム長　**前川 礼彦**

1．自立援助ホームとは

自立援助ホームは、児童養護施設退所後や家庭で生活できない少年が、社会で生きていくため、就労自立を目指しながら共同生活をするホームです。義務教育を修了した15歳から20歳未満が対象となり、児童相談所等からの入居となります。

湘南つばさの家は一軒屋に５～６名の少年達が暮らしており、住込みのスタッフ等が暮らしを共にしています。少年たちは各自仕事に就き、朝出勤し夕方帰宅し、夕食を皆で囲いながら一日のだんらんを過ごすという家庭的な雰囲気を大切としています。１～２年の暮らしを通して、安心できる人間関係や生活環境を体験し、生きる意欲を育むことを目的としています。

一言で自立と言っても、全くたやすいことではありません。親元を頼れず10代後半で社会的自立を強いられることは、失敗を許されず社会で生きるしかない選択肢を突きつけられ、自己責任が問われます。しかし本当にそれで良いのでしょうか。ある少年たちの出逢いを例に、現在の青年期支援の現状を問うてみたいと思います。

2．自立は社会に出てからが本番

15歳でホームに訪れた少年は、幼少から児童養護施設で暮らし、中学卒業後に住込み就職をしました。しかし限られた職種で長時間勤務に耐えられず退職してしまい、戻れる場所がなくなります。年長児の場合、施設は一度出てしまうと戻ることは難しく、他の社会資源も極めて少ない。彼は児童相談所を経て、自立援助ホームに入居しました。

入居後は密な職場調整を図りながら工場の仕事を勤めました。元々修学希望もあった本人は仕事の定着後、夜は定時制高校にも通いました。「親との暮らしが一番辛かった。親はほとんど家に居なかったし、食べるものもなく、幼い自分ではどうにもできなかった」と語る本人は、「本

当は生まれてくるべきではなかった」と自身の存在意義に苦しんでいました。涙する本人の気持ちに寄り添い、話し、彼は次第に人とのつながりの大切さを感じていきました。２年の歳月を経て、自活するだけの貯金を貯め、アパート暮らしをするため退居していきましたが、ここからが自立援助ホームの真の役割となります。

生まれて初めてのアパート暮らし。困ったときには相談できる場が必要です。家賃や水光熱費など各種支払い、食生活や転職時の相談、押し寄せる孤独感。つばさの家ではこの様な青年たちが社会で生きていくことを下支えする「地域生活支援」に重きを置いています。特にアパート暮らしが定着するまで、段階的なアパート暮らしの体験（ステップハウス等）の丁寧な「移行支援」は青年期支援に欠かせません。

アパート暮らしをして半年、この少年は職場の人間関係から退職し、転職も上手くいかず部屋にこもり、うつ状態になりました。生活が成り立たなくなった為、再びホームに入居をして生活の立て直しを図っていきました。その間、高卒認定試験にも取り組み合格し、元気を取り戻し、寮付きの会社に就職していきました。現在は飲食店で数年続くまでになり、長時間勤務にも負けず、仕事の面白味を感じています。今もホームとは定期的に連絡を取り合い、帰省すれば一緒にご飯を食べ、宿泊し、つながりを保ちながら期間を問わず支援を継続しています。

彼は振り返ってこう話します。「もしつばさに入ってなければ、今こうして普通に生活できませんでした。自分たちには、頼れる場所や応援してくれる人がいると助かるんです」随分たくましく成長した彼は、確かに社会の中で自らの人生を歩んでいます。そんな彼の人生をこれからも見守っていきたいと思います。

ホームの概観

3．長い人生つながり続けること

さて、自立援助ホームは社会で生きる少年たちと出逢ってきた中で、青年期を支える社会資源や制度が極めて乏しく、生活を立て直す場がない事を痛感しています。特に虐待など心に傷を背負った少年たちは自らの生い立ちから自己否定感が強く、生きづらさを抱えたまま生きていかねばならず、失敗も許されません。自立は18歳や20歳で完結するものではありません。不適切な養育環境、被虐待体験からの心因性への影響、何らかの障害や境界域、対人関係が保てないなど、彼らの抱えている困難性は年齢で区切って自立力を養えるほど生易しいものではないのです。近年一般家庭であっても自立の年齢が20代後半と言われ、人生の窮地に立たされたときには、年齢問わず実家を頼ることもあるでしょう。事情があり家庭からの支えを得られないのであれば、社会が下支えする仕組みが必要です。本来全世代の切れ目のない社会保障が必要ですが、特に青年期を支えることで豊かな社会人に変わっていきます。彼らが生きやすい未来になるために、人が心弱ったときに支えあう人と人のつながりこそが、この社会で必要なのではないでしょうか。

❖虐待・DV（家庭内暴力）・生活困窮等で緊急的な支援が必要な子ども・若者への支援の現状と課題

子どものためのシェルター

（特非）子どもセンターてんぽ 理事長　**影山 秀人**

1．危機にある子どもたち

子どもセンターてんぽは、10代後半の子どもたちのためのシェルターを運営しています。「家では安心して暮らせない」「今晩泊まる場所がない」などの危機的な状況にある10代後半の子どもたちがいます。

例えば、家庭内で、身体的あるいは性的な虐待を受け、家族から逃げざるを得ない10代後半の子どもたち。その子たちは、知人宅を転々としたり、ネットカフェや公園で寝泊まりをしたり、非行グループに居場所を見つけたり、売春をして生活費を作ったりしています。あるいは、幼い頃から家庭で養育されず、児童養護施設や里親家庭で育ち、中学を卒業して就職をしたり、高校進学をしたが中退して就職をし、施設等を退所して自立をせざるを得ない子どもたちがいます。しかし、10代後半で十分なサポートもないまま自立を成功させることは難しく、住み込み就労の失敗は、即住居の喪失につながります。それなのに、自立に失敗しても施設等に帰ることはできず、行き場を失っている子どもたちもいます。

このような子どもたちは、意識してみると決して少なくありませんし、10代後半となったこの子たちに提供可能な社会資源は、少ないのが現実です。

2．てんぽの活動

てんぽは、普通の住宅街の中にある３階建ての一軒家です。理解ある大家さんから格安で借家しています。１階にスタッフルームや会議室と風呂・トイレがあり、２階は居間・食堂・スタッフや子どもの寝室と風呂・トイレ、３階は子どもの部屋が３室とトイレがあります。子どもの定員は６名（男女）で、これまでに約50名の子どもたちが利用しています。シェルターのスタッフは、時期により変動がありますが、現在は常

勤スタッフ３名で、食事などの日常生活の世話や就労・通学・通院等のサポート、そして関係機関や子ども担当弁護士との連絡など、ケースワークの中心を担っています。このほかに、夜間の宿泊や食事・買い物等に約30名くらいのボランティアがかかわります。また、子ども一人一人に、子ども担当弁護士（略して「コタン」）が原則として２名つくことにして、親との調整・関係機関との調整などをしつつ、子どもに寄り添う活動をしています。親の協力を得られない子どもが、役所の手続をしたり、就労したり、アパートを借りたり、病院を受診したり、携帯電話を契約したりすることは、一つひとつ大変な困難を伴うので、子どもの意思を尊重しながら、スタッフやコタンがサポートします。

子どもたちやスタッフが団らんする居間

３．てんぽへの入所

てんぽへの入所相談は、実にさまざまなルートから来ます。児童相談所・女性相談所・高校・警察や弁護士・少年院などが比較的多いですが、子どもをかくまうことになってしまった子どもの友人の親とか、子どもの雇い主、あるいは子ども本人からの相談などもあります。入所の相談があり、その子にとってシェルター利用が好ましいと考えられた場合には、直接子どもと面談し、本人の利用の意思やてんぽのルール（シェルター内では携帯は使わない、門限がある、場所は誰にも話さない、黙って出て行かない等）を守れるかを確認して、入所が決まります。入所する子どもには個室が与えられ、鍵は自分で管理します。スタッフも子どもの許可なしには子どもの部屋には入りません。

4．てんぽの子どもたち

シェルターに来る子どもたちは、それぞれ事情が異なりますが、多くの場合、大変不安な毎日を過ごしていた子どもが多く、久々にゆっくり寝られたとか、生まれて初めて何人かで食卓を囲んで笑いながら食事をしたなどの感想をよく聞きます。入所直後は、心と体の疲れを癒すため、ほとんど部屋の中で寝ている子どももいます。そんな子も、しばらくすると元気が出て活動的になり、笑顔も増えて、次の事を考え始めます。

シェルターから外出できるかは、親の引き取り要求がどのくらい強いか等でさまざまです。比較的安全な子どもは、シェルターから高校に通ったり、アルバイトを見つけて就労をしたりしながら、次のステップを模索します。

シェルターは、あくまで一時的な避難所ですので、入所する子どもたちには入所期間の目安を２ヵ月と話しています。しかし、現実には２ヵ月で次のステップを見つけることは困難なことが多く、長期間滞在した子どももいます。虐待などで愛着障害を抱える子どもも多いことから、本来はもう少し時間をかけてかかわり、その子に寄り添う「大切な大人」の役割を私たちが果たせたらと思うと歯がゆい事も多いです。私たちは、困った時に相談できることが自立の一歩と考えていますし、てんぽのミッションステイトメントには「てんぽは、あなたが必要とする時、決してあなたを一人にはしません」という言葉があり、これを大切にして活動を続けています。

落ちついた空間の居室

女性相談所から見た若者の実際

県立女性相談所 女性支援課長　**会津 久仁子**

1．県立女性相談所について

皆さんは「売春防止法」をご存知ですか？　昭和31年に制定された「売春を助長する行為等を処罰するとともに」「売春の防止を図ること」を目的にした法律です。

女性相談所はこの法律の中で、各都道府県に設置が義務づけられている女性のための相談機関です。要保護女子の保護更生に関して、相談や指導、一時保護等を行うことが業務とされています。平成14年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」が成立し、配偶者暴力の被害者への支援も業務の中に位置づけられました。

対象となる女性の年齢に制限はありません。さまざまな理由で行き場所を失った女性、夫や家族等から暴力を受けている女性等、何らかの支援を必要としている女性たちすべてが対象となります。DV被害者の相談は配偶者暴力相談支援センターで電話相談と来所相談（来所相談については予約制）をお受けしています。

2．夫の暴力から逃れた母子家庭のＡさん

Ａさんは21歳。３歳と０歳のお子さんを連れ、夫の暴力から逃れるために一時保護所に入所しました。Ａさん自身は16歳の時に家出をし、友人宅を転々とする生活を送っていました。夫とはアルバイト先で知り合い、すぐに同棲、２人のお子さんが生まれました。夫はＡさんが自分の思うとおりに動かないといっては授乳中のＡさんにも手を上げました。Ａさんは家出後、実家とは音信不通でしたのでご両親の支援を受けることはできない状況でした。

入所後、Ａさんの子育ての様子を観察させてもらいましたが、職員からすると「Ａさん自身がまだまだ子ども」で、はらはらしながらＡさんの子育てを見守っている状態でした。Ａさんは夫とは離婚し、子どもと

３人で生活をしていきたいと希望していましたが、このままでは母子３人で生活をしていくのはとても難しいと思われました。大声で３歳のお子さんを怒鳴りつけるＡさんに職員は、「怒鳴っちゃうＡさん自身も辛いよね」と声をかけ、Ａさんが夫の暴力からお子さんたちを守ったことを「がんばったね」と評価しました。

職員とのやり取りの中で、日を追うごとに、Ａさんは子育てに自信を持ち、当面母子生活支援施設を利用し、支援を受けながら自立を目指していくことになりました。入所から２週間後、私たちは「困ったら、困った！って言っていいんだよ」と声を掛けてＡさんを送り出しました。

３．父親の暴力から逃れた未成年のＢさん

19歳のＢさんは両親が離婚し、父親と二人暮らしでした。高校卒業後はアルバイトをしていましたが、行動を監視され、帰宅時間が少しでも遅れると暴言や身体的な暴力を受けていました。アルバイト代もほとんど取り上げられ、自由に使うお金もないような状況でした。自分さえ我慢すればいいと思っていたＢさんでしたが、とうとう我慢しきれず、父親が入浴をしている隙を見て交番に駆け込み、一時保護所への入所となりました。

入所後のＢさんは、「ここは安心して眠れて、ご飯も食べられて、本当にありがたいです」と、面接のたびに職員に話していました。外出することもできず、同年代の方もいない中、決して「居心地がいい」とは言えない環境ですが、日中は図書室の本を読んで過ごす毎日を送り、自立に向けて体力と気力を取り戻していきました。お気に入りの服も、大切にしていた高校の卒業アルバムもすべて自宅に置いたまま、何もない状態ではありましたが、自宅には戻らないという気持ちは揺らぎませんでした。未成年ということもあり、すぐにアパート設定をすることは難しく、いったん中・長期的に利用できるシェルターに移って、今後の自立を目指すことになりました。

４．安心した生活を願って

例に挙げたＡさんやＢさんのように、一時保護所を利用する方の多くが、DVに限らず何らかの形で暴力を受けていた経験があります。中には児童期に虐待を受けていて、児童相談所で一時保護されていた、と話

される方もいます。「自分に自信がない」「暴力を受けるのは自分が至らないから」「私さえ我慢すれば」という言葉は、虐待を受けた子どもたちがよく口にする言葉ですが、まったく同じことを女性相談所でも耳にします。私たちは日々の業務の中で、暴力は重大な人権侵害であり、理由は何であれ許されるものではないということを、繰り返し伝えています。

私たちは一時保護所を退所された方のその後に直接関わることはありません。支援させていただいた方たちが、今も安全な環境で、安心した生活を送ってくれていることを願ってやみません。

❖虐待・DV（家庭内暴力）・生活困窮等で緊急的な支援が必要な子ども・若者への支援の現状と課題

生活困難な若者への支援

（特非）湘南ライフサポート・きずな 相談員　**酒井 博子**

私たち、「湘南ライフサポート・きずな」は生活困窮者の支援をしているNPO法人です。県委託のシェルター・相談室事業と無料低額宿泊施設などを運営し、路上生活やDV被害、依存症、メンタルや知的・身体障害などさまざまな問題で生活に困窮している方々を支援をしています。

施設入居者を含め、関わっている方々の多くは生活保護を利用しています。スタッフは福祉事務所ワーカー・病院など他機関と協力しながら彼らが新たな生活に移行できるよう一緒に準備、支援し、何か困ったことや助けが必要だと判断した場合は継続して生活が安定するようにお手伝いさせて頂いています。

近年は、外国籍も含むDV母子でのケースや低所得で安定した生活を送ることが困難な若者層も増えてきています。

若者たちとの関わりの中で、「人間関係がうまくいかず仕事を辞め、生活できなくなった」と本人が語る言葉の裏に、軽度の知的や発達の障害、メンタル疾患などがないのか考え、彼らが少しでも社会の中で生活しやすくなるように医療・手帳・サービスにつなげるように多くの人が関わるようにしていくことが大切だと思っています。

最近出会った10代の女性のアパートを訪ねると、中は足の踏み場もないゴミ屋敷でした。なぜこんなにゴミを溜めたままなのかと考えました。

児童養護施設を出てから独居を始めた彼女は、ゴミ分別のやり方を知りませんでした。私たちは家庭で生活する中で「なんとなく培うこと」がたくさんあります。しかし、彼女は、そんな「当たり前」を学ぶ機会を逸してしまったのでしょう。何をどうしたらいいのかわからない。でも誰に聞いたらいいのかもわからない。そう思っているうちにゴミが溜まり、気持ちが落ち込む。何もできない自分にいら立ち、やけになり、衝動的になる。そんな自分を何とかしなくてはと仕事に応募しても、不合格が怖くて面接前に不安になり逃避してしまう。そんなことを繰り返す自分に嫌気が差し、また気分が落ち込むという負のスパイラルには

まっていたようでした。彼女にとって「自立」とは一体なんなのでしょう。就労し、経済的に生活保護に頼らなくなれば、それが自立なのでしょうか。部屋がゴミ屋敷になっていても。

生活保護やその他の社会資源も利用しながら、一度負のスパイラルに入り込んだ生活を一歩ずつ立て直して、まず自分でできることはできるようになり、困ったときにヘルプを求めることができる生活を目指すことが、今の彼女に必要なのだと思います。それを乗り越え、真の「自立生活」を目指して行く。私たち支援に関わる者が理解しなければいけないことだと思っています。

湘南ライフサポート・きずな　事業内容

相談支援事業

人間的ふれあいに基づき、その方々の生活の改善と自立を支援することによって失われたきずなを回復し、彼らとともに、社会福祉及び人権の確立と、誰もが暮らしやすい「やさしい街」を作っていくことに寄与したいと考えています。

きずなシェルター

生活の困窮のために住居を失ってしまった方々や、一人で暮らすのが難しくなってしまった方々、DV被害を受けた方々の緊急保護施設。
入居された方の生活条件の改善・向上を図る場として必要に応じた生活相談や支援を行っています。
この施設を通して、一人でも多くの方が失われたきずなを取り戻していただきたいと願っています。

無料低額宿泊施設

①ポルト湘南・茅ヶ崎
仕事ができる年齢層の男性が入所する施設です。
入居者は36名。平均年齢は約60歳、上は80歳から下は29歳まで暮らしています。入居者も、交流できている退所者も、その大半は生活保護を受給しています。

②ポルト湘南・辻堂
入居者の平均年齢は約65歳です。高齢や病気のために日中の大半を自失で過ごす人も多く、いかに入居者のQOL（生活の質）を向上させるかが課題となっています。ポルトを卒業した人の場合も、体調が心配な人がいるため、訪問活動に力を入れて取り組んでいます。単に体調や近況を確認することだけでなく、ポルトから離れて希薄になりがちな「きずな」を失わないためにも、訪問活動は重要だと考えています。

2 教育現場での課題

❖普通高校、定時制高校、特別支援学校それぞれの教育現場での取り組みの現状と課題

「困った生徒」の指導から「困っている生徒」の支援へ

神奈川県立田奈高等学校 総括教諭 **岩井 葉子**

1．クリエイティブスクールとは？

田奈高校は、横浜市北部に位置する1978年創立の全日制普通科高校です。2009年に、県下で３校ある『クリエイティブスクール』の一つに指定されました。

「中学校までに持てる力を必ずしも十分に発揮しきれなかった生徒を積極的に受け入れ、社会で必要な実践力を育む学校」と位置づけられています。入学選抜では、学力検査を実施せず、調査書の評点も資料としない独自選抜を行っています。また、通常は40人１学級のところを、30人１学級としています。

入学してくる生徒たちは、学習面、経済面、家庭環境、コミュニケーション能力等、さまざまな課題を抱えています。大人へ不信感を抱き、自己肯定感を持てない生徒も少なくありません。田奈高校では、そのような生徒を「困った生徒」ととらえるのではなく、「困っている生徒」ととらえて支援しようとしています。

このような子どもたちは、意識してみると決して少なくありませんし、10代後半となったこの子たちに提供可能な社会資源は、少ないのが現実です。

彼らのニーズに合った支援をするには教育分野の資源だけでは不可能です。本校では外部機関と協働する体制を整備してきました。その中でも大きな柱となるのは、教育相談と卒業後のキャリア支援の仕組みです。

2．広い意味での教育相談

神奈川県立高校には「教育相談コーディネーター」（以下、「CO」）という役割の教員がいます。COは、生徒や担任をスクールカウンセラーにつないだり、ケース会議を設定したり、外部機関との連携窓口となったりしています。従来は、高校と外部機関の連携と言えば、教育相談センターへの不登校相談等が多かったのですが、最近では、福祉分野の支援が必要な事例が目立ちます。

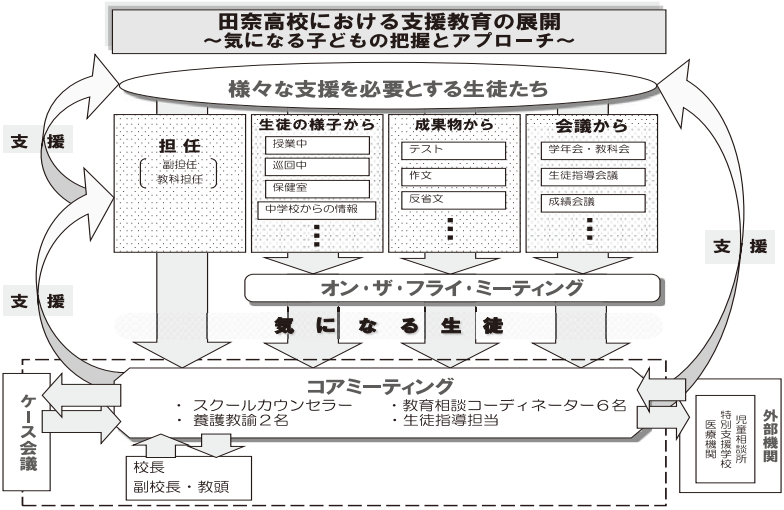

特に本校では、児童相談所や医療機関との連携が年々増え、COがスクールソーシャルワーカーに近い働きも担っています。例えば、学業不振、長期欠席、問題行動の裏に、深刻な家庭の問題が隠れていることが多々あり、児童相談所に連絡して家族調整をお願いしたケースや、一時保護となるケースもありました。

3．キャリア支援センターの設置

最近では、卒業までに就職先が決まらない生徒や、せっかく就職に結びついてもすぐに離職してしまう生徒が少なくありません。そのために、在校生だけではなく、卒業生や中退者も支援する部署を作りました。また、学校だけでは解決できない課題を抱えた生徒たちを支えるために、行政や他分野の社会資源の力を借りる仕組みも開拓しています。

例えば、保育士希望のＡさんは、経済的に進学が厳しい状況で、夢をあきらめようとしていました。しかし、横浜市の支援で、２年間公立保育園で働きながら勉強し、国家試験の受験資格を得ることができるようになりました。

また、Ｂさんは、アルバイトとインターンシップを合わせたバイターンという仕組みを利用しています。これは、通常のアルバイトと違って、卒業後も雇用主とキャリア支援センターが協力して生徒をフォローアップし、正規雇用に結び付けようという試みです。

さらに、「よこはま若者サポートステーション」と連携し、青春相談室「田奈Pass」と名づけた個別相談を校内で受けていただいています。教員とは異なる視点からアドバイスを受けられるのは、生徒たちにとって貴重な体験です。

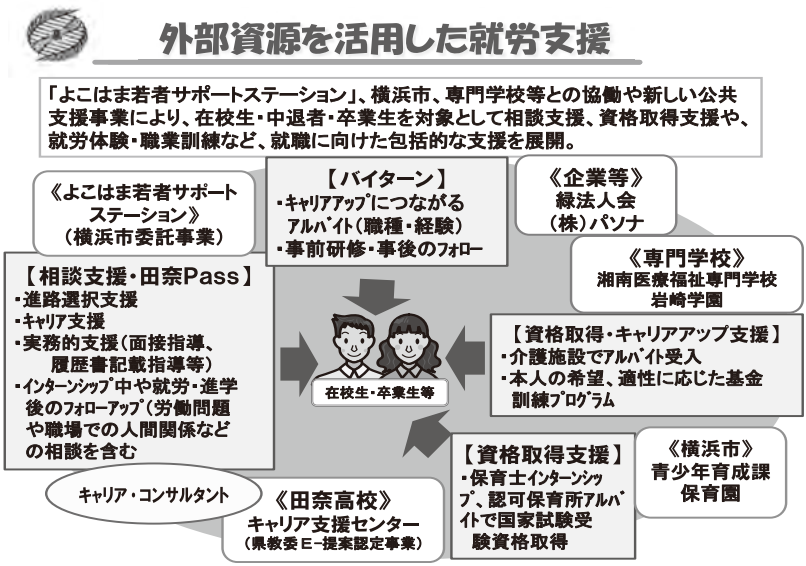

４．これからの課題

体制を整備し、教員の意識も高まった結果、より多くの課題が表面化するようになりました。その中には、これまで教員が経験したことのない課題が多く、課題解決のノウハウも蓄積されていません。これまでの全日制普通科高校の枠を超え、校外のさまざまな支援の専門家との協働が必要不可欠だと感じています。

❖普通高校、定時制高校、特別支援学校それぞれの教育現場での取り組みの現状と課題

かながわの定時制高校について

神奈川県立舞岡高等学校 総括教諭　**飯島 正彦**

現在、定時制高校に通う生徒たちは家庭環境・発達障害・精神疾患・問題行動・不登校などさまざまな問題を抱えている場合が少なくありません。定時制高校ではこうした状況を踏まえた上で、教育活動を展開しています。

1．定時制高校での過ごし方

学校によって多少異なりますが、夜間定時制の場合、授業は午後５時半頃に始まり、午後９時頃に終わります。部活動に参加しなければ、学校滞在時間は３時間半程度です。このことが生徒の学校生活に対する負担感を減らし、中学校で不登校であった生徒が案外、定時制で適応できる大きな要因となっていると思われます。

それでも、不登校等から脱却できずに、欠席が多くなって進級できずに留年や退学を余儀なくされる生徒が多数に上るのも事実です。できるならば少々休みがちでもこつこつ登校して、２年生に進級できれば、卒業率はかなり高くなります。自分のペースで「じっくり、ゆっくり」が定時制高校での過ごし方の基本です。なお、なんらかの事情で退学してしまった場合でも、「再入学制度」があります。これは退学後、２年以内で退学の理由が消滅していれば、校長の判断によって面接試験のみで再入学できるという制度です。こうした制度もありますので、焦らないで長い目で見て、高校を卒業することができるようになっています。

2．定時制高校の指導

〈個に応じた学習指導〉

一斉指導の授業でも生徒個々の理解度に応じた指導を心掛けています。小中学校で十分な学習ができずに、学力に不安のある人でも、大丈夫です。授業はじっくり、ゆっくり進みます。また放課後や夏休みなどに個別指導を行っています。

〈柔軟な学びのシステム〉

定時制高校は基本的に４年制ですが、通信制高校との併修や高卒程度卒業認定試験などで取得した単位によって、３年間での卒業（三修制）が可能です。またボランティア活動、インターンシップ（就業体験学習）や技能審査（資格取得）が卒業単位になります。

〈相談体制の充実〉

学校生活等での問題が生じた場合は、教育相談コーディネーターの教員を中心にスクールカウンセラー・養護教諭・教諭・管理職等をメンバーとするケース会議を開き、共通理解を図りながら対応を検討します。

〈キャリア教育（進路指導）と卒業後の進路〉

定時制はかつて、すでに職業についている生徒の学習の場でしたが、近年では不登校など学習に困難を抱えている生徒が多く入学してきます。その多くは職に就いていないか、就いていてもアルバイトがほとんどです。定時制高校では１年次からキャリア教育実践プログラムに基づいて、「ハローワーク」や「かながわ若者就職支援センター」と連携してキャリア教育（進路指導）を行い、「正社員」をめざす指導が行われています。また、卒業時に就職できなかった生徒には、神奈川県の「高等学校卒業者向け就職支援情報」や「新卒応援ハローワーク」の情報を提供して卒業後の指導も行われています。

〈教科書代金還付制度について〉

定時制高校では、年間90日以上雇用されている場合、教科書代金が還付される制度があります。

〈夕定食代金の補助について〉

生徒の経済的事情によって、負担軽減認定を受けると夕定食代金が軽減されます。

３．まとめ

今まで述べてきた通り、定時制高校では各生徒の個別事情や家庭環境などを考慮しながら、「じっくり。ゆっくり」とした学校生活が営まれています。そこには一定の社会経験を持った人、外国につながる生徒、中学校や全日制高校でうまくいかなかった生徒など多様な生徒がいます。その多様性のなかから、多くを学び、成長していく場が定時制高校と言えるのではないでしょうか。

❖定時制高校、普通高校、特別支援学校それぞれの教育現場での取り組みの現状と課題

横浜市内特別支援学校高等部知的障害生徒の現状

横浜市立日野中央高等特別支援学校 教諭　**小島　明**

１．急増する軽度知的障害生徒の受けとめと進路

市内の特別支援学校高等部卒業生は平成24年度は576名でした。この10年間で倍増しました。平成32年には最多の819名の予測数が示されています。まさに急増の一途です。そして愛の手帳（療育手帳）Ｂ２・Ｂ１取得者が全体の７割弱です。横浜の特徴として知能指数76から91の範疇で、発達障害診断のある方々にもＢ２の手帳を交付しています。特に軽い知的障害と発達障害の生徒の割合はかなり高いと思います。

その受けとめは職業教育に特化した、横浜市立日野中央と二つ橋高等特別支援学校と本年度よりスタートした若葉台特別支援学校知的障害部門の３校です。

多くの生徒は企業就労しますが、就労支援事業所を利用して企業就労に結び付く卒業生もいます。

県立養護学校も急増する生徒の受けとめとして、県立高等学校の空き教室を利用した「分教室」を平成16年より開設し対応しています。県内には20分教室が開設され、約４割の生徒が企業就労しています。他の生徒は本人に沿った福祉事業所を利用しています。また本年度より横浜ひなたやま特別支援学校知的障害部門には就労支援コースが設けられました。

本年度企業就労した卒業生は167名で、全体の約３割に当たります。企業就労し社会へ出ていくのは喜ばしいことです。しかし離職してしまう卒業生がいるのも現実です。

２．不安や困り感のある生徒、その要因

現在私は地域生活支援コーディネーターとして主に生徒や担任、保護者から相談を受けています。相談内容に対応して居住区や児童相談所のケースワーカー、福祉事業所の相談員や医療機関へ連携協力のコーディ

ネートを担っています。生徒からは精神疾患とまでは言い切れない漠然とした不安、対人関係の悩み、自傷行為、不登校、他害、本人の障害受容等の相談があります。一方保護者からは、家庭基盤脆弱、ネグレクト、経済困窮、子の障害に対する認識の低さ等がうかがい知れます。

青年期の特徴は自己をしっかり認識し将来こんな人生を送りたい、自分の能力を知り就職のことを考え、その可能性や答えを見出そうとする時期です。一般的に「自己同一性」（アイデンティティ）の確立、精神的自立の時期です。しかし彼らは、対人関係の偏り、言語理解と表出、計画立案と遂行、時系列の捉え、因果関係の理解等、障害があるが故に質的に異なる体験を積み重ねてきています。そこに生育と家庭環境、個人差が絡み合い複雑化し自己の基盤確立どころか自己認識のずれが生じてしまっています。そのためさまざまなギャップを抱えて不安や困り感、不全感をまねき問題行動や不適応が表出します。

3．卒後の進路が決まらない事例

高等特別支援学校３年生男子で、自閉症診断がある、療育手帳Ｂ２をもっている生徒の事例です。

〈本人の状況〉

食事・更衣・移動など日常生活の基本的行動であるADLは自立していますが金銭の貸し借り、携帯電話、友人とのトラブルが絶えません。意欲や態度にむらがあり注意に対して反抗的態度をとります。後期実習は欠席と遅刻を繰り返し実習先から打ち切りを伝えられました。ある時、注意を受けたところ激こうし教員に対して暴力をふるってしまいました。実習打ち切りの件も友人から誘いがあったと主張し責任転嫁しています。

〈本人支援の取り組み、校内チームの取り組み〉

個別教育相談として取り組みを開始しました。自分がとった行動や心情を担任やナチュラルサポーター（担任以外で本人への傾聴と寄り添いを中心に担う）と時系列にそって心情や行動をふり返りながら「ふり返りシート」に本人が記入していきます。課題である責任ある行動、望ましいコミュニケーション、他者理解、協調性、ルールの遵守を「話す」「書く」ことで課題を整理、本人立ち直りの手立てとしました。

学校カウンセラーには、誤った行動や反抗的態度等その時の心情面を

中心にカウンセリングを協力依頼しました。

家庭との連絡は毎日詳細に報告、信頼関係つくりに努めました。地域生活支援コーディネーターは、卒業後の相談支援体制をケースワーカーと作りました。また発達クリニックの再診開始を促し医療面からの取り組みの必要性をアドバイスしました。

相談支援開始４ヵ月が経過し情緒的な安定も認められるので、今後の生活について進路担当と相談が開始されました。現在本人は就労移行支援事業所に所属しメンバーと大きなトラブルなく通所しています。

４．他機関との連携

横浜独自の事業体系として、法人型活動ホームが整備されています。そこには相談員が配置され、一次相談機関、身近な相談所の役割と「自立支援協議会」運営の中心としてセンター的機能を果たしています。ケース会議も頻繁に行われ連携協力のネットワークが定着しています。卒業後も地域で安心して暮らせるよう、重層的なネットワークがさらに促進することを願っています。

3 働く・地域参加に向けた課題

❖若者サポートステーションからみえる進路や働くことに不安のある若者たちの現状と課題

働くことに希望を持てる社会へ

よこはま若者サポートステーション
運営団体（特非）ユースポート横濱 理事長　**綿引 幸代**

1．はじめに

地域若者サポートステーション（以下、「サポステ」）は、働きたいけれども一歩が踏み出せない若者（15歳～39歳）を対象とした就労支援機関です。県内には、よこはま若者サポートステーション（以下、「よこはまサポステ」）を含めて５ヵ所のサポステが設置され、全国では160ヵ所におよびます。厚生労働省が設置主体で、それぞれのサポステが地域の特性や、運営主体（NPOが多い）の得意分野を生かした支援活動をしています。よこはまサポステは厚労省以外にも横浜市からの補助も受けています。

多様なサポステの一つという位置づけで、以下よこはまサポステから見える進路や働くことに不安のある若者たちを取り巻く課題と取り組み内容、若者を支えていくために必要なことをお伝えします。

2．若者をとりまく課題

よこはまサポステが開所してから７年。これまでの相談から見えてくる若者の働きづらさの背景には、労働市場の変化があります。コミュニケーション能力や効率性が求められる労働が拡大し、求められる水準はどんどん高度化しています。第一次産業や商店などの自営業の衰退、一方で企業が人材育成に時間をかけなくなったなどの背景もあり、一昔前のように色々な個性をもった人がその人なりに力を発揮して働くことが難しくなっているのです。また、「ブラック企業」という言葉が浸透して

しまったほど過重な働かせ方も広がっています。そのような中で、特に対人関係が築きづらい、集団が苦手、体調が安定しない、働く自信がない、などの状態にある若者が働きたいけれども一歩が踏み出せないでいます。

３．取り組み内容

よこはまサポステでは、このような若者の働きたいという希望の実現に向けて最初の一歩を踏み出せるよう、個別相談、プログラム、地域資源とのネットワークという３本柱の支援を一人ひとりに応じて提供しています。

個別相談では、ゆっくりとお話を伺いながら働く上で困っていること、不安なことを一緒に整理し、働き始めるための方針を立て支援しています。

プログラムは、集団に慣れることや自己肯定感を高めることを目的とした内容から、働いた経験が少ない人向けの履歴書の書き方や面接練習など、より就職活動の場面に対応するプログラムまで用意しています。また地域の事業所や企業などのご協力をいただいて10日～30日程度の職場体験プログラムもあります。

いずれのプログラムも、個別相談の中で参加の目的や参加しての感想などを相談員と共有し、経験を言語化することを通して、自分を客観的に捉えるよう援助しています。地域資源とのネットワークを活用し、必要に応じて、ハローワークの他、福祉機関、医療機関、居場所などサポステ以外の社会資源を見つけ、単に紹介するだけではなく、本人が納得して利用できるようにコーディネートもしています。

また、よこはまサポステでは平成25年度からは、学校連携事業とし

て、高校や大学への出張相談もスタートしました。在学段階からサポステとつながることで、中退後や卒業後もサポステで切れ目のない支援ができるよう働きかけています。

4．若者を支えていくために必要なこと

前述した職場体験プログラムとは、就職活動の手前で、自分がどの程度働けるのか実際の場面で試したい、あるいはいきなりフルタイムで働くことは難しいが、自分の体調や気持ちを少しずつ調整しながら働けるようになりたいという若者が、地域の企業や事業所で働く体験をするプログラムです。

よこはまサポステを通じて、多くの若者と出会うことで、体験のみならず、体験から有償訓練、雇用へと段階的なプロセスを作り出した事業所があります。訓練、雇用の場と居場所的機能も有することで、安心して力を蓄え発揮できる環境を整えています。このような働き方は、最近は「中間的就労」として注目を集めています。

このような「中間的就労」のような訓練の場、働き方に取り組む企業や事業所が地域の中に広がっていくことは、人間の多様性を受け入れる人の輪が広がっていくことでもあり、当事者の若者のみならず、地域社会のあり方も少しずつ変えていくことにつながるのではないかと思います。

最後になりましたが、過重労働やパワハラなど人間性を否定する働かせ方を一つでも減らしていき、大人の社会を見つめている子どもたちや、これから社会に出ていこうとする若者が、働くことに希望を持てる社会を構築していくことは、支援以前の大人の責任であることを明記したいと思います。

❖不登校・ひきこもり状態だった子ども・若者の居場所から見える社会参加に向けた現状と課題

誰もが自分らしくいられる場所

（特非）アンガージュマン・よこすか 理事長　**島田 徳隆**

1．概要

不登校の子ども、ひきこもりの若者が元気と笑顔を取り戻し、社会参加のパワーを手にするために活動しています。一人ひとりの子どもや若者の個性を尊重し、最初は自由な時間と場所を提供するのみです。彼らが「行動したい」と感じた時、はじめて手を差し伸べます。自由の中から生まれた自発的な行動こそ、継続し本当の意味での社会参加につながると考えます。

アンガージュマン・よこすかは不登校・ひきこもりの社会的課題の解決のために市民公益活動の手法を使い、自治体と協働して事業を行っています。

2．子ども・若者の状況

来所する子ども・若者に共通していることは自分に対する不信です。このことが他者に対しての不信に、引いては社会に対する不信になります。社会参加への準備の第一歩は自己肯定感を高めることです。ある子どもは自分の気持ちを言葉でうまく表現できず、中学校の校内で大騒ぎをしたことで、さらに孤立し、学校に自分の居場所はないと感じて不登校になりました。アンガージュマンでゆっくり過ごして一呼吸おく時間と空間が自分にとって必要だった、と振り返っています。スタッフは彼らにじっくり向き合い、寄り添い、受け容れて信頼関係を築きます。

学習サポートでは一人ひとりの子どもに合ったマンツーマンの支援をしています。不登校の子どもの悩み「勉強の遅れ」に対応しています。生活保護受給世帯の子どもの受け入れも始めました。家庭では勉強のできる環境になく、キチンと着席をするなど学習習慣を身に着けるところから始めています。学力向上はもちろんのこと、「自分もできるんだ」という自己肯定感を育み、さらには講師との交流を通じてコミュニケー

ションを学びます。

就労支援では「はるかぜ書店」という本屋を運営しており、書店員や商店街の事業に携わる実地体験のほか、簿記や販売士の資格取得を目指した座学も行います。シェアハウスでは、仲間と共同で生活し、ゆるやかなコミュニケーションを取りながら、生活技術を習得します。入居者は一定の期間、家族と離れることで、親との距離のとり方が分かったといいます。ある若者は就職活動の失敗から自宅にひきこもり、それまでの友人関係も途絶えました。ある時インターネットでアンガージュマンの存在を知り、数ヵ月後に意を決して門を叩きました。書店でさまざまな業務を任されることで、(何も経験のない) 自分でいいのだろうかと思いつつも、仕事を続けることで自信がついた、と語ります。

スタッフは子ども・若者の自主性を尊重し、一人ひとりに寄り添い見守りながら、伴走形の支援をしています。

3．社会参加を創る地域との関わり

アンガージュマンは場所を地元商店街が空き店舗を借り上げて始まったので、最初から地域との関係を作りやすい状況ではありました。商店街は全国的にも高齢化が著しく、若者が少ない状況にあります。そこで、通所する子ども・若者が商店街の事業の一端を担っています。福引のイベントを手伝う中学生はとても積極的です。作業など地元の商店主よりも手慣れたものです。他人に必要とされることは子ども・若者自身にとって有用感となります。さまざまな人に触れることで多様な生き方や価値観を知ることもできます。また、地域の人たちにとっても私たち

の活動や不登校・ひきこもりの理解への入口です。そこから、アルバイトやトライアルでの雇用も生まれます。事業者も実際に雇用することでひきこもり経験者が「普通」の人であるという理解が深まります。

NPOにとって活動理念を理解していただくことも大切ですが、拘泥しすぎるとかえって壁を作ることになってしまいます。団体と地域のニーズを合致させるためにはお互いに妥協が必要です。また、関係を深めるためにはとことんまで膝を突き合わせることも重要です。

4．課題

当事者を支援する制度が整っていないからこそ社会的課題になりますが、団体の運営は設立当初の2004年から厳しい状況です。経済的な厳しさは事業の継続性に最も影響します。

また、若者を取り巻く状況も不況など経済情勢が大きく影響しています。社会参加の準備が整っていても事業者に体力がないと受け入れてもらえません。そして、社会参加をした後も定着のための支援が必要です。

5．最後に

地域の中に誰もが自分らしくいられる場所があることは、子ども・若者にとっても社会にとっても必要です。アンガージュマンを訪れる人は皆「居心地がいい場所ですね」と言います。安心していられる場所、その「場」のもつ力が社会参加するための土台になるのです。

❖児童養護施設等を出た子どもが就労できる機会を広げ、施設にいる時からの就労準備と、就労後の仲間づくりの取り組みの現状と課題

「かわいそう」ではなく「もったいない」視点で社会的養護の子ども達、若者達への新しい就労支援

（株）フェアスタート 代表取締役社長　**永岡 鉄平**

1．就労支援の３つの課題にアプローチする２法人３事業体制

フェアスタートは児童養護施設、自立援助ホーム、シェルター等の社会的養護で育つ子ども達、または育った若者達を専門に就労支援を行う団体です。フェアスタートグループは2010年８月設立の株式会社フェアスタート、2013年１月設立のNPO法人フェアスタートサポートの２法人で構成されています。株式会社で実際の就職のあっせんを、NPO法人では就職前のキャリア教育と就職後のアフターフォローを担当しています。施設にいる間に就職先を自己決定できるようキャリア教育をしっかりと行い、18歳で就職する際に適切な会社とマッチングし、就職後は一人暮らしと就職が軌道にのるよう仲間作りの機会提供や個別相談をメインにアフターフォローする、という一貫型の支援となっています。

フェアスタートで大切にしていることは「かわいそうではなくもったいない」という考え方です。施設の子ども達は18歳から自身で働いて生活をたてるという宿命にありますが、それは考え方を変えれば18歳という年齢からすでに「生きるために働く事が当たり前」という尊い価値観を身に着けている事に他なりません。その高い就労意欲、労働意欲、そして圧倒的な若さを兼ね備えた施設出身者は多くの中小企業が求めている貴重な人材だといえます。実際に施設の若者を就労支援する中で、もちろん若さゆえの失敗や未熟さは多々あるものの、早くから社会へでて働く事で培われる精神の強さ、仕事への意欲は社会人としての大きな可能性を感じさせます。

2．人材としての前向きな情報発信が企業の歩み寄りを生み出す

労働者である退所者と雇用先である企業をつなぐ役割を担うフェアスタートでは、民間企業との協力を大切にしています。ここでも重要となるのは社会貢献として不遇な子ども達を支援する、というスタンスではなく、未来に可能性のある人材に投資をする、という企業側にとってもメリットがある点を強調する事です。企業と対等な関係で子ども達、若者達を共に応援する関係をつくるよう努力しています。少子化が加速する日本において、企業も若手人材の確保は最重要課題の一つです。前向きな情報発信をすることで、企業は自然と歩み寄ってきます。

3．「同じ社会人の仲間」として当事者を尊重する関係を大切に

フェアスタートサポートではNPO法人として約50名のボランティアが登録、20名ほどが活動に参加してくれており、定期的にボランティアとしての関わり方を考える勉強会を開催しています。そこでいつも議論される「身近な大人として期待される大切なこと」としては、①支援者としてではなく社会人の先輩として対等に関わること　②世の中には良いおとなもいる、と思ってもらえるような存在であること　③継続して長く関わること　④自らのコンプレックスの解消や癒しを求めて関わらないことなどが挙げられています。

実際に施設を退所し社会人となった若者の支援の中では、本人をひとりの自立した社会人として尊重した上で、本人の自己決定を尊重し自立を育む「見守り」が大切であると考えています。スタッフ、ボランティア共に共通の意識としてこの考え方を共有し、退所者の若者に悩みや迷いが無いか見守りつつ、転職などの最終的な決定は本人が自分自身で考えられるよう促した上で彼・彼女の意志を尊重する事としています。

4．本人のレベルに応じたオーダーメイド型のキャリアプランを提案することで無理のない効果的な就労支援を実現

フェアスタートの活動も任意団体の頃から数えて３年目に入り、多く

の若者の支援を行ってきました。その中で新たに課題として意識し始めているのは、18歳という年齢からのキャリアをどのように積むべきなのかという点です。18歳という年齢は施設退所者に限らず、全員が正社員としての生活や責任、精神的な負担に耐えうるほど成熟する年齢とは言い難い現実があります。その中で就労支援を行う立場として提案していきたい事は、「一人ひとりのステップを見極め、それに応じた無理のないキャリアプランを提案していく」方法です。具体的には、高校卒業時に全員が無理して正社員を目指すのではなく、派遣やアルバイトから仕事を始め、労働時間や責任感、職場での人間関係やストレスのコントロールなど、社会人としての基礎を徐々に固めていき、最終的にフルタイムの正社員に就く、という段階を踏んだキャリアの形成の提案です。確かに、正社員就職を実現し社会に出ることは、本人や施設職員さんにとっても安心だとは思います。しかしながら、その最初の就職先を短期間で離職し、不安定な就労環境に陥ってしまう若者が後を絶たない現実がある以上、その考え方自体を見直すことも必要だと考えています。

　また、特に10代20代は多くの失敗があって当然です。その失敗をした時に、若者達が施設職員をはじめとした信頼できる大人に、いかに相談できるか。こうした環境を制度のバックアップのもと構築できるかが、アフターケアの世界ではとても必要だと考えています。

施設退所者本人が孤独感や自己否定感に打ち勝ち、自らの決定で社会人として歩んでいく手助けがいかにできるか、その素地を施設にいる間にできるだけ高めるためにはどのようなプログラムや教育が有効なのか、フェアスタートグループは３つの事業をリンクさせながらより効果的な支援を考えていきます。

コラム

中学生から退所者まで継続して関わる自立支援

（特非）ブリッジフォースマイル 理事長　林　恵子

2005年から、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県など首都圏を中心に、施設から社会に巣立つ子どもたちの自立を支援しています。直接的に支援対象とする子どもたちは、施設で生活する中学生、高校生、施設を退所した若者まで、年齢幅にすると13歳から25歳程度までの広がりがあります。さらに間接的な支援として、子どもたちを支援する大人たちを対象にしています。年齢も職業も多様な活動ボランティアや、施設職員に研修を行ったり、広く一般の人々に関心を持ってもらうための啓発セミナーを行ったりしています。

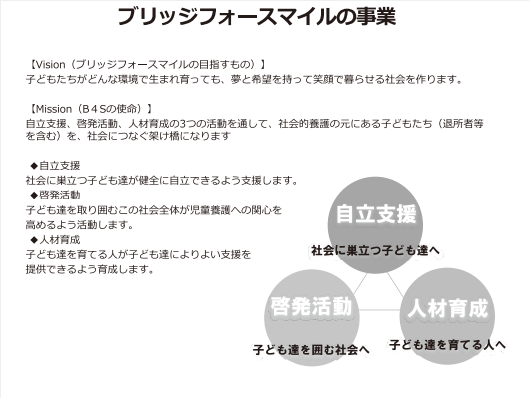

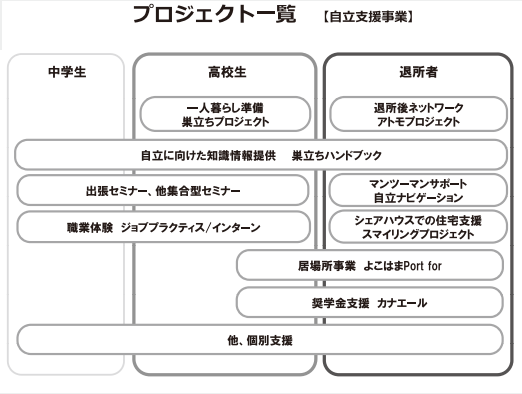

具体的な活動をいくつかご紹介します。

「巣立ちプロジェクト」は、施設退所後の一人暮らしに備え、高３の８月～１月に開く全６回のセミナーを通じて、社会人ボランティアが一人暮らしに必要なことをワークショップ形式で教えます。全回参加すると生活必需品3.5万円相当がもらえる仕組みで、参加者の動機付けを図っています。

自立に向けた準

備は高校３年生からでは間に合わないという声を受け、巣立ちプロジェクトと同じような内容を施設に出向いて行うのが「出張セミナー」です。また、就労支援も早い段階から取り組む必要があり、企業の協力の下、実際にその会社の場で仕事を体験させてもらう「ジョブプラクティス」や、「インターン」を行っています。

退所者に対しては、主に孤立を防ぐこと、経済的に安定させることを目指して、支援を行っています。「アトモプロジェクト」では、週１回携帯メールにお知らせを送ったり、隔月で交流イベントを開催したりしています。また、「自立ナビゲーション」は、研修を受けた社会人ボランティアと、年間を通じてマンツーマンのペアを組み、月１回会って食事をしながら話をしたり、アドバイスを受けたりできるプログラムです。

退所後に気軽に立ち寄れる居場所として、横浜駅近くのマンションの一室を使い、週５日開館し常駐スタッフが必要に応じてサポートを行うのが「よこはまPort for（ポートフォー）」です。金・土・日は夕食を一緒に作って食べたり、ゲストを招いたイベントを行ったりしています。

自立支援と一口に言っても、子どもたち一人ひとりの課題や環境が異なります。そこで、まずは必要そうなプログラムを提示し、施設職員の方と相談しながら一人ひとりのニーズに応じて選んでもらうサポートを目指しています。

巣立ちプロジェクト　ワークショップ

ジョブプラクティス

よこはまPort for（ポートフォー）

4 心の回復に向けた課題

❖暴力、ネグレクト体験が深く心の傷としてのこり、人との信頼関係づくりに不安を抱える子どもの心の回復に向けた、医療機関や相談機関での現状と課題

医療機関での支援

湘南病院思春期精神科 医師　**大森　武**

1．現状と課題

ここ10年程、児童・青年期医療の最大のテーマの一つが発達障害バブルでした。取って代りつつあるのがうつ病に関するインフレ（過剰診断と治療？）懸念です。発達障害では、児童期の診断や療育の臨床経験から得られた知見が、次第に成人期医療に波及してきています。一方うつ病では、20～30歳代のうつ（新型うつ病と呼ばれるものも含めて）と類似の病態が、逆に若年化し10代に低年齢化する傾向が指摘されています。注意すべきは若年者のうつに関して、その背景因子（①思春期の発達課題の問題、②薬物にとどまらず広義の依存の問題、③家庭、学校など幅広い対人関係を含めた社会的・環境的要因など）がより重要であるという点です。思春期精神科としてはそうした因子を過小評価せず、結果うつ病の過剰診断に陥らないよう特に慎重であるべきです。ある意味で発達障害の教訓を生かさないといけない。すなわち、うつを示す病態の多様化にこそ目を向け、行き過ぎた医療化をつつしみ、医療以外に福祉・教育など包括的支援の視点の必要性をこれまで以上に意識することが求められています。

さて当院は、立地する横須賀地域の全般的な精神医療を幅広く担っています。その意味で私の担当する外来では思春期精神医療への地域的なニーズが割合ストレートに反映されていると考えています。近年の傾向は二極化です。かたや比較的軽度の症状（場合によって不登校のみ）で

受診されるケース。反対の極には著しい自傷、解離、暴力、虐待など（さらにしばしばそれらが複合する）が主訴で、例えば緊急の入院を必要とするケース。前者は保護者の不安が反映され、かつてに比べ精神科の敷居が低くなっている印象があります。また後者は、地域の複数の支援機関がすでにさまざま関与しつつも症状や本人を取り巻く問題のほうがまさってしまい、医療的介入の機会さえも長く困難であったような場合などが該当します。そのどちらも地域のニーズであり、重症度にかかわらず個々の症例と課題にカスタムメイドで対応を求められるのが児童・青年期医療の現在のあり方であると考えています。

2．連携、特に受診に至るまで

後半では、精神科医療との連携、とりわけ精神科受診へのつなぎ方という実際的なテーマを取りあげます。原則論は、他機関との連携一般に通じること、つまり当事者の（医療）ニーズが前提です。本人あるいは保護者に、受診の意思があまりはっきりしないなか「とにかく受診するよう（学校などから）言われたから」と来院される方もいますが、少なくとも「行かされた」という認識では続かない。「病院にいって薬を処方してもらってきて下さい」とすすめるのはNGでしょう。

では支援者はどのように本人や保護者に受診をすすめ、つなげると良いか？例えば発達障害の方を念頭に、被支援者について考えてみることを提案します。本人にはつまずき易い部分、いくら頑張ってやってもうまくいかない部分があって、本人なりに苦しいと感じているのではないか、との提示です。つまり、本人の視点に立って、具体的なエピソードを通して。ここはリアリティがポイントになります。ただし、問題行動に焦点を当てすぎてもうまくいかない。思春期の子どもはTPO（家庭や学校などの状況）により見せる顔がしばしば違う。従って「保護者は最大の理解者であるという立場」を同時に配慮し尊重する姿勢が肝要でしょう。そもそも子ども自身の困り感が「人生（思春期特有）の悩み」か？「病」なのか？はっきりしないことも少なくない。明確な一線を引きがたい。だからこそ判断を急がず、つねに両者の視点から考える必要があるでは、との提案が有益ではないでしょうか。

次に、思春期精神科にできることとは何か？病院の役割について以下のように考えられます。大きく２つあります。

（1）スクリーニング、拾い上げです。第一に発達障害を含め精神疾患が隠れていないか、の見極め。医学的診断とほぼ同義です。
（2）診たて（とよく言われますが）、病態評価です。ここでは重症度が問題とされます。が、むしろより重要なのは健康度であると私は考えます。平易に言えば、今はどんなことならできそうか、これからどのような経過（治り方）をたどりそうか、というようなこと。さらに診断に基づいた方針の検討も含まれます。例えば当面できていることを維持すべきか、積極的に次を促していく段階か、止めさせた方がいいことがあるか等々の個別の判断です。ともあれ病院＝薬、というのは最早やや短絡的でしょう。思春期精神科の臨床ではそのような環境調整や対応についての見直しのほうが主体となることも多いのです。

最後に、私が日頃保護者の方々にお伝えしている言葉を添えます。「病院とは、こども本人の自ら治ろうとする姿勢に寄り添い、その力を育む手助けをする所です」

❖暴力、ネグレクト体験が深く心の傷としてのこり、人との信頼関係づくりに不安を抱える子どもの心の回復に向けた、医療機関や相談機関での現状と課題

精神科デイケアの取り組み

新泉こころのクリニック 院長　**朝倉 新**
看護師　**九法 真優子**

1．デイケアについて

新泉こころのクリニックデイケアは中学生から青年期の方を対象に、平成24年５月に開設しました。デイケアとは一般的に、集団行動を通して日常生活の改善を図ったり、対人コミュニケーションを学んだりする場所です。またプログラムに参加しながら、自分の得意分野、不得意分野の発見をしたり成長をしていくことができます。現在当クリニックでは個人のニーズを大切にし、個人を対象にした小集団でのデイケアを行っています。

精神病圏・神経症圏・発達障がい、被虐待児など持っている疾患はさまざまですが、利用者さんは皆、自分に自信がない、不安がある、人との付き合いがうまくいかないなど共通した悩みを抱えています。

デイケアでは、まず居場所の確保を目標に定期的に参加してプログラムを楽しみます。来ることに慣れてきたら自分が何をしたいのか、何が問題になっているのか、何を目標にしていくのかをスタッフと一緒に考

デイケア メインルーム

えていきます。目標が決まったら、達成するためのステップを一つずつ考えていきクリアできる具体的な方法を考え実行していきます。時には自分を見つめ、振り返ることも必要になります。どんな段階でもスタッフと話し合いながら、確認しあいながら行っていきます。

2．プログラムについて

プログラムは医師１名、臨床心理士４名（非常勤）、看護師１名で運営されています。

月・火・木・金曜日の午前・午後に屋内や屋外で行われます。屋内では塗り絵やアイロンビーズといった創作活動や、ボードゲーム・カードゲームというゲーム活動、またお菓子作りや料理などの調理活動、リラクゼーションを目的としたDVD鑑賞やストレッチなどを行っています。屋外では、体育館を利用して卓球やバドミントンをしたり、散歩や、畑作業で体を動かしたり、近くの日帰り温泉を利用することもあります。どのプログラムも楽しむことは必要ですが、集中力や手先の訓練、集団の中で楽しんだり、心身ともに　力を抜く練習などを目的としています。また、調理では季節感のでるものを一緒に考えて作っています。そして季節に応じてクリスマス会や七夕会、新年会など交流することができるプログラムも行っています。

個別活動として１～３ヵ月に１回話し合いをし、必要時には個別でコミュニケーションの練習としてSST（社会技能訓練）を取り入れています。また苦手分野に無理なく取り組めるような工夫をして苦手意識を少なくするようなサポートをしています。そしてご家族との話し合いも定

期的に行っています。家庭での様子を確認したり、ご家族の考えなど取り入れて、利用者さんが生活しやすいようサポートしています。

3．他機関との連携

デイケアには学校に行きたくてもいけない方や、養育環境が不安定で安心できる生活の場所がない方、社会に参加したいのにうまく参加できない方が来ています。学校などの教育機関や市役所、社会復帰サポートセンター・児童相談所といった福祉機関との連携を取っています。定期的に情報交換や話し合いをし、今後どのようにサポートしていくことが利用者さんにとって支障が少ないのか検討したり、作業所に同行するなどの連携を図っています。しかし、さまざまな機関が関わるため緊急時に一堂に集まることが困難で緊急対応はまだ未確立な状態です。

4．今後の課題

デイケアは強制的に参加するものではありません。利用者さんの‘継続する’‘参加したい’という気持ちが絶対不可欠になります。そのモチベーションが低下しないようにプログラムを考えていく必要があります。また現在小集団でのデイケア運営をしているため、きめ細かい関わりやサポートが提供できていると思われます。大きな集団になってもサポート力が低下することがないような工夫が必要となると思います。

❖暴力、ネグレクト体験が深く心の傷としてのこり、人との信頼関係づくりに不安を抱える子どもの心の回復に向けた、医療機関や相談機関での現状と課題

自信と信頼感を取り戻す寄り添い型支援

（一社）インクルージョンネットよこはま 理事　**鈴木 晶子**

1．はじめに

インクルージョンネットよこはま（以下、「インクル」）は、生活、仕事、住まい、経済的困窮、家族、心身などにさまざまな困難を抱え、孤立や社会的排除など困難な状況にある人たちに対して、包括的かつ継続的に寄り添い型の支援を行うことを目的として2011年に設立された団体です。さまざまな困難を抱えて孤立されている方を支援するには、縦割りではない領域横断型の包括的な支援を展開する必要があります。そのため、インクルは神奈川県内の15の団体が集まって一つの法人を構成し、支援活動を行っています。

団体名	
一般社団法人　インクルージョンネットよこはま	
構成団体	
（特非）楠の木学園	若者支援
（特非）リロード	若者支援
（株）シェアするココロ	若者支援
寿支援者交流会	野宿者支援
（特非）かながわ女のスペースみずら	女性支援（DV被害者等）
（特非）かながわ外国人すまいサポートセンター	在住外国人支援
（福）いきいき福祉会	高齢者支援
神奈川ソーシャルインクルージョン推進機構	社会的排除・孤立の解消
（特非）遊悠楽舎	若者支援
（株）よりよく生きるプロジェクト	若者就労支援、障害者就労支援
（特非）コス援護会	若者支援、社会的排除・孤立の解消
（特非）ワーカーズ・コレクティブ協会	働く場づくり・就労支援
労働者協同組合（ワーカーズコープ）センター事業団	働く場づくり
（特非）ワンデーポート	ギャンブルに問題のある人の回復支援
横浜弁護士会／神奈川県司法書士会	法律相談

2．インクルージョンネットよこはまの寄り添い型支援

インクルは、年齢や国籍、文化的背景、性別又は性的指向、障がいの有無を問わず支援を行っています。全ての支援を直接インクルが行うのではなく、お一人おひとりに寄り添ってお話を聴きながら、必要に応じてさまざまな分野の地域資源や制度を縫い合わせ、その方のご希望や状態に合わせて提案し、実際に必要な場所へは同行しながらご本人と地域資源をコーディネートしていきます。

インクルージョンネット よこはま

包括的寄り 添い型支援

生活困窮者の状態の変化に合わせて自主事業と 地域資源を 幅広く 活用し
就労と 職場定着まで寄り 添う「 包括的寄り 添い型支援」

【 緊急対応】
・ 衣食住と身の安全確保の緊急支援（ 緊急一時保護・ 住まい確保・ 生活保護・ 緊急小口貸付（ インクルージョンネット よこはま自主事業） 等）
・ 債務整理（ 横浜弁護士会・ 神奈川県司法書士会の法律家との連携）
・ 医療機関つなぎ・ コーディ ネート
・ 自殺リスク、その他メンタルヘルス問題への対応（ 臨床心理士配置）
等々衣食住・ 命に関わることへの柔軟な対応。
【 日常生活の安定】
・ 身辺自立の相談（ 金銭管理、食事、身支度、生活リズムの安定等）
・ 障がいをお持ち方への手帳の申請・ 年金申請等障がい福祉へのつなぎ

・ いきいき 福祉会での職場実習
・ ワーカーズコレクティブ・ ワーカーズコープでの短期・ 長期職場体験
・ ワーカーズくらしのサポート 事業（ H24年神奈川県新しい公共事業） との連携
・ バイターン事業（ H24年神奈川県新しい公共事業）

日常生活 自立 → 社会参加 → 中間的 就労 → 一般就労

・ 共食の会・ 当事者会（ インクルージョンネット よこはま自主事業・ 協力事業）
・ 青少年関係の居場所事業（ 遊悠楽舎、リロード 初め各地のNPOの運営する居場所等）
・ 地域活動支援センター等障害関係の生活支援事業
・ その他地域活動の紹介

・ 中間的就労からのステップアップ
・ ハローワークとの連携（ ハローワークプラザにインクルージョンネット よこはま紹介利用者の担当者）
・ インクルージョンネット よこはまのキャリア・ コンサルタント のサポート
・ 若者サポート ステーション 等就労支援機関との連携。
・ 職場定着のサポート や労働問題への対応など継続支援

そのため、支援内容や支援方法は多岐に渡ります。インクルが2010年12月から2013年3月まで横浜市の委託を受け運営してきた内閣府のパーソナル・サポート・サービスのモデル事業「生活・しごと∞わかもの相談室」のウェブサイトでは、実際の支援事例を紹介していますが、内容は多岐に渡ります。（事業終了後の現在もウェブサイトで実績と事例をご紹介しています。※参考）その事例では、就労支援を受けた若者からの手紙、10年間ひきこもった後に自殺を企図し、インクルで生活支援から就労支援までをうけた若者の手記、賃金未払いで生活困窮に追い込まれた男性への未払い賃金対応と求職支援の事例、介護離職からの社会復帰を支援した女性の20代事例、児童養護施設入所中の高校生を在学中から就労と住まいの支援をした事例と５名の事例を紹介しています。

わかもの相談室の登録者は742名でしたが、上記の５名の事例だけでも対応したスタッフの専門性も福祉、労働、キャリア支援、心理等とさまざまです。活用した地域資源や制度も生活保護や障がい福祉の諸制度、職業訓練、医療機関、就労体験を受け入れてくれた事業所、地域の理解ある不動産業者、当事者同士の集まりと領域を問いません。また、連携して支援をした機関も、福祉事務所、児童相談所、高等学校、児童養護施設等と多岐に渡ります。

このようにインクルの支援は、その方に関わるさまざまな領域のさまざまな立場の方と連携し、多様な地域資源を総動員してその方に寄り添って課題を解決し、孤立を解消していきます。そのため、「私どもに全てお任せください」という支援ではなく、ご紹介元の方も含めてみんなでネットワークを組んで当事者を孤立させず、各機関・各自が出せる力を出し合って課題を解決し、地域で見守られながら生活していける状態を作っていきます。

３．　困窮する若者の心と寄り添い型支援

さまざまな困難を抱えて困窮するに至った若者は、その過程で傷つき、孤立し、自分への自信や他者・社会への信頼感を失っています。インクルの支援では、現在抱えているさまざまな具体的困難に対して、さまざまな資源や制度を活用して支援を行うだけでなく、こうした若者を孤立させず、寄り添いながら、人とつながる場への参加や、地域で見守られ支え合いながら暮らせるように支援を考えています。

傷つきや自信の喪失、不信等から精神疾患を発症する等している場合は医療機関や専門機関での治療へとつないでいきます。しかし、何よりも大切なのは、社会の中に彼ら彼女らが受け入れられ、もう一度自信や信頼感を取り戻していく場やそこでの人とのつながりです。私たちは、彼らに寄り添いながら、そうした場やつながりを作れるよう、支援をしていきます。

4．支援対象者と対象エリア

現在は、神奈川県の生活困窮者自立相談支援モデル事業を受託し運営している事業が活動の中心となっています。この事業は2015年4月より施行され、各市で実施される（町村部は県が実施）生活困窮者自立支援法のモデル事業です。モデル事業の対象エリアは、県内の政令市（横浜市、川崎市、相模原市）・中核市（横須賀市）を除いたエリアとなります。ただし、緊急の場合などインクルの自主事業としてこのモデル事業の対象エリア外である政令市・中核市の方々の支援も行っておりますので、ご相談ください。

いずれにしても、神奈川県全域と言う広域をカバーしていますので、当事者の身近な地域の資源を大切にしています。地域の方と協力し、相談しながら支援を進めていきますので、「こんな方は支援可能だろうか？」と疑問があった際には、事務局にお気軽にお問い合わせください。

※ 参考：支援事例紹介先URL：
http://ps.inclusion-net.jp/archives/category/case

5 矯正施設退所後の課題

❖刑務所や少年院などの矯正施設退所者への福祉機関との連携した取り組みの現状と課題

帰る場所の無い少年の生活と働くことを支える

セリエコーポレーション 代表取締役　**岡本 昌宏**

＊セリエコーポレーション　岡本昌宏氏さんに事務局でインタビューを行い、その内容をまとめています。

1．職親としての受入れ

セリエコーポレーションは、足場組立解体、鉄骨建方、クレーン・エレベーター組立解体などの建築工事をする会社です。

会社を立上げたのは、2005年。創業を考えているときから、児童虐待の報道に関心を持ち、18歳以降に働く場、住む家もない少年たちがいることを知り、そのような子たちを職親として受け入れることができないかと考えるようになりました。創業当初から県内の児童養護施設に直接出掛け、就職に困っている少年をインターンで受け入れたことが始まり

快く取材に応じてくれた岡本さん（右）

でした。次第に、児童相談所からも声がかかって、受入れる少年は毎年４人程度になり、徐々にその取り組みが広がってきました。

また2009年に、刑務所などの矯正施設を出た人の就労を支援する神奈川県就労支援事業者機構が設立され、当機構からの勧めもあって協力雇用主に登録し、それ以来、少年院を出た子の受入れを始めています。協力雇用主は、定職に就くことが容易でない刑務所や少年院を出所した人を、その事情を理解した上で雇用し、更生に協力する民間の事業主のことを言います。

少年院を出た子の中には、家庭引取の拒否や家族の高齢化、両親が刑務所にいるなどさまざまな理由から、帰る先がない子どもたちが少なくありません。何かしらの支援が必要でも、出た後のフォローはなされず、少年院の入退所を繰り返します。中学２年生から21歳まで少年院を転々とした生活を送っていた子もいました。

２．生活を支える

セリエコーポレーションでは寮を完備していて、受け入れた子は、自活するまでまずは寮で生活します。

これまでに、28名の子を受け入れてきましたが、体力がある子というよりは、意志が弱かったり、発達障害、精神疾患が疑われる子たちも少なくありません。

入寮して始めてさまざまな生活面で教えなければいけないことがわかります。部屋の片づけやゴミの捨て方も実はわからない。挨拶の仕方から、食事をするときの箸の使い方を教えることもあるほどです。

現在、入寮している15歳の少年は、どうしても朝が起きられないので、仕事に間に合うように朝５時に起こしに行き、必要ならば最寄の駅まで送るなど、生活の支えが必要です。

仕事の面でいえば、建設現場での足場の組み立ては、作業員の命を預かる仕事で、個人の特性よりは基礎的なことを安全に作業できるように教えるのですが、ある少年は覚えるスピードもゆっくりでしたので、先輩の少年が繰り返し、繰り返し、同じことを言うように配慮しサポートしました。仕事が続くのかと最初は不安でしたが、その子は辞めないで、働いて７年目になります。本人が辞めたいという意思が無い限り、周りがしっかりサポートする体制を取っています。

また、先輩の少年にとっても、入寮間もない子を仕事や生活面を気にかけたことで、気づけたことがたくさんあるようです。教えた子も一緒に成長していることを実感します。

3．自分の座る「石」を見つけてほしい

中には面接した次の日に来ないことや、しばらくして遊びを思い出し、以前の生活に戻ってしまう、また連絡なく突然いなくなる子もいるというのが現状です。

会社としてもどうやったら続けてもらえるのか試行錯誤しています。初めは仕事をがんばる気持ちを持っているので、面接すれば基本は断らず、協力雇用主として少年の過去も含めて理解し、仕事と生活をまるごと受け入れる姿勢を大事にしています。

少年たちは、仕事を始めてみると大変さや苦労を知り、次の違う仕事もしてみたいと思います。15歳で、建設業でとび職を続けてもらう前提では考えず、本人がやってみたいことを、応援しています。

「石の上にも３年」と言いますが、少年たちには、乗る「石」を見つけてもらうために、色々な経験をしてほしいと思います。そこで、数日でも関わった今の仕事の経験が心の隅に残って、また戻ってきても良いのです。協力雇用主としては、少年が経験できる場の提供が役割と考えています。

場の提供が大切と思えるのも、私自身が幼少期に学童保育で障害のある子と一緒に勉強や、遊びをするボランティアや職員の方をみて、いつか福祉関係の仕事をしてみたいと頭の片隅にあったことや、中学３年のときに蕎麦屋で住み込みで働き、店主に面倒をかけてもらったことが心に残っているからです。会社を興し、次は私が返す立場になりました。

4．今後に向けて

矯正施設等を出る人が、出る前から雇用の場の確保する就労支援が特徴の「職親（しょくしん）プロジェクト」（※）が注目されています。日本財団の助成を受け大阪府内の有志企業から始まった取り組みは、本人が違う分野で働くことを希望すれば、次のところで受け入れて、本人を横のつながりで支えることを目標にしています。

就労支援の取り組みが全国規模で動いていますが、県内は、協力雇用

主が237社で、そのうちの８割から９割が建設業、実際に受け入れている会社は１割から２割という状況です。いざ受け入れとなると、会社の反対や景気の悪さから雇えない現状です。

今後は、行き場のない少年たちに、仕事と住まいを支えてくれる企業を開拓し、福祉機関や学校との連携も含めたネットワークで少年の生活を支えていくことが必要です。

〈インタビューを終えて……〉

「子どもの過去を含めて、全て受け入れる」「みんなにチャンスがある」岡本さんの言葉を聞いていて、身の引き締まる思いでした。私たちは、その子の可能性を本当に信じてあげていたのか。子どもたちを理解するつもりが、いつの間にか大人の目線で関わり、勝手にその子の人生を諦めていたのではないか。取材を終えて、子ども・若者の側に寄り添う姿勢に改めて気づく機会となりました。（事務局）

※「職親（しょくしん）プロジェクト」とは

○職親プロジェクトは少年院出院者や刑務所出所者の円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯率の低下の実現を目指し、2013年２月に関西の企業７社と日本財団が立ち上げた民間発意による取り組みです。少年院や刑務所内で採用活動を行い、企業が職場を提供、更生保護施設はじめ社会資源と連携することで、「みんなで一人を支える」という新たな支援スキームの実現を目指しています。2013年12月には全国展開に向けて関東を中心とする企業９社が新たに参加しました。

❖刑務所や少年院などの矯正施設退所者への福祉機関との連携した取り組みの現状と課題

矯正施設退所者の円滑な社会復帰支援

神奈川県地域生活定着支援センター　センター長　**中西　一郎**

1．はじめに

刑務所や少年院などの矯正施設には、福祉的支援を必要とする高齢者、障害者も入所しています。そのなかに、高齢のため、障害のため、退所後に自立した生活を送ることが困難で、親族等の支援も得られる見込みがない人がおり、退所後すみやかな福祉サービスの利用等の支援が必要なことが指摘されてきました。平成18年の厚生労働科学研究をはじめとする研究事業の成果もふまえて、平成21年に「地域生活定着支援事業」（平成24年度より「地域生活定着促進事業」として実施）が創設されました。この事業は、各都道府県に「地域生活定着支援センター（以下、「センター」）」を整備し、各センターは保護観察所と協働して支援の必要な退所者の円滑な社会復帰を支援する業務を行うものです。神奈川県においては平成22年12月１日に開設され、（公社）神奈川県社会福祉士会が委託運営にあたることになりました。

2．事業の概要

センターの運営は「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」に基づき、保護観察所と協働して行われます。センターは「コーディネート業務」「フォローアップ業務」「相談支援業務」「その他必要な支援業務」「啓発活動等」の５つの業務を行います。センターの支援対象となるのは、保護観察所又は他県のセンターから依頼を受けた「特別調整対象者」及び「一般調整対象者」となっていますが、「相談支援業務」のなかで矯正施設退所者等への情報提供なども行います。なお、「特別調整対象者」とは、高齢（おおむね65歳以上）又は障害を有すると認められること、矯正施設退所後の適当な住居がないことなど、所与の条件を満たす人に限られています。

3．現況

センターの運営は、司法関係機関、福祉関係機関や市町村、サービス事業者等と連携しながら行われています。また、都道府県を越えての調整案件も多いため、他県のセンターとの協力も行われています。対象者が矯正施設退所後に安定した地域生活を続けられるためには、地域の理解、協力は不可欠です。対象者と寄り添うかたちで、対象者がなじめる地域で受け入れられ、二度と罪を犯すことなく、生きがいを感じることができる環境で生活できるよう、退所後のサービス利用計画を作成します。

当センターへの依頼件数は、平成22年12月の開設より平成25年９月末日現在で85件であり、うち16件が支援継続中です。年齢別には、20歳代以下が15人、21歳～30歳が７人、31歳～40歳が６人、41歳～50歳が19人、51歳～60歳が11人、61歳～70歳が25人、71歳以上が12人となっています。

4．今後に向けた課題、展望

対象者の主な帰住場所としては、更生施設、救護施設、障害者施設、グループホーム、ケアホーム、アパート、市営住宅などがありますが、中間施設として自立準備ホーム、更生保護施設、簡易宿泊所、無料低額宿泊所などを利用する場合もあります。退所直後から福祉施設を利用できる場合が少ないため、シェルター機能を持つ一時帰住先を経由する場合も少なくありません。少年院退院者の場合、経済的な面でも生活技術の面でも単身での生活が難しい場合も多く、また18歳未満で退院する対象者もいることから、帰住場所にはいっそう配慮が求められます。なかには福祉施設やグループホームなど利用が望ましい対象者であっても、入院前に障害者手帳を取得していない場合もあり、場合によっては矯正施設の協力も得て、入院中に手帳取得の支援を行います。対象者自身が地域において生きがいを感じられる生活を継続できることが、再犯から遠ざける有効な方法であると考えてます。そのためには地域の支援が不可欠です。福祉サービスを利用しながら自立した地域生活を送れるよう、地域の関係者と連携しながら支援を行ってまいります。

コ ラ ム

「できるだけ早い福祉的支援をするために」

横浜弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会委員
弁護士　千木良 正

地域生活定着支援センターで支援している人の中には、複数回の矯正施設収容の後、初めて福祉的支援につながったという人も多くいます。

もちろん、障害があったとしても、罪を犯したのであれば刑事責任を取ることは必要なことでしょう。しかし、私たちは、刑事罰が必ずしも犯罪の抑止につながるとは限らないことも知っておかなければなりません。罪を犯した障害者の再犯防止のために必要なことは、刑事罰よりもむしろ積極的な福祉的支援であるということが多くあります。犯罪行為を繰り返し、何度も矯正施設に収容されている障害者は、適切な福祉的支援を受ける権利を保障されなかった被害者と言えるかもしれません。

やはり、望ましいことは、矯正施設に入所する前の段階から福祉的支援がなされることによって、高齢者・障害者が矯正施設に入所することなく安定して地域生活を送ることでしょう。

そこで、矯正施設に入る前の段階、たとえば、障害のある方がはじめて犯罪行為を行った段階で、捜査を担当する警察官や検察官、また、刑事事件を弁護する弁護士などが、ただ単に刑罰の問題を考えるだけではなく、本人の福祉的ニーズに気付き、適切なサービスにつなげていくことができれば、本人のみならず、地域社会にとっても非常に有意義なことになるはずです。

横浜弁護士会では、このような問題意識から、2013年度より、捜査機関などから当番弁護士や国選弁護人の派遣要請を受け付ける際、被疑者・被告人に知的障害（発達障害を含む）があれば連絡してもらい、被疑者・被告人に対して福祉分野に詳しい弁護士を派遣する制度をスタートしました。

この制度の積極的な運用により、知的障害のある人について、より早い段階で福祉的支援につなげる可能性が高まります。もちろん、弁護士だけでは福祉的支援につなげることが困難な場合も多いため、横浜弁護士会では、（公社）神奈川県社会福祉士会とも連携を取って、福祉的な支援も見据えた刑事弁護活動を行っていきたいと考えています。将来的には、社会福祉士と一緒に知的障害のある被疑者・被告人の面会をしたり、本人にとって必要な福祉的支援計画を策定したり、具体的な福祉サービスにつなげたりすることを目指しています。そのためにも、地域の関係機関が連携を深めていくことは必要不可欠だと思っています。

❖刑務所や少年院などの矯正施設退所者への福祉機関との連携した取り組みの現状と課題

福祉施設における矯正施設出所者支援の取り組みについて

（福）かながわ共同会 秦野精華園生活２課 課長　**髙澤 哲矢**

１．秦野精華園の概要

当園は、平成２年４月より県立民営の施設として受託し、知的障害者のさまざまなニーズに即応できる多機能を持った施設として再発足しました。平成18年４月からは神奈川県の「指定管理者制度」により施設の管理・運営を行っています。平成20年４月より障害者自立支援法の支援体系へ移行を機に、『SELP（社会就労センター）』の機能を生かした「就労移行支援」、「地域生活移行支援」や障がいの重い方々の生活面をサポートする生活介護など、『多機能型支援』を展開しています。中でも生活２課は中軽度の障がいのある方に特化した寮で、触法やネグレクトなどの経験を持つ利用者への就労や地域移行を目指した支援を取り組んでいます。

２．矯正施設より受け入れた方への支援

（１）入所時の確認

初めて矯正施設から受け入れた方より、そのことを周囲の人に知られたくないという要望があり、さまざまな場面を想定して、本人と確認した経緯があります。それ以降に受け入れた方々にも同様の配慮を行ってきました。

（２）単独外出に向けた支援

入所してから、しばらくの間は外出や買い物などは、職員と一緒に行動し、少しずつ一人での行動を拡げていく支援プログラムを行っています。具体的には次のようなプログラムとなります。

（例）「単独外出」プログラム
①寮から園内の自販機へ（５分程度）
②近隣への買い物（30分間）

③近隣への買い物（１時間）
④単独での外出（徒歩で２～３時間）
⑤単独での外出（公共交通機関利用）

単独外出に際し、園独自の書式による「外出計画書」を本人に作成してもらいます。そこには日時・行先・経路・費用など細かに調べ作成してもらいます。それを園長まで確認してもらい、成人としての責任と自覚を持った行動が取れるよう促します。その際、本人の理解と同意がとても重要で、きちんと確認されていないと、本人にとっては、やらされている感や単なる我慢でしかなく、長続きはしないと思われます。このようなステップアップを重ね、概ね１～２年ぐらいの期間の取り組みになります。

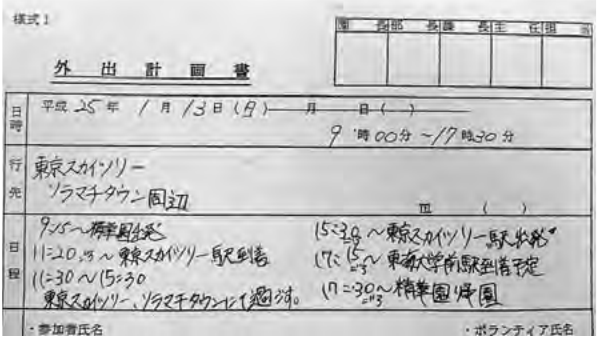
様式１

園	部	課	長	主	任	担	当

外出計画書

日時	平成 25 年 1 月 13 日（日）　月　日（　） 9時00分～17時30分
行先	東京スカイツリー ソラマチタウン周辺
日程	9:15～精華園出発 11:20頃～東京スカイツリー駅到着 11:30～15:30 東京スカイツリー、ソラマチタウンにて過ごす。 15:30～東京スカイツリー駅出発 17:15～東武大学前駅到着予定 17:30～精華園帰園
・参加者氏名	・ボランティア氏名

実際の「外出計画書」

（３）余暇支援

一人で過ごすことが苦手であり、余暇を有効に過ごすことができず、結果情緒を乱し、他者とのトラブルや暴力に発展してしまうケースが多い傾向にあります。何をしたらよいか分からないため、職員との外出の機会を定期的に設定し、趣味や関心事の余暇の拡充につながるような支援を展開しています。その他、園のクラブ活動（サッカー・ソフトボール）の提供も行っています。余暇の充実とともに職員が常に付き添っていることでの安心感を得られたり、情緒面の落ち着きにつながるのではないかと思います。買い物や外食、レクリエーションなど本人の楽しみとなることを本人の理解しやすい方法で見通しを立てて提供することにより、身近な目標となり励みにつながるの

ではないかと考えます。

（4）家族への働きかけ

家族との関わりについても支援が必要です。家庭環境の基盤が弱く、理解や認識が低い場合も多いので、家族を巻き込んでの支援プログラムを行っています。具体的には面会や連絡に関する確認、日帰り帰宅を職員付き添いで行い、家族にはどのように本人と接することが望ましいか、相談しながら、協力を仰ぐケースもあります。また定期的な面談を行い、振り返りや今後の目標などの確認をする場を設定しています。

3．関係機関との連携

受け入れ時から移行するまで一施設で抱えていくのではなく、援護地の相談事業所や本人にとって必要な関係機関の協力を得ながら、地域移行に向けたケア会議を定期的に開催し、それぞれの役割の確認を行い、サポートしていきます。

4．支援における課題や今後について

矯正施設から受け入れた方は、ネグレクト等虐待体験のケースや不十分な養育環境により、二次的な課題（周囲からの理解、社会的な援助のなさ等）を経験して、触法行為に至ってしまうケースが多く見られます。こういったケースでは家庭からの十分な愛情を受けられず、欠乏感のなかで欲求が満たされず、結果として行動がエスカレートしてしまう傾向にあるようです。チームで支援していくうえでは、表出した行動の本意とはなにかを細かに分析し、対応を検討していく必要があります。

医療機関との連携が必要な方もいます。本人の状態が悪化したときに、入院等の受け入れが可能なバックアップ体制が用意されていると、支援する側の現場職員としては、大変心強く安心して支援に取り組むことができます。

矯正施設では課題とならないような部分が、施設生活では大きな課題となるようなこともありました。枠があり、拘束力のある矯正施設からの文書による情報や教官が付き添った状態での短時間の体験では、課題が見えにくいのが事実です。入所前にどのような個別の対応を行っているのか、具体的な情報や、実際の場面を見学させてもらうなどして、事前に施設生活に置き換えて検討できると実践しやすいと思います。

6 サポートブックからの提案

第２部に寄稿いただいた方々は、わかもの互立（支えあい）ネットワークのメンバーの方、定例会でお話を伺った方、先進的な実践を行っている方などです。他にも紹介したいすばらしい実践がありますが、紙面の都合により絞らざるを得ませんでした。貴重なご報告をいただきましたので、編集委員会独自の視点で、まとめと提案をさせていただきます。

１．子ども・若者の課題

私たちは、第２部の構成で大変苦労をしました。それぞれの支援の内容や対象が違うこともあり、課題別の分類が難しかったからです。子ども・若者の抱える課題は千差万別で、各々のニーズも多様です。これを克服するために、「関係機関の連携」や「ネットワークの形成」等が言われますが、お互いどのような支援機関があるかも知りえず、形式的な支援にとどまるなどの実態も課題となります。

第２部の事例では、上手く支援を進められたケースが多いようですが、この裏には支援の困難性が高く相談機関ショッピングをしたり、さらに傷ついて消極的になったり、短絡的になって自分を否定する方向に向かう方も多々あると考えられます。また、児童養護施設や里親の元から巣立った方々は、社会の中で生きていく力が十分にないことが多く、成人してからの支援にことさらの配慮が必要と言えます。

２．相談・支援の体制の課題

生活の困難性や生きにくさを感じ、社会の中での生活が円滑に行かない子ども・若者が多いことから、国もいくつかの検討会を設置し、また、法制度の整備にも取り組んできました。しかし、相談や支援の体制はまだまだ不十分であり、課題も多岐に渡っています。

まずは、「専門性」です。当然困難性が高ければ高いほど、支援に当たっての専門性が求められます。しかし、専門性が高いほど対応できる幅が狭まり、他の専門領域との連携が難しくなります。

次に「連続性」です。対象者は日々成長していきます。支援する側が

年齢で区切れている場合は、細切れの支援になりがちで、引継ぎやアフターフォローが不十分なケースもあります。特に、児童福祉法の児童年齢の区切りとなる18歳から20歳が支援の狭間とならないようにすることが大事です。

支援の「柔軟性」については、対象者の状態は日々変化し、ニーズも変わるため、柔軟に対応することが難しくなります。支援の「地域性」では、地域の特性を生かした支援が有効ですが、支援機関の偏在や交通機関の利便性などが課題となります。

3．行政の取り組みと限界性について

困難を抱える子ども・若者の支援は、一義的には行政に責任があり、支援の仕組みや体制作りを進めなければなりません。しかし、縦割り行政が大きな壁となり、また、中間自治体である都道府県と基礎自治体である市町村の役割分担も課題となります。神奈川県は、３つの政令市と中核市を含み、人口900万人の大きな所帯で、これも複雑化させる要因となります。また、自治体の財政危機は、サービスの低下や切捨てにつながりかねません。

行政には、これらを踏まえ、躍進著しい民間の支援事業者と連携した支援体制作りを早急に行うとともに、サービスの地域偏在の是正を進め、さらにNPO法人等への財政的支援も求められています。

さらに、子ども・若者育成支援推進法に定められた、子ども・若者支援地域協議会の今後の設置の進捗に期待しています。

4．解決策と方向性

困難性を有する若者の支援が、行政の縦割りや制度の制約（種別や年齢等）、関係機関の連携の難しさ、サービスの地域偏在のために、より困難になっていることを述べてきました。このような状態にある若者をネットワークやパーソナルサポートで支えるとともに、支援困難に陥らないよう、教育機関や相談機関が年齢の低いうちからの育ちを支える仕組みの構築が必要です。ひいては虐待や貧困などの連鎖を断ち切り、個々人が、また、社会全体がより活性化して、迎える高齢化社会を乗り切る方策にもつながるものと確信します。

5．具体的な方策として

〈パーソナルサポーターの養成〉専門機関の連携やネットワークでの支援にはコーディネーターが必要です。しかし、優れたコーディネーターを多く揃えることは難しい状況です。そこで、これを補完する意味もこめて、身近での寄り添いと必要に応じた支援に導くパーソナルサポーターを養成するのはいかがでしょうか。家族とも関わってくれる「青年期ホームボランティア（仮称）」や、現在も児童相談所で活躍している「メンタルフレンド」や今後期待されている「スクールバディ」の大人版を考えてみてはどうでしょう。

〈職親さんの拡充〉職業を持ち、収入を得ることはとても大切ですが、十分な社会性や忍耐を備えていないと就労継続は困難です。現在、矯正施設を出た後の方々に対する「職親制度」が広がりつつあります。ひきこもりやニートの状態にある方、他人とのコミュニケーションが苦手だったり知的にハンデのある方なども貴重な人材です。

事業者が実際に若者を受け入れるには色々なノウハウがあり、受け入れが進んでいないとも聞きます。受け入れ体制を整えるには、講習会の開催や事業者の負担を軽減する措置も必要となります。

〈ケア付き下宿の設置〉困難を抱える若者にとって、自立した生活を送ることはなかなか困難です。いきなりのアパート生活で耐えられなくなる方も多く、仲間や支援者のいる環境で力をつけてから自立することも大事です。このために「自立援助ホーム」がありますが、基本的に20歳に至るまでとなっていて、それでも自立の難しい方にはステップハウスを近隣に設置して支援を行っています。

20歳を越えても使える、ケア付き下宿（青年期自立援助ホーム）があれば、利用価値は極めて高いと思われます。

〈学びの保障〉家庭環境により高等教育に進めない子どもがいます。生活保護の受給家庭の児童や児童養護施設入所児童の大学進学率は相当に低い状況です。充実してきたサポート校についても、経済力の弱い家庭では通うことは困難です。また、経済状況以外の理由で通学が続けられない方も多くいます。既存の特別支援教育や定時制・通信制の学校に加えて、学習の遅れを取り戻し、社会に巣立っていって力を発揮できるための教育を行う、全日制の学校の拡大や家庭や施設での学習サポーターの派遣制度などの充実が求められます。

第３部

社会資源情報

【掲載されている情報について】

○第３部では、青年期サポートに関連する機関・団体を知ることを目的に編集会議にて、県内の情報を中心に整理を試みました。

○掲載されている主な社会資源は、サポートする際に役立てるよう、編集委員が収集したものとなります。

○実際の利用・相談については当該団体へお問合せください。

１．代表的な相談窓口 …… 80
○青少年相談 …… 80
○児童相談所 …… 82
○福祉事務所 …… 83
○かながわ子ども・若者総合相談センター …… 83
○よりそいホットライン …… 83

２．生活困難なときの支援機関を知りたい …… 84
○代表的な相談窓口 …… 84
○福祉的な貸付の相談 …… 84

○民間相談窓口 …… 85
○債務に関する相談をしたい …… 86
○雇用保険・第２のセーフティネット …… 88
○生活費の援助を受けたい …… 90
○ホームレス状態であり、住まいについて相談したい …… 91
○15歳から20歳未満で就労自立を目指す自立援助ホーム …… 91
○子ども同伴で自立を目指す母子生活支援施設 …… 91
○DV・暴力に関する相談 …… 92
トピックス シェルター機能を有する施設の種類

3．仕事を探したい・職業訓練を受けたい …… 94
○就職に向けた相談をしたい …… 94
○職業訓練を受けたい …… 97

4．学びたい …… 98
○定時制高校 …… 98
○通信制高校 …… 100
○技能連携校・サポート校 …… 100
○中途退学者募集・再入学制度 …… 101
○高等学校卒業程度認定試験 …… 102
コラム 義務教育を卒業するということ～学校選びのポイント～
○クリエイティブスクール …… 103
○特別支援学校 …… 103
○高校の修学援助制度 …… 104
○大学進学奨学金等 …… 106

5．ひきこもり等の相談・居場所について知りたい …… 109
○公的相談機関 …… 109
○フリースペース等 …… 109

6．障害福祉サービスを利用したい 112

トピックス 障害福祉サービスを利用するには？

○サービスの対象 112
○手帳制度 112
○障害に関する相談支援事業所 113
○サービスの種類 114
○障害基礎年金の受給 115
○障害のある人の就労に関すること 115

トピックス 横浜市単独事業「障害者自立生活アシスタント事業」

7．精神保健関連の相談機関を知りたい 119
○こころの問題、依存症等に関する相談をしたい 119
○いのちの電話 120
○精神科医療機関を探したい 121
○自立支援医療（精神通院医療） 121

8．ボランティア・セルフヘルプグループに参加したい 122
○ボランティアをしたいとき 122
○セルフヘルプ・グループを知りたいとき 124

9．地域で活動する民生委員児童委員 125

10．要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会 126

11．市区町村福祉事務所、市区町村社会福祉協議会一覧 128
○福祉事務所一覧 128
○市区町村社会福祉協議会一覧 130

1 代表的な相談窓口

青少年相談

・ひきこもり、いじめ、不登校等についての相談に応じています。

名　　称	電　　話	住　　所
神奈川県青少年サポートプラザ 対象年齢 39歳まで	045-242-8202	横浜市西区紅葉ヶ丘9-1 県立青少年センター
神奈川県西部青少年サポート相談室 対象年齢 39歳まで	0465-35-9527	小田原市城山1-6-32 Sビル2階
横浜市青少年相談センター 対象年齢 概ね15歳から40歳未満	045-260-6615	横浜市南区 浦舟町3-44-2
よこはま東部ユースプラザ 対象年齢 概ね15歳から40歳未満	045-642-7001	横浜市鶴見区 鶴見中央3-23-8
よこはま西部ユースプラザ 対象年齢 概ね15歳から40歳未満	045-334-3041	横浜市保土ヶ谷区 天王町1-30-17
よこはま南部ユースプラザ 対象年齢 概ね15歳から40歳未満	045-761-4313	横浜市磯子区西町12-1 根岸駅前第二共同ビル2階 206・208号室
よこはま北部ユースプラザ 対象年齢 概ね15歳から40歳未満	045-948-5503	横浜市都筑区茅ケ崎中央11-3 ウェルネスセンタープラザ 南ビル3階　A号室
川崎市児童・青少年電話相談 対象年齢 18歳未満	044-542-1567	川崎市幸区鹿島田1082-3
相模原市青少年相談センター 対象年齢 就学前から19歳以下	042-752-1658（相談専用） 042-755-2552 （ヤングテレホン相談）	相模原市中央区中央3-13-13
相模原市青少年相談センター南相談室 対象年齢 就学前から19歳以下	042-749-2177	相模原市南区相模大野5-31-1 〈南区合同庁舎別棟内〉
相模原市青少年相談センター 相模湖相談室 対象年齢 就学前から19歳以下	042-682-7020	相模原市緑区与瀬896
相模原市青少年相談センター 城山相談室 対象年齢 就学前から19歳以下	042-783-6188	相模原市緑区久保沢1-3-1

名　　称	電　　話	住　　所
横須賀市青少年相談 対象年齢 概ね20歳まで	046-823-3152（青少年相談）	横須賀市小川町16 はぐくみかん5階
平塚市青少年相談室 対象年齢 原則として6歳から20歳未満	0463-34-7311（青少年相談） 0463-33-7830 （ヤングテレホン相談）	平塚市見附町15-1 平塚市民センター2階
鎌倉市教育センター相談室 対象年齢 幼児から青少年	0467-24-3386（相談専用）	鎌倉市御成町18-35
藤沢市青少年相談 対象年齢 20歳未満	0466-50-3569	藤沢市朝日町1-1
小田原市青少年相談センター 対象年齢 30代まで	0465-23-1481	小田原市城山4-2-11
茅ヶ崎市青少年教育相談室	0467-86-9963 （青少年相談・一般教育相談） 0467-82-7868 （いじめ電話相談） 0467-57-1230（心の電話相談）	茅ヶ崎市十間坂3-5-37
秦野市こども家庭相談班 対象年齢 概ね30歳まで	0463-82-5273	秦野市緑町16-3 （秦野市保健福祉センター内）
厚木市青少年教育相談センター	046-221-8080（教育相談） 046-223-6693 （ヤングテレホン）	厚木市中町3-16-1
大和市青少年相談室 対象年齢 30歳まで	046-261-7830 （親と子の相談電話） 046-260-5034 （不登校相談電話） 046-260-5040 （ヤングテレホン）	大和市中央1-5-14
伊勢原市青少年相談室 対象年齢 20歳未満	0463-94-1030（青少年相談） 0463-96-0800（ヤングテレホン）	伊勢原市田中316-1
海老名市青少年相談センター 対象年齢 20歳未満	046-234-8700（相談専用） 046-234-8762 （こども専用ダイヤル）	海老名市上郷474-4
座間市青少年相談室 対象年齢 小学生から30歳未満	046-256-0907	座間市立野台1-1-4
南足柄市青少年育成センター	0465-72-1329	南足柄市関本440
綾瀬市青少年相談室 対象年齢 概ね16歳から29歳	0467-77-7830	綾瀬市早川550
湯河原町青少年相談室	0465-63-6300	足柄下郡湯河原町 中央２-21-３

児 童 相 談 所

・児童福祉法に基づき、18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じる機関です。
・児童福祉司、児童心理司、医師、児童指導員、保育士等の専門職チームにより業務を行っており、必要に応じ、児童の一時保護、児童福祉施設入所・里親等委託等の措置を実施しています。

名　称	地　域	電　話	住　　所
横浜市中央	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区	045-260-6510	横浜市南区浦舟町3-44-2
横浜市西部	保土ケ谷区、旭区、泉区、瀬谷区	045-331-5471	横浜市保土ケ谷区川辺町5-10
横浜市南部	港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区	045-831-4735	横浜市磯子区洋光台3-18-29
横浜市北部	港北区、緑区、青葉区、都筑区	045-948-2441	横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1
川崎市中央	川崎市・幸区・中原区	044-542-1234	川崎市幸区鹿島田1-21-9
川崎市中部	高津区・宮前区	044-877-8111	川崎市高津区末長276-5
川崎市北部	多摩区・麻生区	044-931-4300	川崎市多摩区生田7-16-2
相 模 原 市	相模原市	042-730-3500	相模原市中央区淵野辺2-7-2
横 須 賀 市	横須賀市	046-820-2323	横須賀市小川町16
県　中　央	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡、中郡	0466-84-1600	藤沢市亀井野3119
県鎌倉三浦地域	鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡	046-828-7050	横須賀市日の出町1-4-7
県 小 田 原	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	0465-32-8000	小田原市荻窪350-1
県　厚　木	秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡	046-224-1111	厚木市水引2-3-1
県県北地域	大和市	042-750-0002	相模原市中央区淵野辺2-7-2

※県の児童相談所については、平成26年4月1日より再編され、「県北地域」が廃止。↗

↘※「平塚」（地域：平塚、秦野、伊勢原、中郡）が新設されます。
平成26年４月１日以降は以下のように変更になります（変更点のみ記載）。

名　称	地　域	電　話	住　所
県　中　央	藤沢市、茅ケ崎市、大和市、高座郡	同上	同上
県　厚　木	厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡	同上	同上
県　平　塚	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡	0463-73-6888	平塚市中原３－１－６

福 祉 事 務 所

・福祉事務所は、生活保護法をはじめとした、いわゆる福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）（※県福祉事務所は福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）を所管）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関です。

問合先	「11．市区町村福祉事務所一覧」参照（P128）

かながわ子ども・若者総合相談センター

・子どもや若者（おおむね30代まで）が抱えるさまざまな悩みについての一次相談窓口です。教育・福祉・警察等の職員の他に、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、キャリアカウンセラー等が相談をお受けしています。複数の課題を抱えたケースや困難事例については、県や市町村の専門機関などに丁寧に橋渡しをしていきます。
・神奈川県青少年相談センター内に設置されています。

電話	045-242-8201

よりそいホットライン

・生活や暮らしに関する相談、DVなどの女性の相談、つらい気持ちを聞いてほしいとき等の相談電話です。24時間、通話無料です。
・一般社団法人社会的包摂サポートセンターが運営しています。

電話	0120-279-338

2 生活困難なときの支援機関を知りたい

代表的な相談窓口

●福祉事務所

・福祉事務所は、生活保護法をはじめとした、いわゆる福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）（※県福祉事務所は福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）を所管）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関です。

問合先	「11．市区町村福祉事務所一覧」参照（P128）

●児童相談所（18歳未満）

・児童福祉法に基づき、18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じる機関です。

・児童福祉司、児童心理司、医師、児童指導員、保育士等の専門職チームにより業務を行っており、必要に応じ、児童の一時保護、児童福祉施設入所（乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設等）・里親等委託等の措置を実施しています。

問合先	「1．代表的な相談窓口」参照（P82）

福祉的な貸付の相談

●社会福祉協議会

・都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となり、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによって、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした「生活福祉資金貸付制度」を実施しています。

・本制度は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金（たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への修学等）の貸付けを行っています。

問合先	現在の住所を所管する市区町村社会福祉協議会 〔「11．市区町村社会福祉協議会一覧」参照（P130）〕

民間相談窓口

●神奈川県社会福祉協議会かながわライフサポート事業

・「生活不安」や「社会的孤独や孤立」といった、さまざまな複合化した生活課題を抱えながら、制度に結びついていない、あるいは制度を知らず、または生活困窮から必要なサービスを受けられないなど支援を必要とする方に対して、コミュニティソーシャルワーカーによる相談支援を行います。

	神奈川県社会福祉協議会　福祉サービス推進部ライフサポート担当
電　話	045-311-8753
URL	http://knsyk.jp/

●（一社）インクルージョンネットよこはま

・経済的な問題、社会的な関係をめぐる問題、家族関係をめぐる問題、精神保健をめぐる問題など、さまざまな困難を複合的に抱える問題に対して包括的・継続的な支援に取り組んでいます。

電　話	045-628-9119
URL	http://inclusion-net.jp/

●（特非）湘南ライフサポートきずな

・湘南地域を中心に、失業・多重債務・高齢・傷病・ドメスティックバイオレンス等、生活困窮に至るさまざまな問題を抱えている野宿や野宿になる恐れのある人を対象とした総合相談に取り組んでいる他、緊急避難の受け皿としてシェルターを運営している団体です。

電　話	（フリーダイヤル）0120-348-814
URL	http://www.geocities.jp/sls_kizuna/

債務に関する相談をしたい

●日本司法支援センター（通称、法テラス）（神奈川、川崎、小田原、コールセンター）

・法テラスは、国によって設立された、借金、相続、男女トラブル、労働等の法的トラブル解決のための総合案内所になります。

名　　称	電　話	住　　所
法テラス神奈川	0503383-5360	横浜市中区山下町２ 産業貿易センタービル10階
法テラス川崎	0503383-5366	川崎市川崎区駅前本町11-１ パシフィックマークス川崎ビル10階
法テラス小田原	0503383-5370	小田原市本町１-４-７ 朝日生命小田原ビル５階
法テラスコールセンター	0570-078374	

●その他の相談窓口

〈県多重債務相談〉

名　　称	電　話
生活再建支援相談（かながわ生活支援相談センター）	045-312-1881

〈消費生活相談センター〉

名　　称	電　話	住　　所
かながわ中央消費生活センター	045-311-0999	横浜市神奈川区鶴屋町２－24－２ かながわ県民センター６階
横浜市消費生活総合センター	045-845-6666	横浜市港南区上大岡西１－６－１ ゆめおおおかオフィスタワー４階
川崎市消費者行政センター	044-200-3030	川崎市川崎区砂子１－８－９ 川崎御幸ビル５階
相模原市北消費生活センター	042-775-1770	相模原市緑区橋本６－２－１ JR橋本駅北口イオン橋本店６階
相模原市相模原消費生活センター	042-776-2511	相模原市中央区相模原１－１－３ JR相模原駅セレオ相模原４階
相模原市南消費生活センター	042-749-2175	相模原市南区相模大野５－31－１ 南区合同庁舎３階
横須賀市消費生活センター	046-821-1314	横須賀市本町２－１　横須賀市立総合福祉会館２階
平塚市消費生活センター	0463-21-7530	平塚市八重咲町３－３　JAビルかながわ２階

名　　称	電　話	住　　所
鎌倉市消費生活センター	0467-24-0077	鎌倉市御成町18－10　鎌倉市役所内
藤沢市消費生活センター	0466-25-1111	藤沢市朝日町１－１　藤沢市役所内
小田原市消費生活センター	0465-33-1777	小田原市荻窪300　小田原市役所内
茅ヶ崎市消費生活センター	0467-82-1111	茅ヶ崎市茅ヶ崎１－１－１　茅ヶ崎市役所内
逗子市生活安全課	046-873-1111	逗子市逗子５－２－16　逗子市役所内
三浦市市民部市民協働課 （消費生活相談）	046-882-1111	三浦市城山町１－１　三浦市役所内
秦野市消費生活センター	0463-82-5181	秦野市桜町１－３－２　秦野市役所内
厚木市消費生活センター	046-294-5800	厚木市栄町１－16－15　厚木商工会議所会館４階
大和市消費生活センター	046-260-5120	大和市下鶴間１－１－１　大和市役所内
伊勢原市消費生活センター	0463-95-3500	伊勢原市田中348　伊勢原市役所内
海老名市消費生活センター	046-292-1000	海老名市勝瀬175－１　海老名市役所内
座間市消費生活センター	046-252-8490	座間市緑ケ丘１－１－１　座間市役所内
南足柄市消費生活センター	0465-71-0163	南足柄市関本440　南足柄市役所内
綾瀬市消費生活センター	0467-70-3335	綾瀬市早川550　綾瀬市役所内
葉山町町民サービス課	046-876-1111	三浦郡葉山町堀内2135　葉山町役場内
寒川町町民窓口課	0467-74-1111	高座郡寒川町宮山165　寒川町役場内

〈横浜弁護士会　無料多重債務相談〉

名　　称	電　話	住　　所
横浜駅西口法律相談センター	045-620-8300	横浜市神奈川区鶴屋町２-23-２ TSプラザビル４階
川崎法律相談センター	044-223-1149	川崎市川崎区駅前本町３-１ NOF川崎東口ビル11階
小田原法律相談センター	0465-24-0017	小田原市本町１-４-７　朝日生命小田原ビル２階
横須賀法律相談センター	046-822-9688	横須賀市日の出町１-５　ヴェルクよこすか３階
相模原法律相談センター	042-776-5200	相模原市中央区富士見６-11-17
海老名法律相談センター	046-236-5110	海老名市上郷485　海老名市商工会館２階

〈県司法書士会　無料多重債務相談〉

名　　称	電　話	住　　所
総合相談センターかながわ相談室 （横浜地区・面接相談）	045-641-1439	横浜市中区吉浜町１ 司法書士会館
神奈川県司法書士会本部（横浜地区・電話相談）	045-641-1389	
神奈川県司法書士会本部（川崎地区・面接相談）	045-641-1439	川崎市中原区下沼部1763
神奈川県司法書士会本部（川崎地区・電話相談）	045-641-1389	

〈関東財務局横浜財務事務所　多重債務者向け無料相談窓口〉

名　　称	電　話	住　　所
関東財務局横浜財務事務所	045-681-0931	横浜市中区北仲通５-57

雇用保険・第２のセーフティネット

●雇用保険

ねらい	「雇用保険」の基本手当（いわゆる失業手当）は、雇用保険の被保険者（雇用保険に加入している労働者）が離職した場合において、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、一日も早く再就職することができるようにすることを目的とした制度です。
窓口	ハローワーク〔「３．仕事を探したい」参照（P94)〕

●職業訓練受講給付金（求職者支援制度）

ねらい	求職者支援制度は、雇用保険を受給できない人に対し、ハローワークが無料の職業訓練を支援し、積極的に就労支援を行う制度です。一定の要件を満たす人には、訓練を受けやすくするための給付金が支給されます。
窓口	ハローワーク〔「３．仕事を探したい」参照（P94)〕

●住宅支援給付

ねらい	住宅支援給付は、就労能力と就労意欲のある離職者のうち、住宅を失った、または失う恐れのある人を対象として、住宅の確保（住宅喪失の予防）と再就職の支援を目的とした制度です。地方自治体の家賃のための支給を受けることができます。
窓口	申請は、現在の住所（住所がない場合は新しく賃貸住宅を確保しようとする地域）を所管する市町村です。福祉事務所がない町村の場合は都道府県の住宅支援給付担当窓口。

●総合支援資金貸付

ねらい	総合支援資金貸付は、失業などにより日常生活全般に困難を抱えている人を対象として、生活の立て直しや経済的自立を支援する制度です。市町村や社会福祉協議会、ハローワークなどによる支援を受けながら、社会福祉協議会から、賃貸住宅入居時の敷金・礼金などのための資金や、生活資金などの貸付を受けることができます。
窓口	現在の住所を所管する市区町村社会福祉協議会 〔「11．市区町村社会福祉協議会一覧」参照（P130）〕

●臨時特例つなぎ資金貸付

ねらい	離職などに伴って住居を失い、その後の生活維持が困難な離職者に対しては、その状況に応じて失業等給付、住宅支援給付、総合支援資金貸付、生活保護などの公的な給付や貸付による支援制度があります。しかし、こうした公的な給付・貸付などは、申請から資金の交付まで若干の時間を要します。臨時特例つなぎ資金貸付は、申請者がその間の生活に困窮することがないよう、社会福祉協議会から、当面の生活費の貸付を受けることができる制度です。
窓口	新しく賃貸住宅を確保しようとする地域の市区町村社会福祉協議会 〔「11．市区町村社会福祉協議会一覧」参照（P130）〕

生活費の援助を受けたい

●生活保護

・病気やケガ等の理由により働けなくなり、何らかの事情のため生活が苦しくなった場合、困っている状況に応じて最低限度の生活を保障しながら、生活を支えられるように「生活保護」を利用したいとき

問合先	「11．市区町村福祉事務所一覧」参照（P128）
制度目的	生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

保護の種類と内容

以下のように、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給されます。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類
日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）	生活扶助
アパート等の家賃	住宅扶助
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助
医療サービスの費用	医療扶助
介護サービスの費用	介護扶助
出産費用	出産扶助
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助
葬祭費用	葬祭扶助

ホームレス状態であり、住まいについて相談したい

●生活に困窮し緊急に住む場所を探しているとき

「11．市区町村福祉事務所一覧」参照（P128）

●外国につながる方で住むことに困っているとき

・住居の確保が難しい外国人を対象に、協力不動産の紹介や入居後の相談に応じている団体です。

名　　称	電　話	住　　所
(特非) かながわ外国人すまいサポートセンター	045-228-1752	横浜市中区常盤町１－７ 横浜YMCA２階

15歳から20歳未満で就労自立を目指す自立援助ホーム

●自立援助ホーム

・自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所した人又はその他の都道府県知事が必要と認めた人に対し、こうした児童が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活支援、就業の支援等を行う事業です。

利用方法	児童相談所を通じて利用〔「１．代表的な相談窓口」参照（P82)〕

子ども同伴で自立を目指す母子生活支援施設

・18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設。さまざまな事情で入所されたお母さんと子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援する施設になります。

利用方法	福祉事務所を通じて利用「11．市区町村福祉事務所一覧」参照（P128）

DV・暴力に関する相談

●主な公的相談窓口

名　　称	電　話
県配偶者暴力相談支援センター	045-313-0745 【週末ホットライン】 045-451-0740
県配偶者暴力相談支援センター多言語相談	050-1501-2803
県配偶者暴力相談支援センター男性被害者相談	045-313-0745
横浜市DV相談支援センター	045-671-4275
川崎市男女共同参画センター　女性のための総合相談	044-811-8600
川崎市人権オンブズパーソン	044-813-3111
相模原市配偶者暴力相談支援センター	042-772-5990
神奈川県警察「女性・子どものための相談」	045-651-4473
神奈川県警「少年相談・保護センター」	0120-457867 045-641-0045

※緊急時は「110番」

●主な民間相談窓口

名　　称	電　　話
（特非）かながわ女のスペースみずら	045-451-3776
（特非）女性・人権支援センターステップ	（毎週金曜） 045-227-7870 （DV加害者更生プログラム専用窓口） 080－5530－8047
（一社）神奈川人権センター 「DVに悩む男性のための電話相談」	045-758-0918
（特非）子どもセンターてんぽ（10代後半）	050-1323-3089

■ トピックス ■

シェルター機能を有する施設の種類

ここでは緊急的な居場所としてシェルター機能のある施設の種類を参考までに紹介します。

・緊急一時宿泊事業（シェルター）
路上生活をしていた方に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、自立を支援する事業です。

・ホームレス自立支援センター
路上生活をしていた方に対して、宿所及び食事を提供すると共に、生活相談・支援、職業相談・紹介等を行うことにより、就労による自立の支援等を行う施設です。

・無料低額宿泊所
生活困窮の方に対して、無料又は低額な料金で宿泊所その他施設を利用いただく施設です。

・婦人保護施設
売春防止法に基づく課題や、社会生活を営む上で問題を抱えている女性、又は配偶者からの暴力の被害者も保護の対象としています。入所による保護と、生活・就労等の支援を行う施設です。福祉事務所及び県立女性相談所を通じて利用します。

・婦人相談所・一時保護所
売春防止法に基づく問題や配偶者からの暴力等、社会生活を営む上で困難な課題があり、緊急に保護することが必要な女性を一時的に保護する施設です。入居者の安全・安心の確保と共に医学的・心理的支援を行います。

・更生保護施設
刑務所の満期出所の人や、保護観察中の仮出所の人に、退所直後の食事や宿泊、就労相談等を行う施設です。

・自立準備ホーム
あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人等が、それぞれの特徴を生かして自立に向けた生活支援等を行う施設です。

・子どもシェルター
児童虐待などのため家庭などに安心して生活できる居場所がない十代後半の子どもの緊急避難先としてのシェルターです。

3 仕事を探したい・職業訓練を受けたい

就職に向けた相談をしたい

●ハローワーク

・ハローワークの窓口では、就職に関するさまざまな相談に応じています。

・ハローワークによっては、障害のある方、外国につながる方専用の相談窓口があります。

名　称	電　話	住　　所
ハローワーク横浜	045-663-8609	横浜市中区本町３－30
横浜港労働出張所		
事業課（万国橋庁舎）	045-201-2031	横浜市中区海岸通4－23
業務課（寿町庁舎）	045-681-0164	横浜市中区寿町4－14
ハローワーク港北	045-474-1221	横浜市港北区新横浜３-24-６ 横浜港北地方合同庁舎１階
ハローワーク戸塚	045-864-8609	横浜市戸塚区戸塚町3722
ハローワーク横浜南	045-788-8609	横浜市金沢区寺前１-９-６
ハローワーク川崎	044-244-8609	川崎市川崎区南町17-２
ハローワーク川崎北	044-777-8609	川崎市高津区久本３-５－７　新溝ノ口ビル４階
ハローワーク横須賀	046-824-8609	横須賀市平成町２-14-19
ハローワーク藤沢	0466-23-8609	藤沢市朝日町５-12　藤沢労働総合庁舎
ハローワーク平塚	0463-24-8609	平塚市松風町２-７
ハローワーク小田原	0465-23-8609	小田原市本町１-２-17
ハローワーク相模原	042-776-8609	相模原市中央区富士見６-10-10 相模原地方合同庁舎１階
ハローワーク厚木	046-296-8609	厚木市寿町３-７-10
ハローワーク大和	046-260-8609	大和市深見西３-３-21
ハローワーク松田	0465-82-8609	足柄上郡松田町松田惣領2037

●若者サポートステーション

・働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

名　称	電　話	住　所	運営団体・URL
よこはま若者サポートステーション	045-290-7234	横浜市西区 北幸１-11-15 横浜STビル３階	（特非）ユースポート横濱 http://www.youthport.jp/saposute/
湘南・横浜若者サポートステーション	0467-42-0203	鎌倉市小袋谷 １-６-１ ２階・３階	㈱K２インターナショナル http://k2-inter.com/shonan/
かわさき若者サポートステーション	044-850-2517	川崎市高津区 溝口１-６-10	（特非）育て上げネット http://www.sodateage.net/yss/kawasaki/
さがみはら若者サポートステーション	042-703-3861	相模原市緑区 西橋本６-２-１ シティプラザはしもと６階 総合就職支援センター内	（特非）文化学習共同ネットワーク http://parasute.jp/
ユースワークふじさわ	0466-86-5481	藤沢市本町１-12-17 藤沢市労働会館内	㈱K２インターナショナル http://k2-inter.com/fujisawa/
神奈川県西部若者サポートステーション	0465-32-4115	小田原市城山１-６-32 Sビル２階	（特非）子どもと生活文化協会 http://kanagawa-nishi-supposta.com/

●かながわ若者就職支援センター

・若者の就職を支援するために神奈川県が設置・運営している施設です。併設ハローワークと連携して、キャリアカウンセリングから職業紹介まで、就職に関するさまざまなサービスをワンストップで提供しており、30歳代までの仕事を探している人が利用できます。

名　称	電　話	住　所
かながわ若者就職支援センター	045-410-3357	横浜市西区北幸１-11-15　横浜STビル５階

●**マザーズハローワーク**

・子育てをしながら早期の就職を希望している方に対して、予約による担当者制の職業相談・職業紹介、仕事と子育ての両立に関する情報提供を行っています。

名　称	電　話	住　所
マザーズハローワーク横浜	045-410-0338	横浜市西区北幸１-11-15　横浜ＳＴビル16階

●**横浜新卒応援ハローワーク**

・大学・大学院・短大・専修・高等専門・能力開発校の卒業年次の方、およびこれらの学校を卒業後おおむね３年以内の方を対象に、職業相談、紹介、応募書類（履歴書・エントリーシート）の添削適性診断、面接対策などを行っています。

名　称	電　話	住　所
横浜新卒応援ハローワーク	045-312-9206	横浜市西区北幸１-11-15　横浜ＳＴビル16階

●**かながわキャリアアップハローワーク（神奈川非正規労働者総合支援センター）**

・派遣労働者をはじめとした非正規労働の方に安定した就職のためのさまざまな支援をワンストップで提供しています。

名　称	電　話	住　所
かながわキャリアアップハローワーク	042-862-0040	相模原市南区相模大野３-11-７ 相模大野Ｂ＆Ｖビル５階・６階

●**㈱フェアスタート**

・児童養護施設、自立援助ホーム、シェルター等の社会的養護で育つ子どもたち、または育った若者達を専門に就労支援を行う団体です。

名　称	電　話	住　所
㈱フェアスタート	045-319-4675	横浜市中区翁町2-8-5　第一東里ビル306

職業訓練を受けたい

●公共職業訓練

県内において、管轄のハローワークへ受講の申し込みをする公共職業訓練を紹介しています。

名　　称	電　　話	ホームページ
県立高等職業技術校 （カナガワ技術校ナビ）	045-504-2810（東部） 0463-80-3002（西部）	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f368/
高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川職業訓練支援センター （ポリテクセンター関東）	045-391-2818	http://www3.jeed.or.jp/kanagawa/poly/
横浜市中央職業訓練校	045-664-6825	http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/koyo/syokkai/kunren0.html
国立職業リハビリテーションセンター （障害をお持ちの方の訓練施設）	04-2995-1201	http://www.nvrcd.ac.jp/

問合先	ハローワーク〔「3．仕事を探したい」参照（P94）〕

●求職者支援訓練

雇用保険を受給できない方（非正規労働者の方、自営業を廃業された方、長期間失業状態にある方々など）を対象として、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です。専修・各種学校、社会福祉法人などが高齢・障害・求職者雇用支援機構から認定を受けて実施する職業訓練です。

問合先	ハローワーク〔「3．仕事を探したい」参照（P94）〕

4 学びたい

・学びたい人のために、あなたにあった学び方があります。
・働きながら勉強したい、勉強は苦手だけど高校卒業資格にチャレンジしたい、不登校だったけれど高校では友達をつくって楽しく過ごしたい……そんな気持ちを持つ方のためのさまざまな学び方があります。

定時制高校

●主に公立
●かかる費用　　低め ★★★☆☆ 高め
・全日制の学校よりも遅い時間帯に少ない時間数でじっくり学んでいく方法です。
・１日４時間程度、１週間に20時限程度を学び、基本は４年間で卒業する時間設定になっています。以前は多くの学校が17時半頃からスタートする夜間部のみでしたが、昼間部を持つ多部制の定時制高校も増えてきています。多くの学校がクラブ活動や生徒会活動も実施しています。

●神奈川県立定時制高校一覧

〈定時制普通科〉

高校名	電　話	住　　所	開講形態
横浜翠嵐	045-311-4621	横浜市神奈川区三ツ沢南町１－１	夜間
希望ケ丘	045-391-0061	横浜市旭区南希望ケ丘79－１	夜間
横 須 賀	046-851-0120	横須賀市公郷町３－109	夜間
追　　浜	046-865-4174	横須賀市夏島町13	夜間
茅 ヶ 崎	0467-52-2225	茅ヶ崎市本村３－４－１	夜間
伊 勢 原	0463-95-2578	伊勢原市田中1008－３	夜間
津 久 井	042-784-1053	相模原市緑区三ヶ木272-１	夜間

〈単位制定時制普通科（フレキシブルスクールを含む）〉

高校名	電　話	住　　所	開講形態
川　　崎	044-344-5821	川崎市川崎区渡田山王22－６	フレキ
湘　　南	0466-26-4151	藤沢市鵠沼神明５－６－10	夜間
小　田　原	0465-23-1201	小田原市城山３－26－１	夜間
厚 木 清 南	046-228-2015	厚木市岡田１－12－１	フレキ
相模向陽館	046-298-3455	座間市ひばりが丘３－58－１	多部制
横 浜 明 朋 ※平成26年４月開校予定	045-836-1680	横浜市港南区港南台９-18-１	多部制

・フレキシブルスクール＝一定の範囲内で、全日制の授業の受講可能
・多部制＝午前部・午後部

〈定時制総合学科〉

高校名	電　話	住　　所	開講形態
磯 子 工 業	045-761-0251	横浜市磯子区森５－24－１	夜間
向の岡工業	044-833-5221	川崎市多摩区堰１－28－１	夜間
平 塚 商 業	0463-31-2385	平塚市中里50－１	夜間
秦 野 総 合	0463-82-1400	秦野市南が丘１－４－１	夜間
神奈川総合産業	042-742-6111	相模原市南区文京１－11－１	夜間

●横浜市立定時制高校

高校名	電　話	住　　所	開講形態
横 浜 総 合	045-744-1900	横浜市南区大岡２-29-１	三部制
戸　　塚	045-871-0301	横浜市戸塚区汲沢２-27-１	夜間

●川崎市立定時制高校

高校名	電　話	住　　所	開講形態
川　　崎	044-244-4981	川崎市川崎区中島３-３-１	二部制
商　　業	044-522-0125	川崎市幸区戸手本町１-150	夜間
川崎総合科学	044-511-7336	川崎市幸区小向仲野町５-１	夜間
橘	044-411-2640	川崎市中原区中丸子562	夜間
高　　津	044-811-2555	川崎市高津区久本３-11-１	夜間

●横須賀市立定時制高校

高校名	電　話	住　　所	開講形態
横須賀総合	046-833-4111	横須賀市久里浜６-１-１	夜間

通信制高校

●公立・私立

●かかる費用　　低め ★★☆☆☆ 高め

・自学自習を基本としてほとんど登校することなく高校卒業資格を取得できる方法です。

・登録した教科についてのレポート（教科書の復習プリントのようなもの）を提出すること、年間20日～25日のスクーリングに出席すること（回数や日数が教科によってきめられています。）、テストを受けることの３つの条件を満たすことで単位を修得することができます。

・学年のくくりはなく74単位以上を修得したところで高校卒業となります（おおむね４年で卒業する人が多いようです）。以前はレポートを郵送でやりとりする学び方が主流でしたが、現在はインターネットを積極的に活用している学校もあります。

・ここでは、県内公立２校を掲載しています。

学校名	電　話	住　　所
県立横浜修悠館高校	045-800-3711	横浜市泉区和泉町2563
県立厚木清南高校	046-228-2015	厚木市岡田１-21-１

技能連携校・サポート校

●主に私立

●かかる費用　　低め ★★★★★ 高め

・高校は卒業したいけれど自学自習は自身がない・・という人を学習面・生活面・精神面でサポートする教育機関です。

・全日制クラス学習を実施しているところや自分が登校できる時に授業を受ける個別学習を実施しているところなど、いろいろな形態の学校が存在します。

・いずれも少人数制クラスを採用しているところが多く、多くの学校が不登校経験のある人や学び方に配慮が必要な人、転入・転籍の相談に応じています。

・細やかな指導が特徴ですが、私立や各種学校の扱いになるため学費は高めです。

●技能連携校

都道府県の教育委員会から指定を受けた教育施設です。通信制の制度を利用しながら工業・商業・農業などの専門科目と英語や国語などの一般科目を同時に学び、３年間で高校卒業資格を取得します。全日制の形態をとっているところが一般的です。

●サポート校

通信制の学校に通う生徒について学習やレポートの管理などをサポートし３年間で確実に卒業するための民間の教育施設です。学習塾や専門学校、通信制高校などさまざまな母体がそれぞれの特徴を生かして運営しています。

中途退学者募集・再入学制度

●神奈川県教育委員会　総合教育センター転編入学情報センター

〈中途退学者募集を実施する高校〉

名　称	電　話	住　所
県立神奈川総合高校 （単位制普通科個性化コース）	045-491-2000	横浜市神奈川区平川町19-２
県立横浜桜陽高校 （単位制普通科）	045-862-9343	横浜市戸塚区汲沢973番地
県立川崎高校 （単位制普通科）	044-344-5821	川崎市川崎区渡田山王町22-６
県立厚木清南高校 （単位制普通科）	046-228-2015	厚木市岡田１-12-１

●高等学校中退者向け情報

・高校を中途退学した方々の、「仕事に就いて働きたい」「再び高校で学びたい」という希望を支援するため、県では情報提供を行っています。また、心の問題や生活の面についての相談窓口を設けています。

『高等学校中退者向け情報』（県）
http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6919/

高等学校卒業程度認定試験

●かかる費用　　低め ★☆☆☆☆ 高め

・試験を受けることで高校卒業と同等の学力があるという証明を取得する方法です。
・高校卒業程度認定試験に合格することで高校を卒業しなくても、大学や専門学校の受験資格を得ることができます。就職試験でも高校卒業と同等の扱いをする会社が増えてきています。
・16歳以上であれば、だれでも受験することができ、最大８科目に合格すれば資格が取得できます。
・高校卒業認定試験の合格は高校卒業資格と全く同じというわけではありません。多くの学校や企業が同等のものとして扱っていますが、目指す進路によっては注意が必要です。
・受験日程等については文部科学省のホームページにて掲載されています。

『文部科学省 高等学校卒業程度認定試験』
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/

コ ラ ム

義務教育を卒業するということ～学校選びのポイント～

義務教育を修了して高等学校の課程に入学するということは、より自由に自分に必要な学びができるということです。各学校の特徴を把握して自分の希望する学び方に近いものを選びましょう。学校の情報を把握し自分の気持ちを確認しておくことで充実した気持ちで学習することができますし、入学後のミスマッチを防ぐことにもつながります。

★学習内容（授業の特徴　自分の関心があることが学べるか　取れる資格はあるか）
★登校形態（どれくらいの頻度で登校するのか）
★所在地・通学時間（通信制の場合はスクーリング会場がどこか）
★学習形態（クラス制、個別学習、単位制……など）
★卒業までにかかる年数
★その学校が大切にしている価値観・守らなければいけない規則など
※複数の学校を見学してみると違いがよくわかります

クリエイティブスクール

・全日制課程において、これまで必ずしも持てる力を十分に発揮しきれなかった生徒を積極的に受入れ、社会で必要な実践力を育む学校として位置づけられています。
・入学者選抜では学力検査は行わず面接および特色検査を行います。
・神奈川県教育委員会より３校が指定されています。

名　称	電　話	住　所
県立田奈高校	045-962-3135	横浜市青葉区桂台２-39-２
県立釜利谷高校	045-785-1670	横浜市金沢区釜利谷東４－58－１
県立大楠高校	046-856-0024	横須賀市荻野14-１

特別支援学校

・特別支援学校は、障害のある子どもに自立と社会参加に向けた教育を行っています。
・中学校卒業後に特別支援学校高等部（分教室や高等部のみの学校を含む）に進学することができますが、学校によって対象となる障害種別や障害の程度、志願できる居住地の範囲などの志願資格が決まっていますので、確認が必要です。
・公立の特別支援学校高等部の入学者選抜は公立の高等学校よりも実施時期が早く、例年11月頃から１月頃にかけて行われています。それに向けて、事前に学校を見学して教育目標や教育内容等を理解しておくことや、入学者選抜のスケジュール等の情報を得ておくことが大切です。また、本人が特別支援学校と高等学校等の教育の違いを理解したうえで特別支援学校高等部への進学を希望しているかどうかということが、進路支援の際に重要なポイントです。
・特別支援学校高等部への進学は基本的に在籍している中学校を通してさまざまな手続きを進めていきます。進学希望がある場合は、早い段階で在籍している中学校に相談し、見学や体験等を通じて特別支援学校に対する理解を図り、本人に合っている進路先かどうかについて具体的に検討を進める必要があります。

●神奈川県内の公立の特別支援学校の一覧

⇒神奈川県教育委員会のホームページに掲載されています。
※http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6561/p19028.html
※各学校の情報や学校見学の案内は、各学校のホームページなどで確認してください。

●高等部（分教室・高等部のみの学校を含む）の入学者選抜に関しての問合先

神奈川県立の学校	神奈川県教育委員会教育局　支援部　特別支援教育課 045-210-1111（内線8276） ※入学者選抜に関する情報はホームページに掲載されています。 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300458/	
県内の市立の学校	横浜市教育委員会　特別支援教育課	045-671-3958
	川崎市教育委員会　指導課	044-200-3278
	横須賀市教育委員会　支援教育課	046-822-8480
	藤沢市教育委員会　教育指導課	0466-25-1111

高校の修学援助制度

●県の制度

1　神奈川県奨学金	（1）高等学校奨学金 ○貸付対象： 県内に在住し、県内の高等学校等に在学する者又は保護者が県内に在住し、高等学校等に在学する者 ○貸付月額 国公立　18,000円又は20,000（いずれか選択） 私立　30,000円又は40,000（いずれか選択） （2）高等学校定時制課程奨学金 ○働きながら県内の定時制高校に通う生徒で、経済的に学資の援助を必要としている生徒を対象に資金の貸付を行っています。 ○貸付月額　14,000円 ※応募要件等が変更される場合があります。	
	問合先	・入学した高校 ・県教育委員会教育局行政部財務課育英グループ （問合先：045-210-8251）

2 入学検定料等減免制度	・県立高校では、受験料、入学料の全部または一部を減免する制度があります。 ・横浜市立、川崎市立、横須賀市立の各高校でも減免制度がありますので、各市立高校の事務室または各市の教育委員会にお問合せください。	
	問合先	・各高校の事務室 ・県教育委員会教育局行政部財務課育英グループ（問合先：045-210-8251）
3 母子寡婦福祉資金	母子家庭の母親または寡婦の方で、生徒の修学等にあたり、経済的に援助を必要としている方を対象に資金の貸付を行っています。	
	問合先	市町村

●国の制度

1 教育一般貸付（日本政策金融公庫）	高校に入学・在学する生徒の就学資金として融資を行っています。 ○融資の使途　学校納付金、受験費用等その他の教育費	
	問合先	0570-008656（教育ローンコールセンター）
2 生活福祉資金（教育支援資金）	一定の所得以下の世帯に対して高等学校等への進学や通学に必要な経費の貸付を行っています。	
	「福祉的な貸付の相談」参照（P84）	

●市町村の奨学金制度

お住まいの市町村教育委員会

●その他の学費助成制度

交通遺児育英会奨学金	
問合先	（財）交通遺児育英会（問合先：0120-521286）

大学進学奨学金等

●主に社会的養護を終えた子どもたちへの支給制度（返済を必要としないもの）

大学進学等自立生活支度費 （国による補助・各都道府県及び指定都市）	「支度費」を措置解除後、大学等各種学校に就学する者に給付。「特別基準分」を支度費に加え、保護者がいないか、いても適切な養育ができず経済的援助が見込めない児童について、各都道府県及び指定都市が要否を判断して給付	
JX-ENEOS 児童養護施設・母子生活支援施設・里親家庭奨学助成	新入学時に10万円を助成。他の奨学金との併給可	
	問合先	全国社会福祉協議会児童福祉部 ①児童養護施設、母子生活支援施設の施設長が申請者の場合（03-3581-6503） ②里親家庭の里親が申請者の場合（03-3404-2024）
ゆたかな育ちと自立応援助成	普通自動車運転免許、就職時に有用となる各種資格	
	問合先	03-3581-6503 （全国社会福祉協議会児童福祉部）
アトム基金進級応援助成制度 （全国児童養護施設協議会）	大学・短期大学・専門学校等進学後、２年次以降に進級の際に３万円を助成	
	問合先	03-3581-6503 （全国社会福祉協議会児童福祉部）
メイスン財団奨学制度 （東京メソニック協会）	大学・短期大学・専門学校等へ進学する（または現在在学している）学校の授業料について、卒業するまで年額50万円を限度に助成	
	問合先	03-3581-6503 （全国社会福祉協議会児童福祉部）
雨宮児童福祉財団修学助成	入学金実費分	
	問合先	03-5276-2421（雨宮児童福祉財団）
産経新聞　明日への旅立ち基金	在学期間中の毎年50万	
	問合先	03-3275-9294（産経新聞厚生文化事業団）
かながわ子ども福祉基金	私立高校（専修・各種学校）入学時激励金（５万円） 私立幼稚園入園時奨励金（３万円） 初めての自立時民間アパート支援金（10万円）	
	問合先	045-312-4813 （神奈川県社会福祉協議会　地域福祉推進担当）
萬谷児童福祉基金	大学・専門学校等への入学支度金	
	問合先	045-312-4813 （神奈川県社会福祉協議会　地域福祉推進担当）

大学等入学支度金支給制度	大学や短期大学、専門学校に進学を希望し入学した方５名に、入学支度金として１人につき40万円を支給	
	問合先	045-222-0615（神奈川新聞厚生文化事業団）
自立・奨学支援制度	進学・就職ともに支度金として15万円を支給	
	問合先	03-5642-6330 （エキスパート児童福祉支援協会）
児童養護施設・里親家庭の高校生進学応援金	入学金、施設整備費など入学時に納入する費用（授業料は除く）上限100万円まで支給。	
	問合先	03-5540-7446（朝日新聞厚生文化事業団）
読売光と愛・郡司ひえる奨学基金	進学した各学校の授業料を主たる基準に、卒業するまで年額50万円を限度に助成	
	問合先	03-3217-3473（読売光と愛の事業団）
資生堂児童福祉奨学生	授業料の一部として年額50万円を支給	
	問合先	03-3574-7408 （資生堂社会福祉事業財団）
PMJフォスターファミリー奨学助成	授業料援助として年間50万円	
	問合先	047-488-8652 （フィリップモリスジャパン株式会社）
施設や里親家庭で暮らしている若者への入学支援金	入学時に収める費用の上限50万円を支給。	
	問合先	03-3440-2581（日本子ども虐待防止学会）
大学等進学者への奨学金プログラム「カナエール」	一人あたり、一時金30万円と、卒業まで月々３万円の支給	
	問合先	（東京）03-6842-6766 （横浜）045-548-8011 （ブリッジフォースマイル）
タイガーマスク基金給付事業	入学時12万円、２年次以降、最短で卒業するまで毎年６万円（予定）。	
	問合先	http://www.tigermask-fund.jp/ からメールにて問合せ（タイガーマスク基金）

●そのほか主な貸付、給付制度

貸付	日本学生支援機構	経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資として奨学金を貸与。返還の義務があり、必ず返還しなくてはなりません。 　返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて割賦金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予する制度等があります。 【URL】http://www.jasso.go.jp/saiyou/daigaku.html#zougaku	
		問合先	0570-03-7240
貸付	あしなが育英会	高校、大学、専門学校などに進学を希望している、経済的に苦しい遺児に奨学金を貸し出して支援しています。	
		問合先	03-3221-0888
支給	交通遺児等育成基金	義務教育終了前の交通遺児等を有する特に生計困窮度の高い家庭へ、生活及び学業のための資金の給付及び緊急時見舞金の給付を行う事業です。	
		問合先	03-3237-0158
支給	朝日奨学会	朝日新聞販売所で配達などの仕事をしながら返済不要の奨学金によって大学や短大、各種学校等へ通学するサポートシステム。奨学金上限額内で、入学金、授業料、施設費、実習費、教材費（学校納付金）の実費を支給します。	
		問合先	0120-127733（東京事務局）
支給	交通遺児援護基金	神奈川県内に居住する交通遺児に対し、小学校・中学校入学、中学・高校卒業時に激励金を支給します。	
		問合先	045-312-4813 （神奈川県社会福祉協議会　地域福祉推進部　地域福祉推進担当）
支給	交通遺児大学等入学支度金	大学等に進学を希望する交通遺児の高校生に対し、一人40万円の入学支度金を支給します。	
		問合先	045-222-0615（神奈川新聞厚生文化事業団）

※生活福祉資金（教育支援資金）は、大学・短大等の入学時・授業料等についても貸付対象としています。（P84参照）

5 ひきこもり等の相談・居場所について知りたい

公的相談機関

○青少年相談〔「1．代表的な相談窓口」参照（P80)〕

フリースペース等

○ひきこもり、不登校等の青少年や家族をサポートするNPO情報については「神奈川県立青少年センター」ホームページで情報を収集できます。

『神奈川県立青少年センター』
http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f602/

○なお利用に際して、掲載情報について次の点にご留意ください。

・上記ホームページで紹介している団体の情報は、その内容を当該センターが、保証や推薦するものではありません。
・利用に際して、各団体へお問い合わせください。

○県内のフリースペース等の一部をここではご紹介します。

名　　称	電　話	URL
（特非）楠の木学園	045-473-7880	http://www.kusunoki-gakuen.jp/
（特非）くじらぐも	045-442-2236	http://kujiragumo.org/
（公財）こども教育支援財団横浜校	045-641-8516	http://www.tokyo-taishi.net/campus/yokohama/index.html
フレンドリースペース金沢	045-783-5978	http://www1.c3-net.ne.jp/friendly-space-kanazawa-7_11/
横浜社会教育研究所和田文庫	045-861-0395	http://www.mmjp.or.jp/wadabunko/
おっち一塾	090-8879-9853	http://occhijuku.weebly.com/
（特非）のむぎ地域教育文化センター	045-961-6696	http://www.nomugi.com/
（特非）コロンブスアカデミー	045-761-4313	http://npocolumbus.or.jp/
（特非）いばしょづくり	045-444-2750	http://www.ibasyo.jp/npo/
（特非）教育支援協会横浜事務局	045-243-6840	http://www.live.kyoikushien.org/
（一社）横浜国際・医療・総合教育学院	045-410-7427	http://kodomohappy.web.fc2.com/
（特非）フリースペースたまりば	044-833-7562	http://www.tamariba.org/
（特非）教育活動総合サポートセンター	044-877-0553	http://www16.ocn.ne.jp/~snmi/
フリースクール鈴蘭学園	080-6577-1545	http://www.fs-suzuran-gakuen.com/
相模湖フリースクール	042-685-2077	http://sagamikofreeschool.jimdo.com/
（特非）太陽の村	042-707-0160	http://www7b.biglobe.ne.jp/~taiyounomura/
（株）伸学館	0120-325-511	http://www.shingakukanzemi.com/
（特非）アンガージュマン・よこすか	046-801-7881	http://npoey.com/
（特非）Beingサポートブレイン	046-835-6252	http://www009.upp.so-net.ne.jp/being/
（特非）湘南国際	046-827-1941	http://www.shonankokusai.jp/
（特非）J-ENEP湘南マザーアース	0467-75-8116	http://dp08148473.lolipop.jp/
（特非）遊悠楽舎	090-4244-6093	http://yuyugakusha.org/index.php
（特非）青少年サポート協会	0466-86-7100	http://ysa.sub.jp/index.html
不登校・ひきこもり居場所あすなろ	046-254-2005	http://genki365.net/gnkz/mypage/index.php?gid=G0000050
（特非）星槎教育研究所	046-296-5788	http://seisa.ed.jp/npo/
（特非）そだちサポートセンター	0463-25-6662	http://www.geocities.jp/sodachi_ssc/
のぞみ教室	0463-71-0991	http://seisanozomi.blog.fc2.com/
（特非）くだかけ会	0465-74-4770	http://www17.ocn.ne.jp/~kudakake/
（特非）子どもと生活文化協会（CLCA）	0465-35-8420	http://www.clca.jp/

（県ホームページ「フリースクール等の紹介」より本会作成）

○また上記に掲載されているもの以外に、さまざまな方を対象にした居場所があります。

名称	電話	内容	ホームページ
（特非）ブリッジフォースマイルポートフォー	045-548-8011	児童養護施設等を退所した方のための相談・居場所	http://www.b4s.jp/activity/ypf/
（特非）SHIPにじいろキャビン	【本人相談電話】 045-548-3980 毎週木曜19時～21時 【学校、相談機関、行政窓口相談電話】 045-306-6769 〈水・金・土〉 16：00～21：00 〈日曜〉 14：00～18：00	セクシャルマイノリティの方のための相談・居場所	http://cs.ship-web.com/Top.html
（特非）コス援護会	080-5385-2773	コスプレやサブカルチャーに関心のある方のための相談・居場所	http://www.cosengokai.or.jp/hp/01_pc/pc_index.html

6 障害福祉サービスを利用したい

■ トピックス ■

障害福祉サービスを利用するには？

①障害福祉サービスを利用するときは、お住まいの市区町村に申請してください。
②申請をすると、市区町村の職員等が障害程度区分認定のための調査に訪問し、本人の障害の状況などをお聞きします。
③市区町村は、調査結果を踏まえ、障害程度区分を認定します。
④特定相談支援事業所でサービス等利用計画案を作成し、市区町村に提出します。
⑤市区町村は、サービス等利用計画案を勘案して、利用できるサービスの種類や量を決定し、受給者証を交付します。
⑥受給者証の交付を受けた後、市区町村窓口や特定相談支援事業所と相談しながら、自分にあったサービス等利用計画を作成します。
⑦作成した利用計画に基づき、サービス提供事業所と利用契約を結びサービスを利用します。

(県ホームページより本会作成)

サービスの対象

○身体障害者手帳を持っている人、療育手帳を持っているか知的障害があると判定された人、精神障害者、国の定める130疾患の難病患者
○利用するためには、行政障害福祉課で申請。所定の手続きにより障害福祉サービス受給者証が発行されます。利用するサービスによっては、障害程度区分等判定審査会で障害程度区分の認定を受ける必要があります。

手帳制度

●身体障害者手帳

この手帳は、身体に障害のある方が、さまざまなサービスを利用す

るために必要な手帳です。障害の程度によって１級から６級までに区分されます。

●療育手帳

この手帳は、知的障害児者が、一貫した療育及び援護を受け、この手帳を見せることにより、さまざまなサービスや優遇措置を受けやすくすることを目的としたものです。

●精神障害者保健福祉手帳

この手帳は、精神障害のため長期にわたり生活の制約がある方を対象にしています。この手帳により、自立した生活の手助けとなるサービスが受けられます。病名や年齢、入院・在宅の区分による制限はありません。障害の程度により等級（１級、２級、３級）が決められます。

障害に関する相談支援事業所

○障害者相談支援事業所では、障害児者やその家族が地域で安心して自立した生活を送るため、緊急時の対応などの情報提供、一般的な相談、行動障害などの個別相談に応じています。

問合先	お近くの相談支援事業所

○相談支援事業所について、『かながわ福祉情報コミュニティー』ホームページの「障害福祉情報サービスかながわ」〔管理・運営：（公社）かながわ福祉サービス振興会〕で検索することができます。

『かながわ福祉情報コミュニティー』
http://www.rakuraku.or.jp/default.asp

○発達障害のある人で働くことや生活のことを相談したいとき、発達障害者支援センターにおいて専門的な相談に応じています。

名　称	電　話	住　所
神奈川県発達障害支援センターかながわＡ（エース）	0465-81-3717	足柄上郡中井町境218

名　　称	電　話	住　　所
横浜市発達障害者支援センター	045-290-8448	横浜市神奈川区鶴屋町３-35-８ タクエー横浜西口第２ビル７階
川崎市発達相談支援センター	044-223-3304	川崎市川崎区砂子１-７-５ タカシゲビル３階
相模原市発達障害支援センター	042-756-8411	相模原市中央区陽光台３-19-２

サービスの種類

●「かながわ福祉情報コミュニティー」

・「かながわ福祉情報コミュニティー」ホームページの「障害福祉情報サービスかながわ」〔管理・運営：（公社）かながわ福祉サービス振興会〕のページでサービス体系・事業所名・利用したいサービスごとで、障害福祉サービスを検索することができます。

『かながわ福祉情報コミュニティー』
http://www.rakuraku.or.jp/default.asp

・下記は障害福祉サービスのサービス体系の一例です。

○訪問系サービス

・主に障害のある人の自宅で提供されるサービス。居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

○日中活動系サービス

・施設を利用して主に昼間提供されるサービス。生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）があります。

○日中活動系サービスのうち、就労関連のサービス

・就労移行支援　　：一般企業での就労を目指して、訓練を必要とするときのサービスです。

・就労継続支援Ａ型：雇用契約を結びながら、就労能力の向上を目指す訓練をしたり、働く場を必要とするときのサービスです。

・就労継続支援Ｂ型：雇用契約を結ばず、就労能力の向上を目指す訓練をしたり、働く場を必要とするときのサービスです。

○居住系サービス

・施設などにおいて、主に夜間や休日に提供されるサービスです。施設入所支援、グループホームなどがあります。

障害基礎年金の受給

・被保険者が、国民年金加入中の疾病によって一定の障害程度に該当する障害者となった時に支給される年金です。
・20歳になる前にけがや病気で障害者となった者もその対象とされています。
・支給要件は、①保険料納付済期間（保険料免除期間含む）が加入期間の３分の２以上ある者の障害、②障害の程度が国民年金法に定める１級または２級に該当すること。国民年金に加入以前の20歳前に初診日がある者の場合には、20歳になったときに障害等級表に該当する障害があれば、未加入であっても障害基礎年金が支給されます。

問合先	市町村障害福祉課

障害のある人の就労に関すること

●ハローワーク

・ハローワークによっては、障害のある方専用の相談窓口があります。

問合先	「3．仕事を探したい」参照（P94）

●神奈川障害者職業センター

・就職を希望する障がい者や、障がい者を雇用しようとする事業主等に対して、次のような支援を行っています。
①職業相談・職業リハビリテーション計画策定
②就職準備支援

③職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
④事業主に対する障がい者雇用管理等についての助言、援助
⑤「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づく知的障がい者判定、重度知的障がい者判定

名　　称	電　話	住　　所
神奈川障害者職業センター	042-745-3131	相模原市南区桜台13-１

●障害者就労相談センター

・就労を希望する障がい者に対して、専門の職員が職業相談、職業能力の評価を実施し、ハローワーク等と連携して支援を行っている。

名　　称	電　話	住　　所
障害者就労相談センター	045-633-6110	横浜市中区寿町１-４ かながわ労働プラザ５階

●地域就労援助センター、障害者就業・生活支援センター

①地域就労援助センター

・障害のある方の職業能力に応じた就労を支援する機関で県内に（政令市を含む）17ヵ所設置されています。一般就労や福祉的就労に関する相談、就労へ向けた指導・訓練等を行っています。社会福祉法人等が運営しています。

名　　称	電　話	住　　所
横浜東部就労支援センター	045-312-5123	横浜市神奈川区西神奈川1-1-3　アートビル４階
横浜南部就労支援センター	045-775-1566	横浜市磯子区新杉田町８-７ （福）電機神奈川福祉センター内
横浜北部就労支援センター	045-937-3384	横浜市緑区中山町306-１ ミヨシズ・シードビル405
横浜西部就労支援センター	045-390-3119	横浜市旭区柏町36-15　柏ハーモニビル202
横浜戸塚就労支援センター	045-869-2323	横浜市戸塚区戸塚町4111　吉原ビル２階
横浜中部就労支援センター	045-350-2044	横浜市西区平沼１-38-３ 横浜エムエスビル４階
横浜上大岡就労支援センター	045-844-4402	横浜市港南区上大岡西２-10-21
横浜日吉就労支援センター	045-560-1801	横浜市港北区箕輪町２-２-２ ケイケイビル２階
横浜市精神障害者就労支援センター	045-475-0142	横浜市港北区鳥山町1735 横浜市総合保健医療センター１階

名　　称	電　話	住　　所
川崎南部就労援助センター	044-201-8663	川崎市川崎区砂子１-７-５ タカシゲビル６階
中部就労援助センター	044-739-1294	川崎市中原区小杉町３-264-３ 富士通ユニオンビル３階
百合丘就労援助センター	044-281-3985	川崎市麻生区百合丘２-８-２ 川崎市北部リハビリテーションセンター３階
相模原就労援助センター	042-758-2121	相模原市中央区松が丘１-23-１ 市立障害者支援センター松が丘園内
障がい者就業・生活支援センターサンシティ	0463-37-1622	平塚市浅間町２-20　藤和平塚コープ１階
湘南地域就労援助センター	0466-30-1077	藤沢市辻堂神台１-３-39　タカギビル４階
よこすか就労援助センター	046-820-1933	横須賀市本町２-１ 横須賀市立総合福祉会館内４階
県央地域就労援助センター	046-232-2444	海老名市東柏ヶ谷３-５-１ ウエルストーン相模野103
障害者支援センターぽけっと	0465-39-2007	小田原市曽比1786-１

②障害者就業・生活支援センター

・就職や職場への定着に当たって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害のある方に対して、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。社会福祉法人が運営しており、地域就労援助センター８ヵ所に併設しています。

名　　称	電　話	住　　所
横浜市障害者就業・生活支援センタースタート	045-869-2323	横浜市戸塚区戸塚町4111　吉原ビル２階
川崎障害者就業・生活支援センター	044-739-1294	川崎市中原区小杉町３-264-３ 富士通ユニオンビル３階
相模原障害者就業・生活支援センター	042-758-2121	相模原市中央区松が丘１-23-１
よこすか障害者就業・生活支援センター	046-820-1933	横須賀市本町２-１ 横須賀市立総合福祉会館内４階
障がい者就業・生活支援センターサンシティ	0463-37-1622	平塚市浅間町２-20　藤和平塚コープ１階
湘南障害者就業・生活支援センター	0466-30-1077	藤沢市辻堂神台１-３-39　タカギビル４階
障害者就業・生活支援センターぽむ	046-232-2444	海老名市東柏ヶ谷３-５-１ ウエルストーン相模野103
障害者支援センターぽけっと	0465-39-2007	小田原市曽比1786-１

●神奈川障害者職業能力開発校

・身体障害や知的障害のある方、就職に必要な知識・技術を習得するための職業訓練を行っています。国が設置し神奈川県が運営する職業能力開発促進法に基づいた職業能力開発施設です。

名　称	電　話	住　所
神奈川障害者職業能力開発校	042-744-1243	相模原市南区桜台13-1

●神奈川能力開発センター

・義務教育修了以上で、満20歳までの知的障害者が対象。知的障害者で、新しく職業に就こうとする方や職業を転換しようとしている方に、その能力に応じた基礎的な技能を習得させるとともに、基本的な生活習慣や労働習慣を体得させて、雇用労働者として就労できるよう養成しています。

名　称	電　話	住　所
神奈川能力開発センター	0463-96-4555	伊勢原市日向496

■ トピックス

横浜市単独事業「障害者自立生活アシスタント事業」

○単身等で生活する障害者が地域生活を継続するために、専門的知識と経験を有する「自立生活アシスタント」が、具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行っています。

○利用については、お住まいの横浜市各区福祉保健センターへお問い合わせください。〔「11．市区町村福祉事務所一覧」参照（P128）〕

対象者	横浜市内に居住していて下記のいずれかに該当する知的障害者、精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害を有するために日常生活又は社会生活に支援が必要な方。 1．地域で一人暮らしをしている方 2．同居している家族の障害や病気、高齢化などで日常生活上の支援を受けられない方 3．自立生活アシスタントを利用しながら一人暮らしを目指したい方
支援内容	1．訪問・電話等による相談・助言（衣食住・健康管理・消費生活・余暇活動の支援など） 2．コミュニケーション支援（対人関係調整・関係機関との連絡調整の支援など）

7 精神保健関連の相談機関を知りたい

こころの問題、依存症等に関する相談をしたい

●主な公的機関等

〈精神保健福祉センター〉

名　　称	電　話	住　　所
神奈川県精神保健福祉センター	045-821-8822	横浜市港南区芹が谷２-５-２
横浜市こころの健康相談センター	045-662-3522	横浜市中区日本大通18　KRCビル６階
川崎市精神保健福祉センター	044-201-3242	川崎市川崎区宮本町２-32 JAセレサみなみビル４階
相模原市精神保健福祉センター	042-769-9818	相模原市中央区富士見６-１-１ ウェルネスさがみはら７階

・横浜市各区福祉保健センター、川崎市各区保健福祉センター、相模原市内保健福祉センター、県各保健福祉事務所においても相談に応じています。〔「11．市区町村福祉事務所一覧」参照（P128)〕
・県域（政令市除く）の保健所設置市は以下のとおりです。

名　　称	電　話	住　　所
横須賀市保健所	046-822-4300	横須賀市西逸見町１-38-11 ウェルシティ市民プラザ３階
藤沢市保健所	0466-50-3593	藤沢市鵠沼2131-１

〈横浜市男女共同参画センター〉

・心とからだと生き方の電話相談、セクハラなどの相談、性別による差別、デートDV等の相談を行っています。

名　　称	電　話	住　　所
男女共同参画センター横浜	045-862-5050	横浜市戸塚区上倉田町435-１
フォーラム南太田 （男女共同参画センター横浜南）	045-714-5911	横浜市南区南太田１-７-20

名　　称	電　話	住　　所
アートフォーラムあざみ野 （男女共同参画センター横浜北）	045-910-5700	横浜市青葉区あざみ野南１-17-３

●主な民間相談窓口

〈アルコール依存症関連〉

名　　称	電　話	住　　所
（特非）横浜ダルク・ケア・センター	045-731-8666	横浜市南区宿町２-44-５
（特非）市民の会寿アルク アルク・ヒューマンサポートセンター相談室	045-264-4406	横浜市中区松影町３-11-２ 三和物産ビル２階

〈ギャンブル依存症関連〉

名　　称	電　話	住　　所
（特非）ワンデーポート	045-303-2621	横浜市瀬谷区相沢４-10-１

〈摂食障害関連〉

名　　称	電　話	住　　所
（特非）のびの会相談室	045-787-0889	横浜市金沢区寺前１-１-28 中村ビル３階

いのちの電話

●横浜いのちの電話

電話	045-335-4343	URL	http://www.yind.jp/

●川崎いのちの電話

電話	044-733-4343	URL	http://kawasaki-inochinodenwa.org/

精神科医療機関を探したい

○精神科医療機関を『神奈川県精神保健福祉センター』ホームページの『医療機関検索』から検索することができます。

『神奈川県精神保健福祉センター』 http://www.pref.kanagawa.jp/div/1590/

○「神奈川県精神科病院協会」「神奈川県精神神経科診療所協会」のホームページから、当該協会の会員病院・診療所について検索することができます。

神奈川県精神科病院協会	http://www.mmjp.or.jp/shinseikyou/
神奈川県精神神経科診療所協会	http://www.shinseisin.gr.jp/

○精神科病院・精神科診療所では、「精神科デイケア」を併設しているところがあります。精神科デイケアは、外来治療のひとつで、日中にさまざまな活動を行います。利用については精神科医療機関にお問合せください。

●精神科救急医療情報窓口

精神疾患の急激な発症や病状が悪化した方に必要に応じ、当番医療機関等を紹介する窓口になります。

電話	045-261-7070	受付時間	土曜日、日曜日、祝祭日および年末年始 （午前８時半～翌日午前８時半） 平日 （月～金曜日午後５時～翌日午前８時半）

自立支援医療（精神通院医療）

○自立支援医療は、精神疾患で通院されている方が、安定して治療を受けることができるように医療費の一部が公費で負担され、医療機関の窓口で支払う自己負担額が軽減される制度です。

○この制度を利用することにより自己負担は原則１割となります。ただし、負担が大きくならないように世帯の所得に応じて自己負担上限額を設けています。

問合先	お住まいの市町村障害福祉課

8 ボランティア・セルフヘルプグループに参加したい

ボランティアをしたいとき

●市区町村社会福祉協議会ボランティアセンター

問合先	「11．市区町村社会福祉協議会一覧」参照（P130）

●県内公設ボランタリー活動支援センター

名　　称	電　話	住　　所
横浜市市民活動支援センター	045-223-2666	横浜市中区桜木町１-１-56 クリーンセンタービル４階・５階
つるみ区民活動センター	045-510-1694	横浜市鶴見区鶴見中央３-20-１
神奈川区区民活動支援センター	045-411-7089	横浜市神奈川区広台太田町３-８ 神奈川区総合庁舎５階
にしく市民活動支援センター	045-620-6624	横浜市西区西前町２-46　大向ビル１階
なか区民活動センター	045-224-8138	横浜市中区真砂町３-33　セルテ6階
みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ	045-232-9544	横浜市南区浦舟町３-46 浦舟複合福祉施設10階
港南区民活動支援センター	045-841-9361	横浜市港南区上大岡西１-６-１ ゆめおおおかオフィスタワー17階
ほどがや市民活動センターアワーズ	045-334-6306	横浜市保土ケ谷区星川１-２-１
旭区市民活動支援センターみなくる	045-382-1000	横浜市旭区鶴ケ峰２-82-１ ココロット鶴ヶ峰４階
いそご区民活動支援センター	045-754-2390	横浜市磯子区磯子３-５-１ 磯子区総合庁舎７階
金沢区民活動センター	045-788-7803	横浜市金沢区泥亀２-９-１　金沢区役所１階
港北区区民活動支援センター	045-540-2246	横浜市港北区大豆戸町26-１
緑区市民活動支援センターみどりーむ	045-938-0631	横浜市緑区中山町93－１
青葉区区民活動支援センター	045-989-5265	横浜市青葉区田奈町76 東急多摩田園都市まちづくり館１階　青葉区区民交流センター「田奈ステーション」内
都筑区民活動センター	045-948-2237	横浜市都筑区茅ケ崎中央32-１　都筑区役所１階
とつか区民活動センター	045-825-6773	横浜市戸塚区川上町91-１　モレラ東戸塚３階

名　　称	電　話	住　　所
さかえ区民活動センターぷらっと栄	045-894-8181	横浜市栄区小菅ヶ谷１-４-５ 横浜銀行本郷台支店３階
いずみ区民活動支援センター	045-800-2393	横浜市泉区和泉町4636-２　泉区役所１階
瀬谷区民活動センター	045-369-7081	横浜市瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館２階
かわさき市民活動センター	044-430-5566	川崎市中原区新丸子東３-1100-12
川崎区市民活動コーナー		
教育文化会館コーナー	044-201-3127	川崎区富士見2-1-3　川崎市教育文化会館１階
大師支所コーナー	044-271-0137	川崎区東門前２-１-１　大師支所２階
田島支所コーナー	044-322-1968	川崎区鋼管通２-３-７　田島支所３階
スペースcha-cha-cha	044-556-6606	川崎市幸区戸手本町１-11-１
幸市民協働プラザ	044-556-6606	川崎市幸区河原町１　河原町団地２号館１階
中原区民交流センター	044-744-4087	川崎市中原区小杉町３-245　中原区役所５階
高津区市民活動支援ルーム	044-861-3133	川崎市高津区下作延２-８-１　高津区役所４階
宮前区役所区民活動支援コーナー	044-856-3220	川崎市宮前区宮前平２-20-５
多摩区民活動・交流センター		
多摩交流センター	044-935-3108	川崎市多摩区登戸1775-１　多摩区総合庁舎内
生田交流センター	044-935-3108	川崎市多摩区生田7-16-1　生田出張所内
麻生市民交流館やまゆり	044-951-6321	川崎市麻生区上麻生１-11-５
さがみはら市民活動サポートセンター	042-755-5790	相模原市中央区富士見６-６-23　けやき会館３階
横須賀市立市民活動サポートセンター	046-828-3130	横須賀市本町３-27 ベイスクエアよこすか一番館１階
久里浜市民活動サポートセンター	046-837-3300	横須賀市久里浜４-４-10 サービス工房役所屋久里浜店内
追浜市民活動サポートセンター	046-865-4100	横須賀市追浜本町１-28-５ サービス工房役所屋追浜店内
ひらつか市民活動センター	0463-21-7517	平塚市八重咲町３-３　JAビルかながわ２階
鎌倉市市民活動センター		
鎌倉センター	0467-60-4555	鎌倉市御成町19-10
大船センター	0467-42-0345	鎌倉市台１-２-25
藤沢市市民活動推進センター	0466-54-4510	藤沢市藤沢1031　小島ビル２階
おだわら市民活動サポートセンター	0465-22-8001	小田原市本町１-５-12　市民会館４階
ちがさき市民活動サポートセンター	0467-88-7546	茅ヶ崎市茅ヶ崎３-２-７
逗子文化プラザ市民交流センター	046-872-3001	逗子市逗子４-２-11
秦野市市民活動サポートセンター	0463-83-1760	秦野市緑町16-３　保健福祉センター４階

名　　称	電　話	住　　所
厚木市市民活動サポート室	046-225-2104	厚木市旭町２－４－18　勤労福祉センター内
大和市民活動センター	046-260-2586	大和市中央１－５－１
いせはら市民活動サポートセンター	0463-94-5300	伊勢原市田中297
えびな市民活動センター・交流館	046-259-8116	海老名市さつき町51-２
座間市民活動サポートセンター	046-255-0201	座間市緑ケ丘１－１－１ ざまコミュニティプラザ１階
南足柄市市民サポートルーム	0465-73-8071	南足柄市関本591-１
市民活動センターあやせ	0467-70-1232	綾瀬市深谷3838　中央公民館内
葉山まちづくり館	046-876-0421	三浦郡葉山町堀内1874　葉山町立図書館２階
にのみや町民活動サポートセンター	0463-70-6255	中郡二宮町二宮879-11
真鶴地域情報センター	0465-68-1111	足柄下郡真鶴町真鶴433-１　１階
あいかわ町民活動サポートセンター	046-205-1323	愛甲郡愛川町角田251-１

セルフヘルプ・グループを知りたいとき

●神奈川県社会福祉協議会かながわボランティアセンター

・神奈川県社会福祉協議会かながわボランティアセンターでは、セルフヘルプコーナー（相談室・ロッカー・メールボックスの貸出・フリースペース）を運営しています。セルフヘルプ・コーナーを利用している主なグループについては、下記URLで検索できます。

電話	045-312-4815	URL	http://knsyk.jp/

●男女参画共同センター

名　　称	電　話	住　　所
男女共同参画センター横浜	045-862-5050	横浜市戸塚区上倉田町435-１
男女共同参画センター横浜南 フォーラム南太田	045-714-5911	横浜市南区南太田１－７－20
男女共同参画センター横浜北 アートフォーラムあざみ野	045-910-5700	横浜市青葉区あざみ野南１-17-３

9 地域で活動する民生委員児童委員

●民生委員児童委員

・「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、住民の身近な相談・支援者として、地域住民の保護、保健・福祉に関する援助・指導を行うほか、「児童委員」を兼務しています。
・「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう見守るほか、子育てや妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っています。
・また、一部の「児童委員」は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受け活動しています。

問合先	各市区町村の民生委員児童委員協議会へ問い合わせ。

10 要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会

●要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、地方公共団体は、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会の設置に努めることとしています。

また、虐待の発生予防、未然防止に務めることが重要として、要支援児童もしくはその保護者または特定妊婦（若年、経済問題等のある妊婦）についても協議の対象とされました。

●子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者育成支援推進法は、地方公共団体に対し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会の設置に努めることとしました。

【参考資料】子ども・若者育成支援推進法概要図（内閣府）

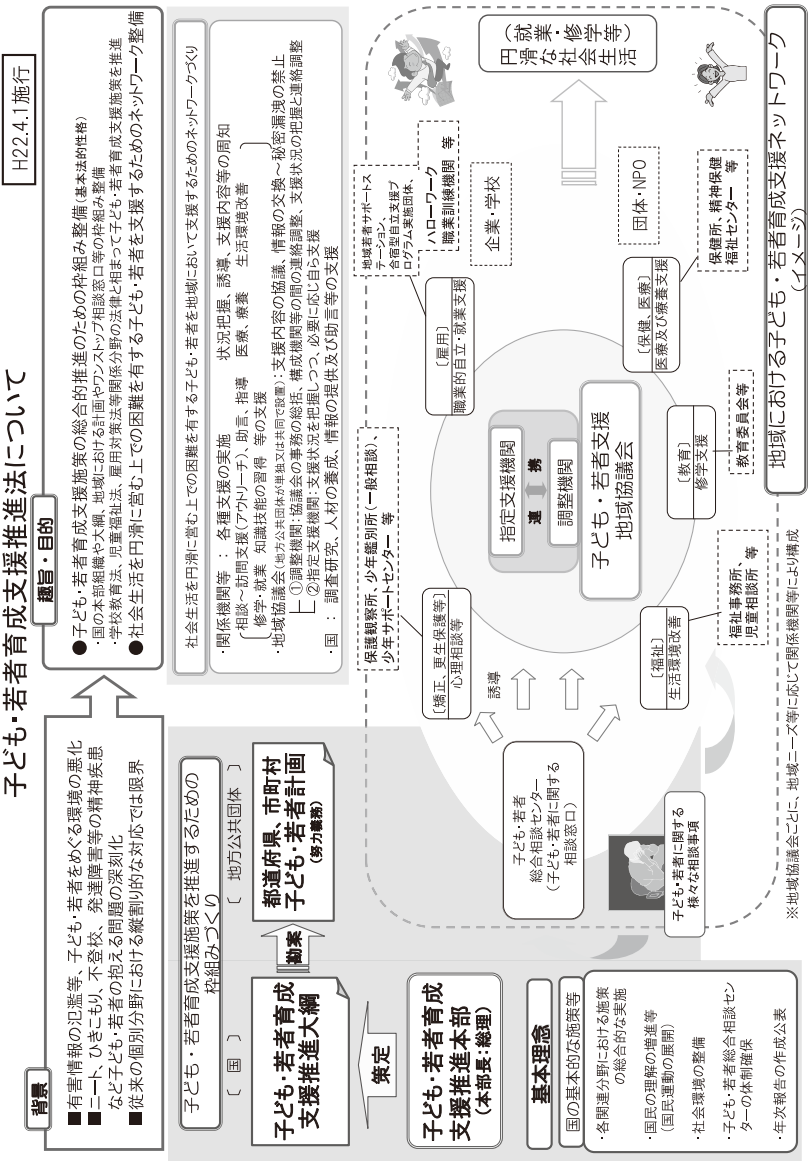

11 市区町村福祉事務所、市区町村社会福祉協議会一覧

福祉事務所一覧

・福祉事務所では年齢や相談内容によって相談窓口が変わります。
・ここでは代表電話を掲載していますので、まずはお電話で、利用したい窓口をご確認ください。

名　称		電　話	住　所
横浜市	鶴見区福祉保健センター	045-510-1818	横浜市鶴見区鶴見中央３-20-１
	神奈川区福祉保健センター	045-411-7171	横浜市神奈川区広台太田町３-８
	西区福祉保健センター	045-320-8484	横浜市西区中央１-５-10
	中区福祉保健センター	045-224-8181	横浜市中区日本大通35
	南区福祉保健センター	045-743-8282	横浜市南区花之木町３-48-１
	港南区福祉保健センター	045-847-8484	横浜市港南区港南中央通10-１
	保土ケ谷区福祉保健センター	045-334-6262	横浜市保土ケ谷区川辺町２-９
	旭区福祉保健センター	045-954-6161	横浜市旭区鶴ケ峰１-４-12
	磯子区福祉保健センター	045-750-2323	横浜市磯子区磯子３-５-１
	金沢区福祉保健センター	045-788-7878	横浜市金沢区泥亀２-９-１
	港北区福祉保健センター	045-540-2323	横浜市港北区大豆戸町26-１
	緑区福祉保健センター	045-930-2323	横浜市緑区寺山町118
	青葉区福祉保健センター	045-978-2323	横浜市青葉区市ケ尾町31-４
	都筑区福祉保健センター	045-948-2323	横浜市都筑区茅ケ崎中央32-１
	戸塚区福祉保健センター	045-866-8484	横浜市戸塚区戸塚町16-17
	栄区福祉保健センター	045-894-8181	横浜市栄区桂町303-19
	泉区福祉保健センター	045-800-2323	横浜市泉区和泉町4636-２
	瀬谷区福祉保健センター	045-367-5656	横浜市瀬谷区二ツ橋町190
川崎市	川崎区保健福祉センター	044-201-3113	川崎市川崎区東田町８
	大師地区健康福祉ステーション	044-271-0148	川崎市川崎区東門前２-１-１
	田島地区健康福祉ステーション	044-322-1981	川崎市川崎区鋼管通２-３-７
	幸区保健福祉センター	044-556-6666	川崎市幸区戸手本町１-11-１
	中原区保健福祉センター	044-744-3113	川崎市中原区小杉町３-245

名　　称		電　話	住　　所
川崎市	高津区保健福祉センター	044-861-3113	川崎市高津区下作延２－８－１
	宮前区保健福祉センター	044-856-3113	川崎市宮前区宮前平２-20-５
	多摩区保健福祉センター	044-935-3113	川崎市多摩区登戸1775-１
	麻生区保健福祉センター	044-965-5144	川崎市麻生区万福寺１－５－１
相模原市	緑福祉事務所	042-775-8809	相模原市緑区西橋本５－３-21
	中央福祉事務所	042-754-1111	相模原市中央区富士見６－１-20
	南福祉事務所	042-701-7720	相模原市南区相模大野６-22-１
横須賀市福祉事務所		046-822-4000	横須賀市小川町11
藤沢市福祉事務所		0466-25-1111	藤沢市朝日町１－１
平塚市福祉事務所		0463-23-1111	平塚市浅間町９－１
鎌倉市福祉事務所		0467-23-3000	鎌倉市御成町18-10
小田原市福祉事務所		0465-33-1300	小田原市荻窪300
茅ヶ崎市福祉事務所		0467-82-1111	茅ヶ崎市茅ヶ崎１－１－１
逗子市福祉事務所		046-873-1111	逗子市逗子５－２-16
三浦市福祉事務所		046-882-1111	三浦市城山町１－１
秦野市福祉事務所		0463-82-5111	秦野市桜町１－３－２
厚木市福祉事務所		046-223-1511	厚木市中町３-16-１
大和市福祉事務所		046-260-5685	大和市鶴間１-31-７ 大和市保健福祉センター内
伊勢原市福祉事務所		0463-94-4711	伊勢原市田中348
海老名市福祉事務所		046-231-2111	海老名市勝瀬175-１
座間市福祉事務所		046-255-1111	座間市緑ケ丘１－１－１
南足柄市福祉事務所		0465-74-2111	南足柄市関本440
綾瀬市福祉事務所		0467-77-1111	綾瀬市早川550
県平塚保健福祉事務所 【地域】中郡		0463-32-0130	平塚市豊原町６-21
県茅ヶ崎保健福祉事務所 【地域】高座郡		0467-85-1171	茅ヶ崎市茅ヶ崎１－８－７
県鎌倉保健福祉事務所 【地域】三浦郡		0467-24-3900	鎌倉市由比ガ浜２-16-13
県厚木保健福祉事務所 【地域】愛甲郡		046-224-1111	厚木市水引２－３－１
県足柄上保健福祉事務所 【地域】足柄上郡		0465-83-5111	足柄上郡開成町吉田島2489-２
県小田原保健福祉事務所 【地域】足柄下郡		0465-32-8000	小田原市荻窪350-１

市区町村社会福祉協議会一覧

名　　称	電　話	住　　所
横浜市社会福祉協議会	045-201-2096	横浜市中区桜木町１－１ 横浜市健康福祉総合センター内
鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619	横浜市鶴見区鶴見中央４-32-１ UNEX（ユネックス）ビル５階
神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014	横浜市神奈川区反町１-８-４　はーと友神奈川内
西区社会福祉協議会	045-450-5005	横浜市西区高島２－７－１ ファーストプレイス横浜３階　横浜市西区福祉活動拠点内
中区社会福祉協議会	045-681-6664	横浜市中区山下町２　産業貿易センタービル４階
南区社会福祉協議会	045-260-2510	横浜市南区浦舟町３-46　浦舟複合福祉施設８階
港南区社会福祉協議会	045-841-0256	横浜市港南区港南４－２－８ ３階　港南区福祉保健活動拠点内
保土ケ谷区社会福祉協議会	045-341-9876	横浜市保土ケ谷区川辺町５-11　かるがも３階
旭区社会福祉協議会	045-392-1123	横浜市旭区鶴ヶ峰１－６-35
磯子区社会福祉協議会	045-751-0739	横浜市磯子区磯子３－１-41 磯子センター５階
金沢区社会福祉協議会	045-788-6080	横浜市金沢区泥亀１-21-５ いきいきセンター金沢
港北区社会福祉協議会	045-547-2324	横浜市港北区大豆戸町13-１　吉田ビル206
緑区社会福祉協議会	045-931-2478	横浜市緑区中山町413-４　ハーモニーみどり１階
青葉区社会福祉協議会	045-972-8836	横浜市青葉区市ヶ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点「ふれあい青葉」
都筑区社会福祉協議会	045-943-4058	横浜市都筑区茌田東４-10-３ 港北ニュータウンまちづくり館内
戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434	横浜市戸塚区戸塚町167-25
栄区社会福祉協議会	045-894-8521	横浜市栄区桂町279-29
泉区社会福祉協議会	045-802-2150	横浜市泉区和泉町3540
瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117	横浜市瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館内
川崎市社会福祉協議会	044-739-8710	川崎市中原区上小田中６-22-５ 川崎市総合福祉センター
川崎区社会福祉協議会	044-246-5500	川崎市川崎区砂子１-10-２　ソシオ砂子ビル９階
幸区社会福祉協議会	044-556-5500	川崎市幸区戸手本町１-11-５ さいわい健康福祉プラザ
中原区社会福祉協議会	044-722-5500	川崎市中原区今井上町34　和田ビル１階

名　　称	電　話	住　　所
高津区社会福祉協議会	044-812-5500	川崎市高津区溝口１-６-10 てくのかわさき３階
宮前区社会福祉協議会	044-856-5500	川崎市宮前区宮崎２-６-10 宮崎台ガーデンオフィス４階
多摩区社会福祉協議会	044-935-5500	川崎市多摩区登戸1763 ライフガーデン向ヶ丘２階
麻生区社会福祉協議会	044-952-5500	川崎市麻生区万福寺１-２-２ 新百合21ビル１階
相模原市社会福祉協議会	042-756-5034	相模原市中央区富士見６-１-20
緑区事務所	042-775-8601	相模原市緑区西橋本５-３-21　緑区合同庁舎2階
城山地域事務所	042-783-1212	相模原市緑区久保沢２-26-１ 城山保健福祉センター内
津久井地域事務所	042-784-3393	相模原市緑区中野633　津久井総合事務所 3階
相模湖地域事務所	042-649-0202	相模原市緑区与瀬896　相模湖総合事務所3階
藤野地域事務所	042-687-3361	相模原市緑区小渕2000　藤野総合事務所3階
南区事務所	042-765-7065	相模原市南区相模大野６-22-１ 南保健福祉センター 1階
横須賀市社会福祉協議会	046-824-3435	横須賀市本町２-１　市立総合福祉会館内
藤沢市社会福祉協議会	0466-50-3525	藤沢市鵠沼東１-１　玉半ビル３階
平塚市社会福祉協議会	0463-33-2333	平塚市追分１-43
鎌倉市社会福祉協議会	0467-23-1075	鎌倉市御成町20-21
小田原市社会福祉協議会	0465-35-4000	小田原市城山２-１-５　社会福祉センター内
茅ヶ崎市社会福祉協議会	0467-85-9650	茅ヶ崎市新栄町13-44
逗子市社会福祉協議会	046-873-8011	逗子市桜山５-32-１
三浦市社会福祉協議会	046-888-7347	三浦市南下浦町菊名1258-３
秦野市社会福祉協議会	0463-84-7711	秦野市緑町16-３　秦野市保健福祉センター内
厚木市社会福祉協議会	046-225-2947	厚木市中町１-４-１ 厚木市総合福祉センター内
大和市社会福祉協議会	046-260-5633	大和市鶴間１-25-15　大和市役所第２分庁舎内
伊勢原市社会福祉協議会	0463-94-9600	伊勢原市伊勢原２-７-31 伊勢原シティプラザ１階
海老名市社会福祉協議会	046-235-0220	海老名市勝瀬175-１
座間市社会福祉協議会	046-266-1294	座間市緑ヶ丘１-２-１
南足柄市社会福祉協議会	0465-73-1575	南足柄市関本403-２　南足柄市りんどう会館１階
綾瀬市社会福祉協議会	0467-77-8166	綾瀬市早川550　綾瀬市役所内

名　　称	電　話	住　　所
愛川町社会福祉協議会	046-285-2111	愛甲郡愛川町角田257-１ 愛川町福祉センター内
清川村社会福祉協議会	046-287-1118	愛甲郡清川村煤ヶ谷2220-１ 清川村保健福祉センターひまわり館１階
葉山町社会福祉協議会	046-875-9889	三浦郡葉山町堀内2220　葉山町福祉文化会館内
寒川町社会福祉協議会	0467-74-7621	高座郡寒川町宮山401
大磯町社会福祉協議会	0463-61-9390	中郡大磯町大磯1352-１ 町立福祉センターさざれ石内
二宮町社会福祉協議会	0463-73-0294	中郡二宮町二宮山西５-１
中井町社会福祉協議会	0465-81-2261	足柄上郡中井町比奈窪104-１ 中井町保健福祉センター「しらさぎ」内
大井町社会福祉協議会	0465-84-3294	足柄上郡大井町上大井68-２
松田町社会福祉協議会	0465-82-0294	足柄上郡松田町松田惣領17-２ 松田町健康福祉センター
山北町社会福祉協議会	0465-75-1294	足柄上郡山北町向原1379－１
開成町社会福祉協議会	0465-82-5222	足柄上郡開成町吉田島1043-１ 開成町福祉会館内
箱根町社会福祉協議会	0460-85-9000	足柄下郡箱根町湯本855
真鶴町社会福祉協議会	0465-68-3313	足柄下郡真鶴町真鶴475-１
湯河原町社会福祉協議会	0465-62-3700	足柄下郡湯河原町中央４-12-５

編集後記

編集への想い……

先日ホームの20代前半のOBから、「ぼくは、ぼくが生きていくのに何らかのケアが必要だとようやくわかった」という言葉を聞きました。彼が実際に働きはじめることはまだ難しいかもしれませんが、彼のこの言葉に、人とかかわりながら生きていこうという気持ちが感じられ、少しほっとした気分になりました。人のお世話になるケアは、時にはうっとうしいものであったり、苦痛に感じられることかもしれません。しかし、私たちは自分一人だけでは生きていけず、助け助けられながら生きていきます。自分一人だけの力で生きていこうとすることは、かえって孤立していくことになるのかもしれません。このサポートブックが、これからを生きる若者の、人とのつながりの温かさや大切さを示す道標の一つとなることを願っています。そして今後もネットワークの活動を継続して、またこのささやかなサポートブックをきっかけに、さらに多くの皆さんとつながりながら、子どもや若者にとって豊かな社会の実現に向けての歩みを進めていければと思います。今後とも何卒よろしくお願いいたします。

関東学院大学 人間環境学部 准教授　**鈴木　力**

幸運なのは、神奈川県社会福祉協議会で働くYさんとの再会でした。児童相談所で関わっていながら、18歳で支援を終えてしまう若者のその後の苦労を案じていた私は、思いのたけを彼にぶつけてしまいました。ところが、彼の反応は意外にも良く、政策課題として取り上げて検討してみたいとの返事。それからは、ぶつけてしまった手前簡単には引けず、その後のシンポジウムや互立ネットの取り組みに発展、サポートブックの発行にも漕ぎ着けました。多大なご支援をいただいた社協の皆さん、お話やご寄稿をいただいた皆さん、そして互立ネットに集まってくれた皆さんに感謝します。

県鎌倉三浦地域児童相談所 所長　**寺田 勝昭**

流れと勢いで「は〜い」と軽く受けたものの、後で気づいた。「そうだ…私は編集の経験も知識もなかった…」（苦笑）気持ちを切り替え、「なんにも知らないけれど勉強だ！」

自分の日頃の困り感が役に立てばとこじつけて、図々しく参加。今までお聴きしたかった現場の仕事人の胸の中の思い。どんな事に困って、どんな事に喜びを感じて仕事をしてきたのだろうか。伝えて欲しかった思いを乗せた寄稿がぞくぞくと集まった時は、感激でした。これから本の中で一つになる。若者支援への思いが結集しました。この本を手にとった方、是非当たって砕けろ式で気軽に連絡をとってみてくださいね。私も活用を楽しみにする一人です。

綾瀬市青少年相談室　相談員　**永野 順子**

社会で生きる青年たちを支える関係者にとって、いかに社会資源を知っているかという事が、ソーシャルワークの向上につながります。

神奈川県内には多くの社会資源があり、民間含めた青年期支援の社会資源を網羅している冊子がないものかと常々願っていました。

この様に形になったのは、神奈川県社会福祉協議会を中心とした各分野の関係者との丁寧な議論の場が何度もあったからです。

青年期支援はこれから整備していかねばならない分野です。この様に分野を超えた横断的なネットワーク作りや団体活動の場が増えることで、支援の幅が広がっていくことを実感します。ご執筆者様、ご協力頂いた関係者の方々には深く御礼申し上げます。

自立援助ホーム湘南つばさの家 ホーム長　**前川 礼彦**

児童福祉や教育によって支えられてきた子どもたちも、18歳を過ぎると途端に支える資源が少なくなります。また、支援があっても「(経済的・職業的）自立」が目的となり、まだ若い彼らが社会の中でいかに健全に成長していくか、という視点は相当に薄くなってきます。家庭的にも、その他の状況的にも恵まれた若者は、大学や企業で育つチャンスに恵まれ力をつけていくことができますが、そうした恩恵にあずかれなかった若者たちは、無防備なまま苦境に追い込まれる社会になってきています。このサポートブックを通じて、つながった人たち同士が連携した支援が出来ると同時に、若者の育ちを支える地域の基盤になっていくことを願っています。

（一社）インクルージョンネットよこはま 理事　**鈴木 晶子**

編集会議の経過

日　　程	内　　容
【第１回編集会議】 平成25年５月16日	・福祉課題共有化事業「青年期サポートブック（仮称）」の編集会議について ・編集委員から見た青年期の自立の課題について ・資料の構成について
【第２回編集会議】 ６月11日	・わかもの互立（支えあい）ネットワークでの意見 ・「青年期サポートブック（仮称）」の構成について
【第３回編集会議】 ７月３日	・第２部事例テーマと執筆者について
【第４回編集会議】 ９月18日	・第２部事例寄稿者の調整状況について ・第３部社会資源情報について
【第５回編集会議】 10月25日	・第１部青年期を取り巻く概況データについて ・第３部社会資源情報の整理について
【第６回編集会議】 11月18日	・第２部事例の確認について ・第３部社会資源情報の確認について
【第７回編集会議】 12月５日	・原稿の確認について
【第８回編集会議】 平成26年１月９日	・レイアウトの確認について

刊行に当たって最後に…

彼らは、より厳しい環境、さまざまな辛さや表しようのない悩みを抱えています。私たちは彼らを単に支援するだけでなく、彼らの生き様としてとらえて支える努力をしなければなりません。それには、日々彼らから教えられることが多くあり、私たちも学ばなければならないという謙虚な姿勢が求められます。そして、関わり合うことによって、互いの生き方を見つめなおし、互いの一層の成長を図ることが、互立（interdependence）の精神にほかなりません。

本冊子は「共同募金配分金」により作成されています。
寄附者の皆さまにお礼申し上げます。

―本冊子は、県社協ホームページからダウンロードできます―

神奈川県社協　検索　http://knsyk.jp/

発　　行　2014年２月
発 行 者　社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
〒221－0844
横浜市神奈川区沢渡４－２　県社会福祉会館内
TEL　045－311－1423　　FAX　045－312－6302
E-mail　kikaku@knsyk.jp
URL　http://knsyk.jp/
編集協力　わかもの互立（支えあい）ネットワーク
印　　刷　株式会社神奈川機関紙印刷所

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

ボランティア活動保険

全国180万人加入!!

Aプランは、死亡1,200万円、入院6,500円、通院4,000円、賠償責任5億円(限度額)を補償

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険 検索

特徴は

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償!
- 熱中症(日射病・熱射病)による障害も補償!
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償!
- 地震など天災によるケガも補償(天災タイプご加入の場合)

年間保険料			
基本タイプ	Aプラン…300円	Bプラン…450円
天災タイプ	Aプラン…460円	Bプラン…690円

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、最寄りの社協にお問い合わせください。

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者 社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 **福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
受付時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
〈引受幹事保険会社〉日本興亜損害保険株式会社

社会福祉施設総合損害補償 しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます
ふくしの保険 検索

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために！

プラン1 施設業務のための補償

（賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険）

❶基本補償

- ○基本補償（A型）は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- ○見舞費用付補償（B型）は、賠償責任のない場合の見舞金が充実
- ●オプション1 訪問・相談等サービス補償
- ●オプション2 施設の医療事故補償

❷個人情報漏えい対応補償

- ○個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合（おそれのある場合を含みます）に補償

❸施設の什器・備品損害補償

- ○施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- ○施設の現金等も補償

◆スケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

プラン2 施設利用者のための補償

（普通傷害保険）

❶入所型施設利用者の傷害事故補償
❷通所型施設利用者の傷害事故補償
❸施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

（労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険）

❶施設の労災上乗せ補償
❷施設職員の傷害事故補償
❸施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約（「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。

団体契約者
社会福祉法人
全国社会福祉協議会
（引受幹事保険会社） 株式会社 損害保険ジャパン

取扱代理店
株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667 FAX：03（3581）4763

本冊子は「共同募金配分金」により作成されています